

〔表紙〕

義弘公

家久公

慶長十八年

後
編 舊記雜錄 卷六十八

984

〔義久公御譜中〕

〔正文在清水阿寺〕

貫通万法百花春

明歴依然面目新

存雷威雄鳴海外

忠臣無處不相親

扶桑國関西路花歳、慶長十八載癸丑初春二十有一日者、

我老尊父 貫明存忠菴主第三回忌之辰也、謹布設施佛

及僧大齋筵、而命洞門數十員之梵侶等、昨夜勤修圓通

懺摩法一座并令日看讀大乘法華妙典一部矣、功德不可

勝計令也、當散筵一會海衆同音諷誦白、傘蓋無上神呪

之次、拾貫明存忠四ヶ尊号每四句奉冠于發句、以爲今

985 家久公長女

日教主轉輪王妙体三摩耶形者也、竊以尊靈 恩化遍布
声名遠矚三千沙界無水不朝東德哉、沽旅客万里長空無
星不拱北道矣、合君臣惠施所、及普天下仁政所之率土、
濱峯巒雲収山形巍々、當戸聳江河水淨波光渺々、接天
均眼、相見那邊主頭々、當着本來人、雖然恁麼這于一
塔婆拄天拄地於中間底眼、在筆頭外如何指陳打圓相云、
妙入空門得空相祖師肝膽佛精神、 藤原孝女謹樹起之

慶長十八年癸丑誕生、母家臣島津備前忠清女、元和元
年乙卯三月十五日夭亡三歳

986

〔御文庫拾六番箱十二卷中〕

渡申帳數覺之事

一 高野連(金)今院寺地領賣渡證文一卷

一 同沓紙目錄 一卷

一 同十四年之帳 沓冊

一 同十四年之帳 一冊

一 同万茶羅供入目之帳 一冊

一 同蓮(金)今院交割 一卷

一同知行名寄帳 一冊

一高野山御音信物書物 一卷

一蓮今院指圖 卷ツ

一蓮今院堂客殿新造院主部屋・土藏・湯殿・両門上下馬

屋・木屋、諸道具日記帳 一卷

右合十一通

慶長十八

貳月五日

成正院(花押)

肥後乘右衛門尉殿

川崎九左衛門尉殿

987 「古御文書」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

御書拜受、殊段子三卷致拜領、忝次第難申謝存候、久敷

遠國住居仕候付而、以愚札可申上候、無沙汰迷惑千萬、

奉存候、拙子茂去秋被召返歸洛仕候、當年中於御上洛拜

高顔、万々可得賢意候、恐惶頓首、

〔朱力半〕
〔慶長十八年〕三月初五

〔飛鳥井雅庸〕
宗勝

鳴津陸奥守様

尊答

988 「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

如仰新年之御慶珍重々々、先可申入候處ニ、貴翰殊ニ段

子ニ卷畏悦之至候、如御意去年難波歸京仕致満足候、何

様從是可申入候、先度申入候御息御誕生、目出度奉存候、

御祝詞重々可申達候、恐々謹言、

〔朱力半〕
〔慶長十八年〕三月六日

〔飛鳥井雅庸〕
雅庸

鳴津陸奥守様

人々御中

989 「義弘公御譜中」

〔崎元休右衛門盛慶在所持之案文帳〕

如仰先度者偶雖御越候、乍早晚指風情も無御座、御殘多

存計候、然処爲御礼遮而預御使者候、誠御懇勸之至畏存

候、仍上方相替儀無御座之由、尤可然御事候、殊 公儀

御普請も可相延様ニ申來候哉、左様候者緩々可爲御在

國候条、目出度存候、陸奥守事も上洛之儀、當年者被差

置之通被 仰出之旨、上野介殿被仰下候間、爰元満足

仕事候、將又藥酒御調合之由候而、壺一ツ被懸御意候、

折節愚老筋氣出合申候条、可致養生与一入畏悦不少候、

次當分はやり申候由候て、今焼之皿五ツ送給候、是又珞重存候、猶御使者へ申入候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔慶長十八年〕三月六日

使者岡田次太夫殿

寺澤志广守殿

御報

990

〔全上〕

〔全上〕

遙久絶音問心外之至候、内々任御床敷、乍便宜令啓候、

仍爰元乘馬方稽古之人衆在之事候、左候へハ貴老へ相傳

仕候馬書懇望共候条、傳授させ申候、彼馬書ニ奥書仕候、

其趣別紙ニ書付進入申候、如何御座候へん哉、細々被成

御覽、添可申字も可有之候、又者可殘字も可在之候条、

不被置御心懇ニ以後便可被仰聞候、然者相傳之馬書之中

失念之儀共、是又別紙ニ書付申候、旁具可被仰知事所仰

候、去年も不審之儀共御尋申候処、さりとてハ寄特成御

返事与感申事候、其後不審之儀共書付、須广七左衛門尉

殿へ傳書申候、相届候哉、是又御返事ニ具可被仰知事所

仰候、猶重而可得御意候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔慶長十八年〕三月六日

唐津衆

岡田次太夫殿へ傳書

荒木十左衛門尉殿

人々御中

991

〔家久公御譜中〕

慶長十八年家久爲述職將至駿武、使別府舍人就本多正純窺内意、則報知有可在國之台命、且曰、若有要用事可告之、應須速上洛、預爲其設而無懈、因先至正純、以飛札奉謝如左、

992

〔御文庫廿三番箱十六卷中 家久公御案文〕

駿府・江戸可致御見廻之由、得御内意候処、當年者踪可在國仕旨被仰下候、誠毎々如此被成、御詫儀共忝奉存候、先此等之旨飛札ニ而申候、何も近日以使者可申入候間、不詳候、恐々、

三月
(本多正純)
本上州老

993

先日従本上州之一札、大坂藏本へ迄早々御持せニ付、慥ニ相届委披見候、然者駿府・江戸可致御見廻之由、得御内意候処、當年者可在國仕旨、御詫之由被仰聞候、毎度

「案」『在文庫』「家久公御譜中十八年ニ在リ」

覺

一江戸 若君様御煩ニ付、早打可被上せ事、付 御書之事、

一大坂火事之事、

一御分國中檢地帳相調可有御進上事、

付 御書二ツ之事、

一幡厂へ之御使伊集院半右衛門尉殿へ可被仰付事、

一相良殿 若子様爲御祝儀可被越之由、加治木迄内證被

仰越候事、

已上

「十八年カ」三月十一日

「此正文御文庫十七番箱十八卷中ニアリ、年間知レス、十八年ならん」

「義弘公御譜中」

「崎元休右衛門盛慶在所持之案文帳」

改年之御慶重疊、猶更不可有盡期後、多幸々々、爲此等之儀御太刀一腰・御馬一疋令進入之候、誠幾久可得御意驗迄候、猶永日中倍可申承候、恐惶謹言、

追而令啓候、仍先度者陸奥守就繁昌、爲御悅御見廻

可被成由、大童乘兵衛尉殿を以被仰越候、其通懇ニ

陸奥守へ申聞候、誠以自他之外聞実儀一入畏存由被

申候、左候者近國之儀間節「本マ」可被成御越事、然間無

御隔心儀候条、御造作なと參候ハぬやうに候て、い

かにも輕くと被成候而、於御越へ可畏入候由、我等

方相心得可申入由被申候、此段御使へ可申入之処ニ

向嶋へ罷渡御使者御歸宅不存候而不申入候、旁爲可

得御意企使札候、猶期後音候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長十八年」三月十四日 御使波多喜介

相良左兵衛佐殿

人々御中

「國分宮内沢氏藏」

知行目錄

日州飯野杉津留村之内

高貳拾石但百石之内

屋敷一ツ

右爲加増被宛行者也、

慶長十八年三月廿日

伊勢兵部少輔
貞昌御判

三原諸右衛門
重種同

比志嶋紀伊守
國貞同

伊東作右衛門殿

右名寄帳老冊御支配所御判ニ而別紙ニ被下候、于今格
護仕候、

丑卯月廿六日

伊東榮右衛門

997

「義弘公御譜中」

「崎元休右衛門盛慶在所持之案文帳」

誠新春之御慶重疊、猶更不可有際限候、仍陸奥守致繁昌
候由、早々被聞食付、爲御悅御使札殊御太刀一腰、御馬一
疋并御樽一荷、肴兩種被懸御意候、誠々遠方迄之御懇情、
別而畏入存候、猶御使者可有演説之条、不能書載候、恐
惶謹言、

三月卅日

使者大窪左近將監殿

五嶋淡路守殿

御報

998

「古御文書中」家久公御譜中ニ在リ

尚々先書ニも如申上候、先々御在國御允存候、被成
御上洛可然時分、本上州方可有御左右之由候条、其
御心得可被成候、わざと以飛脚可申入之處、佐土原
へたしかなる便宜御座候条、如此候、何れも追々可
得貴意候、以上、

好便之条令啓上候、先度別府舍人方歸國之砌、書狀を以
申入候御上洛之儀、先々可有御延引之由 御説ニ候、雖
然先日本上州如書中之自然御用御座候者、注進可申候条、
其節早速御上洛被成候様、御心懸專要存候、御由断被成
間敷候、就中 右兵衛様御祝言付而、近日尾州名古屋へ
大御所様御上之様御沙汰御座候、當地之爲御番本美濃守
近日可有上着之由候、其外伊勢江州衆なども被罷上様御
沙汰候間、萬事御由断被成間敷候、先本美濃守殿上之儀
者不定にて候、其外之事ハ実儀者不存候へ共、下々之取
沙汰之分、爲御心得之申入候、自然御用も御坐候時分者、

御由断なく御上候様、御分別最奉存候、努々御由断被成

間敷候、尚追而可得御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕

卯月二日

山口駿河守

直友〔花押〕

奥州様

参人々御中

999

〔義弘公御譜中〕

〔崎元休右衛門盛慶在所持之文案帳〕

如書面陸奥守被儲男子、爰元上下之満足可有推量候、爲此等之祝儀預使札祝着不少候、仍近月此方の上洛之由候而、作事在之由別而辛勞之儀候、當年者陸奥守上洛被差置之由被仰出、在國にて候、誠御所様御念比之御意之通、難述短筆仕合候、然者我等娘孫上洛可仕之由候而可罷上覚悟候、爰元彼是取亂事迄候、將又爲御音信、青皿五ツ、茶洗一ツ・解毒圓送給候、喜悅之至候、余者宗二へ申渡候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕

卯月四日

使宗二

道正休甫老

回報

1000

〔全上〕

不存寄候處、懇札并屬子拾本送給、喜悅之至候、先以貴所事息災御座候由、何れ以珍重存候、老躰事も今日迄者無異儀在之事情、哀今一度遂對顔相積儀共咄申度念願迄候、先書ニも如申候、信長已來御入魂之方者于今貴所一人御座候、聊以無忘却候、乍去愚老事蟄居之式候へ者、乍存無音相過本意之外候、將又肩衝所望之由承候、當分然く成出來合無之候へ共、任有合候二ツ進入申候、自今已後書狀可被差下時者、可預直書事尤候、互可申通候間爲御心得候、恐々謹言、

尚々次郎太郎細工事入精稽古候様、別而御指南頼存候、彼者事無骨之田舎者之儀候間、被加御遠慮可被召置候、隨而てへそのくはんしやう御望之由御用ニ可立事者不存候へ共、進入申候、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕

卯月四日

使宗二

徳乗老

御返報

1001

〔御文庫拾六番箱十二卷中〕、「義弘公御譜中ニ在リ」

覚

1003

「全上」

一 御質様御上洛御日執之儀、 惟新様以御分別、 可被仰付之由 御意候事、

一 御祈人様此方へ可被成御越儀、 來月節供過候而、 自是可被成御注進之由候事、

一 大貳御供領掌被申候間、 自加治木被召寄 御覽候而尤之由 御意候事、

已上

〔朱力半〕
〔慶長十八年〕卯月十一日

「義弘公御譜中」

〔崎元休右衛門盛慶在所持之案文帳〕

如仰先度者預御見廻、 自他之外聞旁以畏悦不少候、 此等之御礼自是社申後候処ニ、 遮而御使者御丁寧之至候、 然者從江戸到來御座候哉、 東國弥御無事之由珍重存候、 餘者御使者へ申入候条、 不能詳候、 恐惶謹言、

〔朱力半〕
〔慶長十八年〕卯月十四日 使者菱刈平太殿

相良左兵衛佐殿
御報

1002

1005

「全上」

大学坊罷下刻、 御返札并柄杓一本・茶洗一ヶ・同箱一ツ

1004

「全上」

不寄存候処ニ御札、 殊さめかい餅一箱并鷹拾被懸御意候、 誠遠方迄思召寄之御懇情一入畏存候、 仍東國弥御靜謐之儀、 目出度奉存候、 餘者追而可得御意候間、 不能詳候、 恐惶謹言、

〔朱力半〕
〔慶長十八年〕卯月十四日 御使伊集院半右衛門尉

本多上野介殿
御報

三月八日之御返札卯月十日ニ到來、 令拜見候、 先以東國御無事之儀、 目出度奉存候、 然者於富士見之丸御數寄御座候、 目錄被差下候、 具遂披見申候、 誠爲入御念儀一入満足仕候、 將又我等娘孫共可罷上候、 上方無案内与申田舎者之儀間、 諸事別而可被添御心事奉頼候、 猶期後音候、 恐惶謹言、

卯月十四日 御使右同

山口駿河守殿

送給候、畏存候、殊ちやせん箱ハ此比はやり申候由候而、
 被入御念被懸御意候、一入令祝着候、仍頼存候釜之口一
 段与と見事ニ出来候而、満足仕候、然者釜のたけたかく
 御座候間、今少ひきの申度候、乍御六ヶ敷とても御事
 ニ以御分別、可然程ニ被仰付候而可給候、次くわん付も
 仕替度候、左候者今少口へよせ候而付申度候、如何可有
 之候哉、被御覽合、其分ニ能候ハんと被思召候者、かた
 ハ何ニてもかまやへ御談合候而可被仰付候、頼存候、將
 又此布袋表補繪爲可仕上せ申候、無申迄候へ共餘古過候
 間、被入御念上手ニ被仰付候て可預事頼入候、代物之儀
 者本田新介へ申付候、猶於巨細ハ彼人口上ニ申含候条、
 可得御意候、恐惶謹言、

卯月十四日

御使右同

宗善老

人々御中

「御文庫拾七番箱十八卷中」^(裏紙)「御譜中ニナシ」

覚

- 一 御檢地以後薩隅諸縣割符之 御朱印 二ツ
- 一 隅州御給之 御朱印之写 一ツ

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

五代舍人佑殿

尚く御上落之節、萬端御礼等可申入候条、令省略候、

以上、

- 一 諸縣郡御給之 御朱印之写 一ツ
- 一 高麗へ之 御朱印數 十六
- 一 奥州様へ之 御朱印 卷ツ
- 一 出水御給之 御朱印之事

已上 右儘請取候早、

慶長十八年

卯月十四日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

別府舍人佑

景親(花押)

高崎大炊助

能乘(花押)

尊書拜見、恐悅無極候、仍就御祈念之儀御願之旨、具得
 其意候、隨而銀子拾式枚贈給候、尤珍重存候、則撰良辰
 太元明王護摩一七日企修行抽懇祈候、御札護巻數并薰衣
 香五袋令進献候、將亦御若子御方へ御守令進覽候、御簾
 中へも御護令進之候、目出度可有御頂戴候、兼又太元堂

之儀、早速ニ令遣畢、大慶之至難盡筆紙候、猶期後慶候
間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱力也〕
慶長十八年 卯月廿三日 觀助

羽柴陸奥守殿

人々御中

1008 「國分宮内澤氏藏」

加増名寄帳

伊東作右衛門尉殿

飯野杉水流村之内

たゞミ屋敷

五日市 中田沓段沓畦 沓石五斗四升 九郎左衛門尉

同所 中田九畝 沓石式斗六升 池田 孫四郎

同所 中田九畝 沓石式斗六升 種子 拾兵衛尉

五日市後 中田九畝 沓石式斗六升 善左衛門

同所 下田沓段七畝十分 式石四斗三升 藤左衛門

同所 上田七畝十四分 沓石沓斗九升四合 阿へ松 三右衛門

同所 中田廿四分 沓斗一升二合 孫七郎

同所 中田沓段沓畝廿二分 沓石六斗四升七合 伴左衛門

同所 下田三畝廿分 四斗 將監

同所 中田沓段沓畝十分 沓石五斗八升六合七才 六左衛門

五日市 上畠六七十分 七斗六升 田尻 源五左衛門

同所 上畠式七 式斗四升 黒木 弥三郎

同所 中畠八畝廿二分 九斗 福嶋 伴介

同所 中畠九畝七分 九斗六合七才 有河 淡路丞

同所 中畠七畝廿二分 七斗七升二合四才 御中間 勘左衛門

同所 中畠四畝 四斗 孫七郎

五日市 下畠六畝十二分 五斗一升二合 財介

同所 上畠沓七廿六分 式斗二升四合 拾郎左衛門

同所 上畠沓七十二分 沓斗二升八合 源五左衛門

屋敷六畝十二分 五斗一升二合 □水介

屋敷五畝六分 五斗二升 千右衛門

合貳拾石三坪四合 御支配所印

慶長十八年卯月廿六日

1009 「御文庫二番箱義弘公五卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

態令啓上候、然者御息女來廿九日其許御立之由承候、存
知之外早速之義ニ御座候、乍去海上靜なる時分ニ御座候
間、尤存候、此等之儀爲可申入以使者申入候、將又愚息

式部少輔ニ御馬可被下之由、今井十右衛門尉ニ被仰聞之

旨忝存候、則江戸へ急遣申度候間、此度被仰付可被下候、

猶此者可得御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕

五月十一日

寺志〔守〕
廣高〔花押〕

惟新棟
人ニ御中

1010

〔義弘公御女御下君譜中〕

慶長十八年應 家久公 惟新公之命、爲質如江都、是時携一女・

嫁伊集院忠眞、所生之女子也、
後爲松平臨岐守定行主之室、

同十九年 家久公勞旅寓之困苦、且賞其勲功拜賜二千餘

石之采地、

〔前出ノ五月十一日之書中ニ、御息女來廿九日御着云ニ依レハ、四月廿九日ナルコト明ケシ、〕

1011

〔御文庫廿三番箱十六卷中〕

〔家久公御譜中ニ在リ〕
〔御案文〕

妹上洛之儀ニ付而預御使書、辱候、秋ニも罷成候へハ風

荒候間、海上心遣ニ存、早々打立せ可申事候、將又先日

者琉球之鏑進入申候処、御慰勲之御礼却而迷惑仕候、猶

今井拾右衛門殿へ申候間、不能詳候、恐惶、

〔朱カキ〕
五月十八日

寺澤志〔守〕殿

1012

〔古御文書中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

其後又無音候、維新御勇健候哉、京都・大坂無事

駿武兩州之義細々可有注進之間、不能筆頭候、將又此一

冊雖無差吳外候、遂一部之功候之間、可差下有増之處、

八幡泉坊下向申由候之間、本詔付候、尚期後信之節候、か

しこ、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕五月廿日

信尹

鹿兒嶋少將殿

1013

〔岩下佐次右衛門家藏〕

知行目錄

日州飯野杉津留村之内

高拾貳石九斗三合三才

長沖屋敷

高七石九斗

吉田佐多浦之内
浮免

合貳拾石三合三才五才

右息女懸川江奉公就被申、爲加増被宛行早、

慶長十八年五月廿四日

伊勢兵部少輔 貞昌判

三原諸右衛門 重種判

比志嶋紀伊守 國貞判

岩下藤七兵衛尉殿

『岩下藤七兵衛妹コト 家久公御妹御下様ノ御子遠州掛川城主松平隱岐守定行主へ御縁与有之、御越ニ付、一世奉附、御奉公ニ付為被下知行也』

1014 『雜抄』

猶々輕薄之儀候得共、段子式端令進覽候、誠書音之驗計候、

態令啓入候、仍 太神宮へ千日參之儀、定而懈怠御坐有間敷候間、御辛勞察存候、彌御祈念之儀頼存外無他候、然者我等娘子共ニ爲入質此度江戸へ差上申候、遠国之儀候之間、中途無恙上着申候様、於 御神前可被勤丹精事是又奉頼候、余者用口上候、

五月廿六日

羽兵庫入道 維新

中川大炊助殿

人々御中

1015

『在「琉球國國司」「家久公御譜中ニ在リ』

覚

一名護歸國候者早々可被罷上事、付荷物同前之事、一硫黃之儀、從關東御用之由候者可申渡候事、一光明朱あたん并色々之花、駿府御用之由候間、可被差渡之事、

一小唐船失銀ニ付生糸被差上候、兩奉行被請取置候事、一御物之鳥目可然様仕繰肝要候事、一醫者兩人依御懇望差下候事、一唐へ可被遣銀子分量之事、付今度銀子・銅爲渡唐差下候事、

候事、

但銀子者拾貫目、銅者壹万斤、已上、

慶長十八年六月一日

伊勢兵部少輔 貞昌(花押)

三原諸右衛門尉 重種(花押)

比志嶋紀伊守 國貞(花押)

豐美城

江州

摩文仁

池城

名護

西來院

『在中山王』「琉球國國司」
「家久公御譜中ニ在リ」

御掟之条、

一 琉球之様子昔之風躰ニ不罷成様、年々以御使可被仰理之事、

一 從琉球渡唐之船、春者二月下旬、秋者九月中旬ニ可致出船候、又歸帆之時者可爲五月下旬候、若右之時節於相違者可致闕所候、爲其奉行可被差遣之事、

一 上納物以代銀可被納之由候、左候者銀子參拾貳貫目ニ相定候間、其年々算用可被相究之事、

一 王位藏入之算用御沙汰候而可被進事、

一 百姓共余不痛様可被入念之事、

一 御譜請夫千石ニ付忝人宛可被仰付事、

一 都之嶋へ日本之商人被遣間敷之事、

一 至其嶋自何士如何様之用所雖被申遣候、爰許役人之墨

付無之儀者一切許容有間敷之事、

一 從他領其嶋へ渡海之船雖有之、爰元之御判形無之船者、

如前々御法度被仰付間敷之事、

一 不依自他國之船於流來者、致馳走早々出船候様可被仰付候、若違亂之者於有之者、證跡を取此方へ被爲指上候者、其主人へ相屈可致其沙汰之事、

一 此中耕作ニ専女を差出、男者大形之由候、自今以後者男女同前ニ可入精事、

右條々違變於有之者、稠可被仰理候間、不可有緩疎者也、

慶長十八年六月朔日

三原諸右衛門尉

重種(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

比志嶋紀伊守

國貞(花押)

豐美城

江洲

摩文仁

池城

名護

西來院

『此日琉球國江之覺書ニ付、貞昌・重種・國貞分被遣候内ニ、醫者兩人依御懇望差下候事』

1019

「家久公御譜中」

山駿州老

〔朱力キ〕
〔慶長十八年〕六月六日

一 貴老御事も駿府・江戸へ御参上之由候、幸候間、妹之儀被召烈候様ニと申上せ候つる、相達候哉、弥其御心得所仰候事、
一 當年我等上洛之儀、被成御免由被 仰出候、爲御禮伊集院半右衛門尉差上候、漸可致上着候、委細口上申達候間、可被聞召届候、余者駒仲右讓演説不能祥候、恐

1017

「家久公御譜中」

台許家久今茲之上洛、因爲奉謝之、且以有要用、先是使伊集院半右衛門久元爲使節赴駿武、今投山口直友、書中猶述其事、

1018

「御文庫廿三番箱十七卷中家久公御案文」
「家久公御譜中ニ在リ」

追而申候、

一 先書如申候、我等妹今月必く罷上事候、諸事御指南憑存候事、

1020

「古御文書中」
「家久公御譜中ニ在リ」

已上

那須主膳殿駿府へ御出仕付而御狀被下候、其趣本上州へ具ニ申候処、御取成被申、那主膳殿仕合殘所無之之由候間、我等迄満足存候、於様子ハ那主可爲演説候条、不能具候、猶後音之節可申伸候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔慶長十八年〕六月十九日
山口駿河守
直友(花押)

鳴津陸奥守様

參貴報

1021

「家久公御譜中」

先是 大樹秀忠公降 命而出諸侯之質、於是家久胥議家

「正在琉球國司文庫」

當年之嘉祥珎重々、猶以不可有盡期、抑如示曉舊冬幸小兒誕生之悦不過賢察、自茲遣使諭、達其祝詞加之數信之方物不違記錄、銘々領受之畢、誠芳志之段不知所謝、委曲付使華之舌頭者也、不宜、恐惶、

〔朱力キ〕
〔慶長十八年〕季夏初九日
少將家久(花押)

進獻 中山王

君惟新、而命妹姬千鶴、以爲當家之質如江府、是曰君父兄之命、曰國家爲、雖女子、子不顧粉骨碎身、義以爲貴故速應命、先月發廳府而赴于江都、以故家久先感賞其志、而遙投和字之感贖而授之、如左、

1022

「正文在鳥津勘解由久當」「家久公御譜中ニ在リ」

たうけのしちとして、くわんとふへまいらるへきよし申候つるところに、すこしもしたひなく、すなはちりやしやう、ことにおやこともに、はるかなるむさしの江戸までこされ候事、ちうこうこれにすくましく候、まことにたうけ三十代にをよひ候へとも、かやうなるためし御入候ハす候、一身をなけうたれ、よろつこゝろつかひははかりなき事にて候へとも、後の代までのめいよかんし入候、申まてなき事ながら、御おやこの事ゆくすゑふさたなく心をそへ候はんまゝ、めてたくこゝろにまかせらるへく候、いくたひ申ても、ちうせつの禮ハ申つくしかたくて、筆をそめ候、あなかしこく、

慶長十八年六月廿三日

いゑ久(花押)

いもと

まいらせ候

「包紙」
いもと
まいらせ候

むつの守

いゑ久

1023

「義弘公御譜中」

慶長十八年癸丑六月廿四日息女及孫女爲當家之質、首途於加治木赴於武州江戸、今夜寄一宿於蒲生、明日宿於川内大小路、其翌到久見崎留滯于此地者廿日、七月十九日揚遠帆於久見崎、而十一月十六日參着于江戸云々

1024

「廿三番箱十七卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚々乍輕塵琉球線五十把進覽候、任寸志候、

從東國御歸京已後不能向顔、床敷存候處、芳墨披見、本望至極候、來春者可罷上覚悟候間、以面上彼是可申入候、仍萌黄之葛袴被懸御意候、御懇志難申盡候、殊小兒誕生候由被聞召付、薰衣香十銘之御心付辱次第候、猶期後音不祥候、恐惶、

「朱カキ」

「慶長十八年」七月十二日

難波殿

「慶長十七年十二月御長男兵庫頭御誕生ナレハ、其翌年比カ、光久公

ハ元和二年六月御誕生、此年ノ七月カ」

「家久公御譜中」

「正文在高橋七郎右衛門種十」

其後者御左右不承候処、御狀委得其意候、仍御煩少能候者、駿府へ可有參上候由、從本上州被仰越候付而、近日御上之由、御大儀察入候、定御仕合可然可相調候間、御

待入候、恐々謹言、

「朱力キ」
「慶長十八年」

七月廿七日

羽柴陸奥守

家久(花押)

高橋右近太輔殿

御報

「在官庫」

尚以何様御面拜之節、積御事共可奉得尊意候、以上、
御息様御誕生之儀、公私之大慶不過是候、去年伊勢兵部

殿御越之刻も、御養子之儀被仰下候間、其通申上候処ニ、
去時分當地へ御下向之節、御國様を貴公様御跡目ニ被仰

(徳川忠長)

請度由御申上候へ共、未ぞなた様も御若御座候条、御息

様定而御出來可被成候間、御領掌無御座候キ、其上も達

而被仰候處ニ、御跡目など御欠事候へ、御一類中成共

何篇ニもそなた様御欠事候様ニハ被成間敷候由、御内々

ニ候間、其段委申達候つる、其上も如何ニ与貴公様被思

召候付而、御暇乞之時分御直ニ被仰談候キ、將軍様今
以其儀御失念不被成候、其通去年伊勢兵部殿へ申達候、
定而言上可被成候、今度ハ伊集院殿ニ被仰下候間、又申

上候處、不謂御機遣共之由 御錠被成、如何ニも 御機

嫌能一段之御仕合共ニ御座候、御一人ニ而ハ御徒然ニ可

有御座候間、無御油断御稼被成、御兄弟衆如何程も御出

來候様ニ、肝要之御事候、併御身命御草卧不被成候様ニ、

御心持御養生專一ニ候、此一言之儀ハ惟新様へ不相聞候

様ニ、御隱密可被成候、恐惶謹言、

「慶長拾八年」(元和二年)

七月晦日

本多佐度守

正信(花押)

羽柴陸奥守様

人々御中

「此正文御文庫二番箱家久公二卷中ニ在リ」

「家久公御譜中ニ在リ」

「義弘公御譜中」

「案文在蒲生家本司源右衛門」

むつのかミ殿より御つかひさしのほせられ候間、一筆と

りむかひ申候、さてくいく度申候ても、このたひは御

家の御奉公に御のほり、さりとてハ比類なきと申計に候、

殊親子ハ一日のわかれさへ其おもひあさからす候、況われらすてに此よはぬになり候て、名残おほき事、申而もくつくしかたき事可有推量候、とりわきくミさき出船させられ候時分、いとまこひ申候様子とも、いまにわすれかたく候、それよりかち木へまかりもととり候ても、其はうふたん御座候所なども心からミなくまへに相替、いよくせんかたなく存計に候、まことに多年そひ申候うちは、定而そのはう氣にあはざる事も御座有へく候へとも、つゝに一度もわれらのはらを御たてなき事存いたし、結句今さら物おもひのたねになり申候、まつくうしふか井いくさかうらよりのふみくハしく見申候而、すなはちけんさんのやうにおほえ候、く見さき出船の日は、そのはうハ、ふなこゝろもわろく候ハぬよしうけたまわり候て、一たんうれしく存事に候、その外めしつれられ候ねうはう衆、いづれも船うちけうくつ、是よりをしはかり申候、申さすなからたよりの時はかならずやうすこまく長ふミにかゝせられ候て可給候、せめてけんさんのときと存、かた見にミ申たく候、くれくこゝもとちちうとききくの仕合、よろつ心つかひに存候事ハ、さらくふてにもつくしかたく候、先くちうとなにこと

なくはやく御のほりつきの到來まち申計に候、しかれはめしつれらるゝねうはう衆、

上藤 つほね 大貳 新大夫 おふち おちやち おい
ま おいと まつなミ 五位 あちやくぬひ 右衛
門のかう あこ ちよほ あやゝ はりま ひせん 竹
かわ 野分 さゝなミ をとめ こてふ せきや あさ
ち もゝ さゝ

此外上井二郎さへもんのせう・かまちひつちうのかミそ
うゑん・なんかうあはちのかみ・そう木五ひやうへのせ
うをはしめ、このたひの御供しんらうのいたり、中く
申もおろかに候、諸事わたくしのかへりミなく御奉公、
ひとへに頼存よし、一くおほせきかせられ候て給へく
候、よめましく候へとも、あまりの御事に筆をそめ申候、
大かた推量にてよませらるへく候、よろつめてたく、又
く、かしこ、

尚く千菊のかたへもふみにて可申候へ共、同前候、
何事も是方あさゆふ存いたし、うハさ申計に候、此
よし御こゝろへ候てあつかるへく候、又申候、新大
夫よりのふみくハしく見申候、母井せん次郎一たん
さかしく候、かいふん心を添可申候間、きつかひ候

ましく候、猶重而もたよりの折節ハ、其元のやうす
 巨細ふみニて申あけられ候へ、まぢひ候よし可被仰
 傳候、なを申而も、余有事候条、筆をと、め申候、
 次おいまこのはう打立候ときハ、手そとはれ申候つ
 る、其後いか承たく候、あけまきの子のわつらひ
 もわれら乍斟酌、そのはう被仰まゝくすりをつかわ
 し申候、此ころも煩の様子見せ申候へハ、氣合もよ
 く候へハこそあそひ申由候間、此旨は、へも可被仰
 聞候、只今此ふミと、のへ申候うちに、七ツかまよ
 りのふみともたしかに相と、き申候、さて、く、く、
 ことながら西のはて、あつまのおくまでのたひハ、
 女の上にて世にためしなき事候間、しんらうきうく
 つなと、申儀さらにミしかき筆にえもつくしかた、
 こそ、まことにこしかたゆくすゑのなこり、た、こ
 れを存くらす計候、次七ツかまニてそのはうのりふ
 ねにをき、ゆるりの火もえつき申候由、さて、承
 候ておとろき申候、さりながらやかてとりけち申よ
 し候条、うれしく存候、是は過ぬる事候間、せひな
 く候、今よりうら、とまり、にていさ、かゆた
 ん候てハ、くせ事のとをり舟うちのものともに可被

1028

仰聞候、ひつきやう其方御打立、このかたはちうと
 つ、かなきやうにと祈念、せい、ををつくし申候、
 定而さやうなる神慮の御かこと申事候、しかればく
 ミ崎ニて申付候はり、われらへミせらるへきため、
 二つ、ミもたせ給候、一たんいんきんなる儀と存事
 候、又申候御ひかせ候いぬともさかしく候由、ふみ
 に見え申候急のこハせいちいさく候哉、うけたまわ
 りたく候、此方にもかうむりかたし、子御さ、おな
 ともうミきり、そのま、かたちはに申候へとも、せ
 いふとくあるへきと見え申候条、いかと存事候、

「朱カキ」
 「慶長十八年」

八月三日

御自筆 御つかひ

たかさきおほいのすけ

むすめのかたへ

まいる

「御文庫廿三番箱十七卷中家久公」「家久公御譜中ニ在リ」

猶、於種子嶋小筒御用之由被仰越候、急ニ者皆、難
 調御座候間、次第ニ可申付候、輒御用之御事候、已
 上、

其後御左右不承候処、預貴札忝候、先、其許御無事御
 座候由、目出候、仍、御所様被成御上落之由候間、定可

爲御供候、我等儀不圖罷上可致 御目見得候処、従本多上野介殿此節者罷上儀可爲無用之由、堅被仰聞候間、其儀無御座候、來春者必駿府・江戸可致參上候条、以面上相積儀可得責意候、恐惶、

〔朱カキ〕
慶長十八年八月七日

松平河内守様
貴報

〔義弘公御譜中〕

〔案文在蒲生衆本司源右衛門〕

たよりにまかせ申のほせ候、せんとよふころ、紀州のふみあひとゞき、くハしく見申候、まつく寺澤殿色々御ねん比の様子ともうけたまわり、是方一たん畏存候、其外うらくつたへくにて、をのく御念比之とをり承、まことにたこくのおほえと申、一入うれしく存事に候、よふこ出船このかたのたうらい、今日まではあひきこえず、このころへいつれのうらまで御上候哉と、明暮存やる計に候、はやくめてたく御のほり付候、注進うけたまはりたく候間、申さすなから大坂へつかせられ候へ、片時もゆたんなく付のほせ候つかひを、さしきたされへ

き事まち申候、しかれへ今月三日とりのこくほとより夜はんまで、こゝもとこのほかの大かせにて候つる、そのおりふしへ、いつれのみなとへ舟かゝりなされ候らんと、心つかひあめやまに候、しかしながら其日は朝より雲のけしきはけしく見え候つる間、水主も其かくこつかまつり候へんと申事に候、かやうなるときちうしんうけたまはるへきため、さいはいこふね一そう付のほせ候間、定而をのくゆたんなく、をひく御左右申あけるへきと、待かね申計候、かこしま方も三日まへたかさきおほいのすけさしのほせられ候間、こゝもとのていハ其みきりこまかに申のほせ候まゝ、まつくこのたひハふてをのこし候、よろつめてたくかしこ、

尚く上らう・つほね・大貳・新大夫をはしめ御とも
のねうはう衆、其外上井二郎さゑもんのせう・かま
ち備中のかみいつれもしんらうのいたり、さきにも
申候ことく、御こゝろ得候てあつかるへく候、

〔朱カキ〕
慶長十八年

八月八日 御つかひ
上別府せんさゑもんのせう

むすめのかたへ

まいらせ候

1030

〔御文庫二拾三番箱十七卷中家久公御案文〕「御譜中ニ在リ」

當年之嘉祥珍重々々、仍先日者我等繁昌共候爲祝詞、於遠方御懇意之儀共難申盡候、其後取紛彼是御禮申後、迷惑仕候、仍太刀一腰・馬代進覽候、御祝義迄候、將又鉄三千斤是者其許舟共御調之節者可立御用と存、任寸志候、猶口上申候間不詳候、恐々、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕八月八日

松浦法印

同肥前守殿

是ハ馬代十枚迄

1031

〔御文庫廿三番箱十七卷中家久公御案文〕「御譜中ニ在リ」

當年未申通、積齋無極候、仍其表相易儀無御座候哉、切々以使者雖可申入候、題目無之候故不能其儀、上方其外御隣國珍敷事共御入候者、可被仰知候、次來年 將軍様御上洛可有之様、其沙汰候、其許如何相聞得申候哉、正儀相知候ハ、可預御注進候、將又雖輕塵候、御太刀一腰・馬一疋・生糸一丸進覽候、誠表御祝義計候、恐惶、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕八月八日

長岡越中守殿

1032

〔御文庫廿三番箱十七卷中家久公御案文〕「御譜中ニ在リ」

猶々迦羅一斤令進獻之候、聊書信之驗迄候、其後者不申通候、仍我等妹江戸へ御越候已後、至來無之候間、爲可承企使札候間、乍次用一輪候、駿府・江戸相替儀無御坐候哉、珍儀候ハ、可被爲仰知候、此表一段無事候間、可御心安候、佐州老可被添御心候条、雖不及氣遣候、江戸へ妹罷居事候間、下々無緩様可被仰遣事所希候、猶期後音候、恐惶、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕八月廿一日

本田上州老

1033

妹其地へ罷越候已來、到來無之候間、爲見廻企使札候条、乍次用一輪候、其許相替儀無御座候哉、此表一段無事候、可御心安候、將又妹之儀、萬事可爲御指南次第由申聞候条、被成其御心得無御用捨、御入魂所仰候、猶期後音候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕八月廿二日

本多佐州老

1034

〔義弘公御譜中〕

かまかりよりかちはらさしくたされ、文ともくハしく見申、なゝめならすうれしく候、ことに舟路する／＼とさハリなきよし、一たんめてたく候、かまかりより上方ハはやほとちかく、舟ものりよき事に候間、此ころはたや

すく大坂へのほりつき給ひ候ハんと申事候、まつ／＼せんと大風のおりふしハ下関におハしましたるよし、やかてひぎやくまいり候条、やうすこま／＼ふミに見え申候、さて／＼其時分の窮屈さこそと推量申候、しかれとも上り下な事なく候間、衣装其外の道具などはたとひいかはとぬれそこね候とも、いさゝかくるしからず候間、かまへてすこしも心にかけられましく候、衣装などのすたり候ハ日ころのしん／＼ゆへ、定而神仏のめくミにて、よのあくしに行かはり候らんと存候へハ、ひとへにてんたうの御かこと感申事候、われらも此ころハ一たんとそくさいにこれある事候、しよくなともいづものことく候間、それ方心つかひあるましく候、かこしまも一たんしつかに御さ候、それ方まいらせられ候文なとすなハちあひとゝけ候、又々申候、水入二ツ并やうし二ツをくりこされ候、心さしのほとうれしくおほえ候、次かうむり五ツこ

さかしく候て、道すからせめてなくさみになり候よし、これよりよろこひ申事に候、ゑの子ハせいふとくならざるよし、よき仕合に候、殊下のあきみしかく候ハ、おかしく候らんとをし計候、よろつ又あふ坂の関の戸の明暮つてを待る計候、めてたくかしこ、

尚々われらきねんとして、へつたうへおほせられ、大威とくの法廿一座、そのうちしやうてんく一七日しゆせられ、その上霧嶋・伊作の八幡・ほう現大明神、右の三社ニもかんすい三折つゝ仰付られ候、打立まへことしけきなには心さしのほと、一入うれしく候、さやうなるいきとをりにて、いよ／＼そくさいに御さ候、まつ／＼御れい申事候、又々申候、ミかわハつらいこの比ハはやよく候、はつね・うすち兩人のふくちうは、いまたしか／＼なきていに候、やうしやうの事ハすいふん心をそへ申候、あけまぎの子のハつらひも、そのはうおほせらるまゝ、われらくすりをつかはし、はやよく候ておふちめしつれ、此ころこゝもとへ参候、此とをり母へも仰きかせらるへく候、次このたひ御物舟はそんニ付、色々道具なととゝのへられ候ハ、定而しはしミやこへとう

りうあるへきかと存候、さやうに候へハさいわいの
ことに候間、紀州・二郎左衛門・備中守へたんかう
なされ、ミヤこのうち所々見物させられ候てしか

るへく候、これ又御心えのために申のほせ候、これ
しきなからねりくり一きん、まことに文のしるへま
てに候、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕

八月廿二日 御自筆 御使
三原二郎左衛門

むすめのかたへ
まいらせ候

1035
〔全上〕

かまかりよりのふみ、うれしく見申候、まつく舟路な
に事なくはやく／＼には江ちかくなり候間、此ころハた
やすくのほりつき給ひ候へと、めてたく覚え候、この
はうわれら一たんそくさいに御さ候間、心つかひ有まし
く候、たゞ日にましそのはうの事、いよ／＼めつらしく
うハさ申くらす計に候、又々めてたくかしこ、

尚々ねりくり一きんまいらせ候、いさゝか文のしる
へ計に候、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕八月廿二日 御自筆 御使
三原二郎左衛門

まこのかたへ
まいらせ候

1036
〔全上〕

かまかりよりのふみあひとゞき、いつれもく／＼なにと
なきよし、くにもとのよろこひさらに大かたならず候、
まことにかきりなきたひのやつれ、道すからのけうくつ
申もおろかなる事に候、しかしながら御れう人おや子さ
へかくのことくならわぬたひに立給ひ候間、みなく御
供の衆もそれを存ふくミ、宮仕たのミ申候、其外諸事相
たしなミ、ゆるかせなきやうに、ほうくうかんようのよ
し心得有へく候、なを便のときハそこもとのき巨細文に
て申さるへく候、又々かしこ、

尚々万つるこさかしく御とも申候よし、一たんしか
るへく候、江とへつき候ハ、かいふん手をならハ
せあるへく候、其外きまかせなきやうに、せつかん
由断あるましく候、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕八月廿二日 おなし御つかひ

つほね

「全上」

たよりのまゝ筆をそめ候、かまかりよりの御さうともくハしくあひきこへ、何もなに事なきよしうれしく候、定而此ころは大坂へ舟もつき候へんと、注進待遠にこそ候へ、國元ミな／＼無事に在之事候、舟并妹善二郎一たんさかしく候、何篇心をそへへ候間、此はうへハきつかひ候ましく候、一かたに其元御奉公ゆたんなく、よろつ心懸しかるへく候、便の折節ハかミかたのやうす、きかまほしく候間、文にてくハしく申され候へく候、又ミかしこ、

尚々かすかに候へとも、たうのつち一はこ・嶋くし一ツをくりこし候、まことによすか計候、せんとあちや／＼つくりはな并丁子上申候、念比之儀一たらうれしく候、此方にてハ御奉公ことに夜おきいたし、しんらうの通いまにわすれ候、あちや／＼ニもたうのつち一箱・しまくし一ツをくり遣候、此よし心得候て申とゞけらるへく候、

「朱カキ」
「慶長十八年」八月廿二日

おなし御つかひ

しん大夫

「全上」

なに事なきよし、かまかり右文にて申され、一しほうれしく候、ことに娘・孫一たんさかしくわたり候よし、めでたく候、われらもいよ／＼そくさいに在之事候間、可心安候、たゞ御れう人おや子のほりの後へ、爰元さひしさ推量候へく候、便のときハ其元の音つれき／＼候間、文にてこまかに申上られ候へく候、このはうにて申つく候ことく、よく／＼たしなミにて、はうくうかんようのよし申つたへ候へく候、又ミかしこ、

尚々大貳・おいま・ちよほより申上候通うれしく候、
おいま手のはれ候つるも、やかてよく候哉、一たんよき仕合候、此よし心得にて申さるへく候、

「朱カキ」
「慶長十八年」八月廿二日

おちやち
あふち

『在官庫』

(本文書ハ七三三号文書ト同文ニノキ省略ス)

『御譜中』

(本文ハ七三三号記事ト同文ニノキ省略ス)

(本文書ハ七三四号文書ト同文ニノキ省略ス)

『在官庫』

致極老忘前後躰ニ而、近頃乍斟酌餘ニ御家之儀氣遣

ニ而候間、存寄通申事候、

一御家代々と乍申、貴所家督之様普有事者無之候、誠ニ

久敷家者皆々滅却之時節、繁栄之事者二三代ニ候、有

道殊ニ者先祖之御守深故候間、弥被重天道可被祈家之

長久儀專一ニ候事、

一此頃ニいたるまで子孫無之間、大かけ道と存候處「慶長」思

之候之男子誕生「七年十二月九日兵庫君生ル」之程共、奇特共中々難述言語候、因茲平生之

思慮肝要「成イ」ニ存候、其故ハ一天下之國衆毎度之御普請を

も被相勤、又八年々駿府・江戸江參上、其苦勞不勝計「可イ」

候処ニ、當家者數ヶ國被領、一度も御普請不被仰付、

又ハ切々之出仕も無之、諸人之羨不淺事たるべく候、

如此大果報ニ被打任、心遣無之候ハ、寸善尺魔与申

ならわし候間、はたと可被及氣遣儀可有之候、就中當

世ハ金銀を以被續家事ニ候間、内々不入事ニ物之入候

儀可有捨候、以事之次申候、貴所諸道具手間之入

る様子与相見得、又被召仕候女房衆衣裳等も餘り結構

之躰ニ而候、内々之儀ハ大方ニさせられ、少成共其入

目公儀之用ニ被立、國家之ためニ成候様ニ御分別尤存

候、諸士も切々之出物ニつかははてたるよし候、然処

ニ内々之花麗共候ハ、世上見かけとりさた、又ハ堪

忍任難成、人々述懐も可起候哉、少たらぬとおほされ

候半事、みてるをかくにて候間、天道にもかかなひ、國

家子孫之祈祷ニも可成之事、

一右ニ如申候、貴所御代之様ニ自他國之とり持も有之儀、

前代未聞ニ候、誠ニ公義ニ付、諸國辛勞をかけられ候

処ニ、自他國之使者被遣候事、不大方懇切候間、何時

も他國之使ニハ被入御念、自身振舞をも被寄合、曾尺

等念比ニ候ハ、可然存候、惣別他國之客人ニ鹿兒島役

人衆無沙汰無之様、連々可被仰付候事、

一當國之様を見申候ニ付、近キ御親類之中ニも或氣任或

被構大欲心躰ニ見得候、免角御爲可成人見及不申候、

又歴々之中ニも御用ニ可立人多も無之、少御爲ニ可成

と存候衆ハ、はやくとしより申候、しかるときは往々

の儀何共氣遣千万ニ候、御分別之前不及申儀ニ候ハ共、

餘り心遣之「候」返申事ニ候、

右條「申上」内僻書而已ニ可有之候条、以御用捨可有御

覽候、恐惶謹言、

慶長十八年「慶長十八年カ」九月八日

惟新御判

陸奥守殿 參

「張紙」
御譜中未見當

「慶長九年四月被任陸奥守、惟新公者元和五七月御死去也」

1043

「御文庫三番箱宝鑑中」「家久公御譜中ニ在リ」

先可申を泉坊ニことつて申候一冊、無吳義下着候よ

し、多幸「能兼」、

八月二日之芳札・段子三端・線香十包高崎弥六郎持來候、

篤情共欣悦之至候、將又妹君至江戸御越之事、大儀之題

目候、維新老御心中察申事候、在洛中相應之馳走可申之

由、誠無御隔心承事、本懐之至候、近日長門下國申由候

間、猶其節可申越候、かしこ、

慶長十八年「米カキ」九月八日

信尹

鹿兒嶋少將殿

1044

「帖佐土桑樂五郎左衛門藏」

帖佐衆中安樂五郎左衛門先高麗入大牆兩所へ自力ニ被罷

立候、左様之御侘被申候条、先地頭鎌田玄番助殿へ以談

合申上候へ共、于今御返事無御坐候、此節一兩人被聞召

届候而可預事頼存候、恐々謹言、

猶々右之様子者鎌左京亮様存候儀ニ候間、御熟談被

成候て申候、頼入候、

二月廿九日

「鳥押」
忠嘉(花押)

「上書」

市來八左衛門尉殿 豊後守

鎌田左京亮殿

御宿所

1045

寛

一先高麗入之中、自力を以罷渡、鎌田左助殿ニ付二年在

陳仕候事、

一先年大牆へ御在陳之刻、鎌田玄番助殿ニ付自力を以罷

登、御下向迄御奉公申候事、

右御侘之旨豊後守殿を奉頼候故、かち木へ訴申候、

爲御返事知行方之事者鹿兒嶋へ訴申可然之由候条、

又々豊後守殿を頼存、訴議申上越候、已上、

慶長十八
九月九日

相良日向守殿
安樂五郎左衛門(花押)

相良日向守殿

『在官庫』「三番箱中巻四」「家久公御譜中ニ在リ」

覺

一 琉球之儀雖申旧候、被對日本疎略依在之、遣人數令破却、剩王位至日本渡楫候上者、如何様ニ可有之も、此方次第候へ共、被離舊邦可爲迷惑事銘心肝、歸國させ申候間、其懇志不可有忘却事、

一 其國之儀諸式日本ニ不相替様ニ可被成法度事、

一 王位爲藏入、知行過分ニ相定進候間、向後不弁ニ無之様、被仰付肝要候事、

一 百姓連々困窮候由、其聞得候間、不謂儀ニ百姓不致辛勞様、可被仰付事、

一 毎年渡唐船之儀時分相違故、海路不易由候間、自今以後者以番賦船頭被相定、若時分はつれに渡唐、又歸帆仕候者、其科可相懸事、

一 如舊規判形無之商船着岸之時者、被相改少も自由ニ無

之様、番衆被付置、此方へ可有注進事、

一 從長崎邊自然 公方様御存知之商船、唐・南蛮より歸帆之刻、依逆風其地へ於流着者、可成程早々日本のこたく可被送候、若又船なとらち破候者、荷物不取散様被入念无候事、

一 王子衆并三司官之子共餘多爲人質可被差上候事、委別紙在之、

一 竹木不切盡やうに可被仰付事、
已上

慶長十八年
季秋十五日
(家久)
(花押)

「正文在琉球國國司卜御譜中ニ在リ」

「家久公御譜中」

「正文在那須甚左衛門跡」

以上

其後者不申通候處、預御狀披見、得其意候、然者其地又々悪黨人有之而、夜討放火等之致狼藉候哉、無心元存候、就其從陸奥守以一人見廻可申之由、雖安儀候、如此之時節何欤と候へ、結句 天下之御沙汰如何候間、不能其

儀候、山中之儀自公儀各へ被相任上者、一揆之企畢竟對天下而之惡逆候条、可成程可有討罰事尤候、定指儀者有間敷候間、頓而可爲靜謐候、猶期後音候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
〔慶長十八年〕

九月十七日

伊勢兵部少輔
貞昌〔花押〕

比志嶋紀伊守
國貞〔花押〕

奈須休太郎殿

奈須左近將監殿

御返報

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國內鬼界島荒木本横目浦治〕

知行目錄

鬼界嶋之内

高拾石

右知行之事於其地別而依被召仕、被充行早、田坪字、有別紙、

弥抽御奉公者可有御恩賞旨、所被 仰出也、仍目錄如件、

三原諸右衛門

重種〔墨印〕

慶長十八年九月廿四日

伊勢兵部少輔

貞昌〔墨印〕

〔在琉球國國司〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

覚

一 今度以兩使被仰越儀、能々被成御熟談肝要候事、

一 佐敷被成在麗嶋、諸事琉球之儀可有沙汰由被 仰出候、

因茲新地千石可被進由候事、

一 毎年渡唐之船頭被相定候事、付右船頭衆へ御法度之條

々兩人へ被仰合候事、

一 池城・豊美城・佐敷へ被相付、替々可爲在麗嶋候事、

一 惣別御支配有之事、様子在別紙、

一 質人可被差登せ候事、様子在別紙、

一 兵具御改之事、付鉄炮堅可有禁制事、

一 王子衆・三司官・侍衆自分之持具御免許候事、

一 謝納子共此方へ可被差渡事、付無御免日本之者其地へ

被召置問敷事、

一 琉球へ日本より人衆被差渡、御企之通爲注進渡海仕候

者、御慶之事、

一 生糸之代銀毎年大黒にて、老斤付可爲拾匁充事、

一 王位御藏入御算用被仰付、毎年御仕分被相定可被進由、

兩使へ可被仰舍候事、

慶長十八年九月廿四日

三原諸右衛門尉
重種(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

三司官

1050

〔御文庫二番箱義弘公五卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ礼合ヌ」

以上

當度伊兵少御上せ被成候、則本佐州・上州へ我等方案内者相添、東へ被罷下候処、於駿府江戸 御前之仕合無殘所之由、本佐州父子方懇ニ被申越候、御満足奉察存候、於我等大慶存候、然者兵少御上之刻ハ、かたつき武ツ送被下候、誠忝奉存候、乍去連々所望之方わりなくとられ申候故、中々我等所持仕候事不罷成候、千万申かね候へ共、御茶入又々御上せ被成候而可被下候、爰元之衆ほしかられ申候事、中々此まへかとのやうなる御事にてハ無御座候、其段過御進量申候、貴老様御好よく御座候ゆへ、見事ニ出來申候とて、たゞ今ハ尚以方くより所望被申候、又此中江戸・駿府方被罷上候衆被申候ハ、我等儀ハさつま方被懸御目事候間、ちや入數多所持可申候条、

是非く所望可申由、切々被申、何共返事ニ申かね候躰、

可被成御察候、委細之様子ハ伊兵少可被仰上候、尚奉期後音之時候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕

九月廿四日

山口駿河守

直友(花押)

惟新様

參人ニ御中

1051

〔家久公御譜中〕

〔正文在山口五郎兵衛〕

先書ニ可申候を、取紛申後候、御同五郎兵衛積起、種々雖加養生候、終不得驗遠行候、田舎へ數年被有之難堪候上、如此之成行ほひなく存候、貴老御心中察入候、息成人之儀候間、可致入魂候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕

九月廿四日

嶋陸奥守

家久(花押)

山駿州老

人ニ御中

1052

〔御文庫廿三番箱十七卷中家久公御案文〕「御譜中ニ在リ」

就小兒誕生、爲御祝詞預御使札、殊御札守、見事之小袖二并樽一荷被懸御意候、幾久目出存候、至我等も御札守

・諸白二荷、於遠路御懇之段、難申盡候、將又當山袈裟筋之儀相調候哉、御満足察存候、猶期後音不祥候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長十八年〕十月二日

三輪先達

御返報

〔元和二年六月光久公御誕生之時歟、然へ其年ノ十月ナルヘシ〕

〔義弘公御譜中〕

〔案文在蒲生衆本司源右衛門〕

又々此ころの音つれうけたまはりたく存、わざとつかひをさしのほせ候、さきはと大坂より度々の文ともまき返し／＼見申、うれしく存候、まつもてなミ風おたやかに、ふねを心のまゝに御つけ候事、われらひこゝろのねかひ、さなから神慮にかなひ申候、猶す多／＼めてたくこそ、

一大坂へ舟おりの宿すまいなどよく候て、御きに入、ゆる／＼とくつろかせらるゝよし、なによりうれしく存候、さやうに候て船中のけうくつもすこしのひ候へハ、是よりうけたまはり候てはる／＼の心やすさにて候、

一秋永しまのせうまかりくたり候時分、もろはくたる一荷・たらのうを三ツおくりこされ候、遠つ国までの心さしと存候へハ、やかてひらき候て座席の興をもよし候、又其後千左衛門尉下着申候おりふし、らうそく五十ちやうならひに、まこ殿よりちやのゆをひ二すち、見事なるほうさうとりそへをくられ候、是をさけ候てわかやき候はんやうすとも、かた／＼へ見せ申たきと存いたすはかりに候、伊集院半右衛門尉くたりにもかう箱をくり給、一たん見事にて候間、かいふんひさう申候へく候、うちつゝき便ことに心よせのほと申のへかたく存事候、

一あつまくたりの用意も、大かた此ころハあひ調候すると申事候、さも候ハ、今一入ほど遠くなり候て、いよ／＼ゆかしさもまさるへく候、けに／＼くりことなから、このたひの御ほりハわりなき事ともに候、まことに古郷のなこり老父のなこり、かた／＼さこそと御心中すいりやうのまへに候、しかしながら御家の御奉公にと御たのミ候へハ、いさゝかわたくしのかへりみなき事、世にためしすくなき分別ともに候、しろしめさるゝこととく、よろつむつのかミ殿御一人の心つかひに

見え申候處ニ、そのはうおや子たやすくりやうしやう候てのほりゆへ、御國下ノ／＼まで心やすく在之事候、ひとへにそのはうのこゝろはへと感入事候、

一 くにもとニてたんかうのやうに、筆者のねうはう身からよき人を御やとひ候哉、うけたまはることく、うちつけにはさらに人の心底ハしれす候へとも、先うち見へ候躰ハよろしく候よし、一たんの仕合にて候、なへてミヤこの人ハこゝろさとく御さ候間、さのミ心底もかへらしかと存候、ことに三のミヤにつかへられたる人にて候哉、さ候ハ、大かたきんちうなどのありさまもつねにものかたり申されへく候間、けんしたくひのさうしにて、御心得あるへく候、あはれ其分にゆくすゑ貞心なる人ニて候へかしとそんし候、

一 としノ／＼のかれいにてまいらせつけれたる正月の小袖、いつくしきをめきゝ候て、おや子ともに御とり候よし、めてたく候、いつものことく、むつきたつ日きさせられ候はんを見申たく存計候、なをいくとせもかきらす山とりのおのしたりおのなかノ／＼しく御よろこひ申かさねへく候、

一 紀州をはしめいつれも供衆御奉公そいなく候哉、尤し

かるへく候、猶以このたひ旅中男女ともによくノ／＼あひたしなミ、すこしもミたりなる儀これなきやうに、きひしく仰付らるへく候、當時はミなむかしにかハリ、

京は名のミにて、あまか下の人々ゑとするかをいゑとして御座候事候間、むつのかミ殿いもうとの御のほりなどゝあまねく申ちらすへく候、しかるときハ御供衆にいたるまで、ことのほか分別の可入事と存候、れんノ／＼のをきめなとすなをに被仰付候、御とりさたも候へハ、くのために家のため、一かたならぬほまれにて候、もし又さやうに御入候ハねハ、かねて諸人の心にくもかへりてひたゝけわたり、御いゑのきすたらんかと存候、よきうへにてもよきやうにと存如此候、二郎左衛門尉へも文ニて内儀承やうに申のほせへく候、たにもくさけなともしすき候てハ笑止たるへきよし、かたく申わたすへく候、

一 そうゑんわつらひかましく候哉、めしつかはるゝ人すくなく候處、笑止存候、それにより五ひやうゑのせう一節めしとゝめられたきよし、うけたまわり候、まことに五ひやうゑ事ハくミさきニて申付、あからさまにのほせ候条、よろつ大儀に存へく候へとも、おほせら

るゝ事候まゝ、その通わけて申きかせへく候条、御心得のために候、

一 そこともわつらひ色々はやり申候よし、笑止ニ存候、

さりながら瑞仙そのためにまかりのほり候間、被仰付よく／＼やうしやうさせらるへく候、ことにおこりなとはやり申よし候、しかれとも瑞仙くすりも一ミちけんなく候間、これよりてうかういたしのほせ候へとうけたまわり候、いつれのわつらひも、その人のていによりてこそ、くすりのかけんもこれある事候へとも、まつ／＼うけたまわる事候条、のほせ申候、次まつな

ミはれものわつらひ候哉、そのやうすとも見申候へ、なによりやすきほととの儀と申事候、さらに此はうよりをしあてゝのくすりへ、おほつかなく候へとも、これもあひとゝのへ、こま／＼かきつけのほせ申候条、そのことく五ひやうゑのせうに仰きかせられ候て、御つけさせ候へく候、なには事にはかにわつらひ出し候哉、うけたまはる分へ、大事なるきあひにて候、おほせらるゝことくさやうに候へ、長道をめしつれらるゝ事へ、とてもなにかたかるへく候条、御くたしあるへきよし尤候、まかりくたり候へ、かいふんやうしやう

申付へく候、

一 ミかわ・こはき・うすちのほせ申へきよし承候、ミかわ事へ此ころハきあひもよく候、こはきはいまたふく

ちうすきとくわい起申さす候、夜の間にも十度ほどかよひ申よし候、又きあひもそとよく候ときハ、六七度ほとつゝかよひ申候、此ふたりは冬中は今すこしやうしやうさせ候て、くる春あたゝかになり候へ、のほせ申へく候、うすち事へたとひきあひハよく候、よく候ともほせ候ても、さらに御ようにたちかたく存候、ことにてうはうかたもいたりて、きようにもこれなき

よし候、たいもく手つき、あまり見くるしき事に候条、めしよせられへき事へ、いかゝ候はん哉と存候、又此はうにめしをき候ても、すこしのほうくうもつとめす候間、こゝもとの用所にて候へす候、爲御心得候、一くりかへし申ても名残おほく存候事へ、さらにみしききふてにかきつくされす候、あまりくた／＼しくこゝろのほとを申候へハ、かへりていま／＼しく存つゝしミ申候、まことにわれらそはに御座候うちハ、たゝなにとなふうちくらし候處に、くミさきにていとまこひ申候、このかた御ゆかしさは月にそひ日にかさなりて、

なにたるなくさミも心にそます候、そこほとはりよか
うなんきなるうちにも、富士の雪にこゝろをのへ、む
さし野の草と見てハ、もえいつへきはるはさこそと、
おもひをうつさるゝおりもやありなん、しかはあれと
も彼うつ山とやらんハ、つたかえてハしけりものこ
ゝろほそく、すゝろなるを見る事とかきければ、さそ
くつたの下道うらふれたまひなんとおもひやるはか
りに候、あはれ今一たひけんさんいたし、あつまかた
のものかたりともうけたまわりたきと存計に候、よろ
つめてたく又々かしこ、

尚々御ともものねうはう衆、上らう・つほね・しんた
いふ・あふち・おちやちをはしめ、御奉公ゆたんな
くつとめ候よし、一たんしかるへく候、窮屈ハたひ
のならひと、何も存候てかんようたるへく候、なに
事もわたくしをさしをき、いよく御奉公たのミ申
候とをり、おほせきさせらるへく候、此はうにまか
りの候衆、御めゝ・ふち・ころく・あかこ・ちよし、
ゆいと・そてこいつれへも、御文のをもむきくハし
く申きかせ候、一入かたしけなきよし申あけ候、ミ
なくほうくうねんころに申候間、御心やすかるへ

く候、此ふミ調申候うちに、御ふくくたしにまかり
のほり候、つかひ下着申、なか月十五日の御ふミく
ハしくひけん申候、弥おや子ともこそ才に御座候
よし、満足のいたりに候、このものまかりたるま
ても、するか殿御のほりなされす候哉、うけたまハ
るやうに、するか殿御のほり候てこそ、あつまへハ
同心これあるへき處に、おそく候ハ、冬ふかくなり、
路次も一入なんきに御さ候ハんと、是方の心つかひ
存つもる計に候、

御ふく一かさね下給候、見事なるうへ御よろこひニ
と被仰候而、一たんいはひ申候て、うはかさねにつ
かまつるへく候間、うれしく候、
むつのかミ殿おなしくわかきミへも御ふく一重つゝ
まいらせられ候条、やかてこれよりかこしまへ進上
申候、一たんの御よろこひにて候、定而御禮ハ直ニ
被仰へく候、ことに御曹子山くちしるき御きりやう
にて、よろつめてたきと申事候、猶たかひに御よろ
こひ申候、うけたまハるへく候、

十月十日 御自筆御つかひ有馬奉繕兵衛尉

「案文在蒲生衆本司源右衛門」

大坂右文ともをひくにくたし給り、御音つれうけたまはり、うれしく存候、ことにちやのゆをひ二すちほうさうあひそへ送存候、こゝろさしといひ一たん見事にて候間、随分ひさういたし見申へく候、さてく京大坂のかたへ御さ候へハ、せめておりくの御さうもうけたまへる事に候、あつまへくたり給は、ほと遠くへたよりていよくゆかしく可罷成候、まへにも申候ことく、かたくのほられ候のち、日かすはさのミつもり候へねとも、千とせをふるやうにめつらしく存はかり候、たよりのときハかならず文をあつかるへく候、けんさんいたすと存候て申へく候、かいふんおいさきめてたくさかへられ候する事をこひねかふはかりに候、又くめてたくかしこ、猶くいぬともさかしきよし、文に見え申候、ちいさく候と、さきほとうけたまはり候ツる、その分ニ候者あいらしく候へんと存候、いかにも候て今一たび見申たく存たる計に候、

「朱カキ」
「慶長十八年」

十月十日

右御同

「御文庫拾七番箱拾八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶く種く御懇之儀共忝奉存候、

去七月十三日之尊書拜見仕候、御帷子三被下候、被思召寄毎く御懇之儀共過分存候、先く今度可被成御上洛處、從 公方様被仰留、御延引之儀御面目之至、御外聞実儀珍重存候、就其御判紙被成御上候、御文言以下各談合仕、乍斟酌相調申候、次從 御門跡様以御書被仰入候、於大峯護一等被仰付候、御祈念無御油断候、此旨能く可申入之由候、來春者定早く可被成御上洛候、奉待候、於此方御用等可被仰付候、此等之趣可然様可被仰入候、恐く謹言、

「朱カキ」
「慶長十八年」

十月十二日

友枕齋

如(花押)

伊勢兵部少輔殿

「御文庫拾七番箱十八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

追而同小平次事、將監父子以分別至御家致奉公候条、若輩与申田舎人之御事候之間、萬端奉憑候、可恐入候、

御書畏令頂戴候、仍從高橋同名玄番父子被討果候、寔失外聞実儀候、隨而如此之段被聞召及、遠路迄被 仰下候、

忝次第中々不及言上候、殊悴山之儀者紀州日向相境之御

事候、從他方非分之吸出來之刻者、御年來之儀与申、奉

守 御家之御旨山之儀被罷居候之条、一入被加御憐愍奉

頼候、此旨可預御上聞候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長十八年」

十月十五日

奈須紀伊守
祐金(花押)

進上

伊勢兵部少輔殿

1057

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚々御自分之馬之外之駄ちん馬之事、馳走候てすこ

しも遅々なき様御いそぎの事候間、ちそう申さるへ

く候、以上

嶋津陸奥守殿御いもうと子江戸へ御引越ニ付而、駄賃馬

式三百疋入候間、宿々ニ馬なき所候へハ、路次遅々候と

て、自分之小荷駄五拾五疋女房衆をのせ御下候、此外之

駄ちん馬ハ何程も入次第調出候、路次遅々なきやうニ馳

走申さるへく候、右之分懇ニ本多佐渡守殿方申來候間、

則申越候者也、

「朱カキ」
「慶長十八年」

拾月廿二日

板伊賀 ○「墨印」

「御譜ニアリ」
「京都方江戸まで」

宿々年寄中

1058

「御文庫廿三番箱十七卷中 家久公御案文」

去夏之比者以使者申入候処、御懇之御返詞共忝存候、仍

去年以伊勢兵部少輔、得御内意儀共御座候処、佐州老へ得

御意可然之由 如御指圖於江戸申入候ニ付、大御所様

へ被伺 上意、追而御返詞可被仰聞由候而、先々兵部少

輔事者罷歸候、其後兎角不被仰越候間、先日之使ニ佐州

老へ右之御返詞共於有之者、被仰知度之由申候ニ付、御

懇之様子共ニ而御座候、然者最前之筋ニ而候間、今度又

以伊勢兵部少輔申入候、被聞召達弥御入魂所仰候、委細

者相達口上候間、不能祥候、恐惶、

十月

本多上野介殿

尚以乍輕塵綾子五十端進覽候、書信之驗迄候、

1059 其後者不申通候、然者去年以伊勢兵部少輔、佐州老迄得

御意子細共御座候間、貴老も御存知之由候、就其去夏之

比以使者、右之一儀御返詞共御座候者、被仰知度之由、

佐州老迄得内意候処ニ、被達 上聞、別而被入御念被仰

出候、尤早々致參上御禮雖可申上候、當年無餘日候間、

先々佐州老迄以兵部少輔申入候、弥 御前御出合之時者、
可然様御取合被仰候、猶於委細之儀者相含口上候間、不
能祥候、恐惶、

十月

土井大炊助殿

1060
去年以伊勢兵部少輔申上子細共御座候処、其刻者御返詞
も不被 仰出候間、先日以伊集院半右衛門尉、本多佐州
へ得御内意候ニ付、則被伺 上意、別而忝 御詫之由被
仰越候条、左様之御禮共爲可申上最前之首尾候間、今又
兵部少輔差上候、細々申含候条被聞召届、弥御入魂所仰
候、將又雖輕薄候、段子拾端令進覽候、書信之驗計候、
恐惶、

十月廿五日

山駿州

1061
「義弘公御譜中」

「案文在蒲生衆本司源右衛門」

伊勢ひやうふ少御つかひとして、ふとまかりのほられ候
ま、よすかよく存筆をそめ申候、此比高さき大炊のす

け・市成かもんひやうゑのつままかりくたり、そのはう
京へ御のほりのよし申候、其外文ともくハしく見申、一
たんめてたく存事に候、ミヤこへのとうりうはさのミこ
れあるましく候、はやくゑとへくたらせらるへきと存
候、まことに道すから露霜雪をしのき、色くけうくつ
のいたり、さこそと推量申候、又いつものくりことなか
ら、あつまかたの在宅ハよろつ心つかひ一かたならず候、
そのゆへハ、京はふりにし里となり、日のもとの大ミヤ
うたちことくゑとにめしよせられ、門をならへ軒を
つらね、所せく風情とうけたまわり候、されは春の日の
おそきをくらしかねてハ、堪の口すさひにも、諸國のと
りさをし、又秋の夜のなかきをあかしわひてハ、人の
よしあしをいひかたらひて、日をおくらるゝより外はあ
るましく候条、諸事よきにつれてハよき名をひかれ、も
し又あしきにつけてハ、あくミヤうをとらせらるへく候、
左候へハ一身のミならず、国家のきすをもとむる基たら
んか、ことにこのたひは、こなたかなたのにいまりのね
うはうとも、あまためしつれられ候間、定而きまかせの
ミこれあるへく候条、上らう・つほね別而たのミ申事候
間、かたく申わたされ、御奉公すこしもゆるかせなくつ

とめ候やうに申きかせらるへく候、中にも諸所よりの御
 供衆大かた人役までに心もしらぬ太山木のやうやく杣い
 たしたるへく候条、かまち備中のかミ・上井二郎さゑも
 んのせうよくくねんを入、その人くを見はからひ御
 奉公可被申付候、たいもくなんによミたりかはしくこれ
 なきように、下知かんようたるへく候、さいわいひやう
 ふの少まかりのほられ候条、何も御供衆へ右のむね口上
 にて申わたし候、御心えのために候、老躰事今日迄ハ一
 たんそくさいに御座候条、其元方聊きつかひあるましく
 候、たゞくこひねかひ候へ、日ころへすして再會をと
 け、つかるやそとの濱までの御ものかたりきかまほしく
 存事に候、くハしくはひやうふの少申されへく候条、筆
 をとゞめ候、めてたくく又まかしこ、

尚々上らう・つほね・しんたいふをはしめ、御とも
 のねうはう衆へしんらうのよし、のこらす仰わたさ
 れ候て給へく候、弥御奉公此時に候、供衆何も其心
 得候て、御奉公たのミ申候、しかればたかさき大炊
 のすけまかりくたり候に、もろはくたる二荷・さけ
 のうを一しやく・たらのうを三ツ・ミのかミ百てう
 下給候、しけくの音信かしこまり存候、心さしの

ほとさらにみしかき筆につくされす候、

「朱力キ」
 「慶長十八年」十月廿五日 御自筆御使伊兵部の少

1062 「御文庫廿三番箱十七卷中家久公御案文」「御譜中ニ在リ」

高橋殿御法度被相背付而、彼居城知行家材等可被相改之
 由、稲葉殿貴老へ御當ニ而彼地へ御越候由、御大義ニ存
 候、殊從関東到來共御座候通、細々御知せ畏入候、何様
 期後音候、不祥候、

「朱力キ」
 「慶長十八年」十一月十一日

相良左兵衛佐殿 御返報

1063 「義弘公御譜中」

「案文在蒲生衆本司源右衛門」

ひさしく御をとつれうけたまはらす候、まことに遠つ國
 ゆへ、申度儀も存やりたるはかりにうちすくし候處に、
 御つかひ御のほり候まゝ、うれしく存一筆とりむかひま
 いらせ候、さてくかりそめのえにしをあつまへむすひ、
 心つくしの御事までに候、そもしわれらかたへ御入候う
 ちは、心ハヤミにあらねとも、何事もまよひはて、大か

たのいさめにて、うちくらしまいらせ候つる、されは此
比かうちのかミ殿へむつましく御入候へぬよし、あまね
くうけたまわりつたへ候、定而女のならひしつとゆへに
候へんとおもひまいらせ、これより心つかひ大かたなら
す候、更に身つからとしてハ、まはゆき申事ながら、女
ハ五障のつミの外に三従とて、いわけなきほとは深窓に
やしなハレ、親にしたかひはしめて、人となりしよりお
とこにしたかひ、さて又老後には子にしたかふ、これを
三の家なしと申候て、女のくるしひはなへて世のならひ
にて候、それむかしよりのこハ色にそミ、香にふれた
まふ、ことに此比ハ大名たち御手かけを五人十人めしを
かれさる人ハ御座なきよし承候處に、他のかへりミなく、
ゑひす心にてそれをかこちたまへんハ本いなくこそ、入
ざる引ことながら、竜伯さまあそはしたるいろは歌に、
ねたしとてさのミりんきのすぎぬればつまにハかるゝは
しめとをしれ かやうにことくさをかりあつめ、吳見申
まいらせ候も、かならずそもしひとりのためならず、御
國御家にきすを付たまへん事を存出候へハ、身もしまて
くちおしく候、しろしめさるゝことく、御代のおさまる
しるへにて、京はふりにし里となり、國々の大名たち江

戸・するかのかたをすミかとなされ、門をならへ、軒を
つらね、所せく風情とうけたまはり候、されは春の日の
おそきをくらしかねてハ、堪の口すさひにも諸國のとり
きたをさせられ、又秋の夜のなかきをあかしわひてハ、
人のよしあしをいひかたらひて、日をおくりたまへんよ
り外は御入候ましき欵、そのことのはのつてには、そも
しの御うへさも定而出合へく候、さらはよき名をひかれ
たまハ、御うれしく候へとも、たゝ今のそねミふかき
御こゝろにてハ、悪名のもといたるへく候、いしんさ
ま御父子もそのミ御心つかひにおほせられ候へとも、
ほとへたゝり、なに事もそのかひなくをしうつりまいら
せ候、これよりハよきうへにもよきやうにとおほしめし
候、くハしくハ御つかひにこま／＼おほせわたさるへく
候条、聊御そむきなく、したしくかうちの守殿へ御そひ
候て、ゆくすゑ奥州さまへ御ねんころ、さゝれ石のいは
ほとならん世までもかはる時なくまし／＼候ハ、身も
しもいかほとめてたくこそ、猶かさねてかしこ、

くり返しそもし事、かうち殿御心のまゝにしたかひ
たまふへき御事候處に、承候へハかもし御留主の時
ハねうはう衆もまかり候へとも、かうちのかミ殿

内へ御わたり候へハ、ミな／＼御まへをしりそき候て、女は一人もまかりあざるよし、さて／＼おとろき申まいらせ候、定而つねにそものねたミふかきをおそれ候ての御事たるへく候、たとひかうちとの御留主には、女はうたちもかけにぬまいらせ候とも、おく座へ御入候ときハそもの事は申によはず、ねうはうたちもなミる候て、念比に宮つかへ申候而こそ、他のきこえもしかるへく候へ、さやうにはしたに御入候ハ、とてもゆく／＼むつまじかるまじき事すもしのまへにて候、まことに親子のあひたに候へハ、身つからの心のそこゐをうちさらし申のほせ候条、此うちの心をあらため給ひ候て、かうちのかミ殿へしたしく候ハ、身もしの事はかすならず候、いしんさまむつのかミさまの御よろこひハさこそと、それよりすもし有へく候、又申候、つほね事色／＼心まかせゆへ、當しつかうまつりたかへ、まつ／＼かたへにめしをかれ候哉、とかくこなたにての御とりきたにも、かのつほねゆへにこそ、そもの名もくたし給ひ候条、はや／＼此かたへ御くたし候てしかるへく候、申さすなから、此ふミなをさ

りに思ひ給候ハ、ほいなかるへく候、けちめなく見させられ、一／＼御かへりことにうけたまはり候ハ、ミつからのうれしき、此御事たるへく候、

「朱カキ」

「慶長十八年」神無月つこもり

ふんこの守

は、

とうとをミ

かけかわ三のまるにて御つかひいせ兵部少

1064 懸かわ三のまるへふんこのかミ殿ふくろよりまいらせら

る、呉見のふミ、われらあひとゝのへ候て進之候、そのさうあんにて候間、その方へもけんさんに入たく存もたせ申候、上らう・つほねなとつれ／＼の時よりあひ候て、見給ひ候てしかるへく候、

江戸にて

むすめへ

いしん

まいらせ候

1065 「義弘公御譜中」

「案文在蒲生兼本司源右衛門」

たよりのまゝとりあへす筆をたて申候、さて／＼寒中に遠路のけうくつ、御奉公とは有なから、御しんらうの儀とも、さとからぬ筆にはあらはしかたく存候、はや此こ

ろはするとなく、ゑとのかたへおもむかれ給はん哉と、

中途さき／＼の御仕合共、ね覚にもいか／＼と承たく存候間、東國のやうすは申にをよはず、道のゆくての御事なと、こま／＼文にかゝせられ、しきな／＼に御さうまち申計候、われら事も一たんそくさいにこれ有事候間、それより心やすくおほしめされ、めてたかるへく候、まつ／＼此たひハよすかいそかしく御入候て、くハしからず候、やかてつかひをまいらせ候へんまゝ、そのおりからまめなる御さう申のほせ候へく候、よろつめてたくこそ、か

「朱カキ」
「慶長十八年」

御つかひ
吉としもくゑもん
むすめのかたへ
まいる

「此御書月日ナシ」

「御文庫拾六番箱十二巻中」

尚々京都御打立より以來、見物衆無申計候、皆々褒美申候間、爲御存知候、以上、

幸便之条申入候、仍十月廿三日ニ京都被成御打立大津ニ御着候、次日者雨降候て被成御逗留候、明廿五日ニ大津より草津ニ御着候、廿六日ニミナ口へ被成御着候、ミナ

口より廿七日ニ関の地藏まで、廿八日ニ四日市迄、廿九日桑名へ御着候、卅日ニ尾張のミヤまで、但船渡七里、

其より霜月朔日岡崎まで、二日ニ吉田迄無何事、御新様・御孫上様御女房衆被成御着候、何も無事ニ御座候、此等之旨御出合之時者、能様ニ御取合頼存候、委者罷下候て可申上候、將又吉田より懸川へ三日ニ者可有御着盛にて候、次者歴々御供衆皆々無事ニ御供被仕候、爲御存知候、隨而者爰元路次中之鷹・水鳥者御國本之すゝめ・からすよりも多候て、人ニおぢ不申候間、驚目候、鷹ニ御合候者、いか程も數限有間敷候、爲御心得候、恐惶謹言、

霜月二日

南郷淡路守

忠重(花押)

本田源右衛門尉殿

參人ニ御中

加治木ニて

本田源右衛門尉殿

まいる

南郷淡路守

三河之國吉田より

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

從是以書狀可申入覚悟候處、預貴札本望ニ存候、高橋右近背御法度被成御改易跡識爲御改、相良方兩人至縣參着候、則致入城、只今家財知行分相改申半ニ候、就其御領分入組之由候間、自然高橋領之百姓懷年貢、其方御領中ニ立隱候儀も御座候者、自是可申入候条、急度被仰付可給候、御同右馬充殿へハ此方近邊之儀候条、右之趣今朝相良方兩人ハ以書狀申入候、爰元逗留中猶追而可得御意候、如仰其以來以書狀も不申入、無首所存之外候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「慶長十八年」

十一月十六日

稲葉彦六

典通(花押)

羽柴陸奥守様

御報

「古御文書中」「家久公御譜中ニ在リ」

追而高橋奉公人令先納、又ハ百姓已下他口へ罷のくものとも候ハ、可相改之由候、爲若輩ケ様成儀如何ニ候へとも、御領内宮崎つゝき諸事御法度不及申上候、已上、

十二日之尊書今日鳥之刻ニ拜見申候、從中途御注進如申候、高橋居城知行物成改、稲葉彦六殿御同事ニ被仰付候段、江戸御奉行衆より被仰下候へ者、則此地へ罷越候、別而相替儀無之候、爲御存知候、恐惶謹言、

「朱カキ」

十一月十六日

相良左兵衛佑

頼(花押)

羽柴奥州様

貴報

「古御文書二十二卷ノ中以下二十ノ四通アリ」

「家久公御譜中ニ在リ」
去十日之御書拜見申候、高橋右近殿於江戸仕合惡御座候て、居城爲請取稲葉彦六殿・相良左兵衛殿被仰付被參之由、早々被仰聞候、爰元へも夜前到來御座候、高橋殿於江戸立花左近殿へ御預ケ、富田信濃殿若つきへ御預ケ、公事あいての酒井出羽いまた御番付申之由ニ候、將又於信濃石川玄番と申人隠田被聞召上、身躰相果、跡職之義同國之小笠原信濃守殿へ爲加増被下之由候、如此申來候、色々の事にて御座候、將又密柑四加籠被下候、忝存別而賞翫仕候、何茂重而可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」

霜月廿四日

寺志(廣守)

廣高(花押)

羽陸奥守様

御報

1070 「御文庫ニ番箱義弘公五卷中」 「義弘公御譜中ニ在リ」

猶以去年の此表ニ相詰申ニ付而、以書狀も不申入、
乍存罷過候、將又我等せがれ已ノ年の質物ニ進上申、
于今江戸ニ罷在候へ共、又當年も娘只吾人御座候を、
此表へよひ下し申候、貴老様御息女様此表への御伺
公、さぞ御迷惑被成候哉と、御心中のほと乍恐察存
候、以上、

六月廿五日之御懇書拜見、忝存候、隨而御息女様并御孫
子様此表へ御伺公、先以目出度存候、拙者事于今此表ニ
罷在候、幸之儀ニ御座候間、何にても御用可承覚悟ニ御
座候、然共我等萬事無調法ニ御座候故、御心付仕事も于
今無御座候、隨分御着(端カ)の旁へ申談疎意を存間敷候、
來年當地御普請、何も上方衆へ被仰付候、我等事も御普
請中ハ是ニ可罷在候間、何にても相應之御用可承候間、
御留守居衆へ其通重而も可被仰下候、何茂御普請致出來
於歸國仕者、國本方可得御意候、恐惶謹言、

「朱かき」
慶長十八年

十二月十四日

羽柴左衛門太夫

正則(花押)

羽柴兵庫頭様

御報

1071 『在官庫』

御下様江戸の證人ニ御詰被成候節、御國元方被進候、

但慶長十八年六月廿四日御立、十一月十六日江戸

江御着、

南郷あはち下ちやくに、其ちのやうすまめなる御ふみ
并てうかきにておほせこされ候通り、くわしくうけ給
り届候、そのうちうちつゝき下し給候文とも、いつれ
も其心得申候、

一 大御しよさまへの御しん物、江戸ニおゐて本田さと殿
御とりなしにて、御あけなされたるよし、めてたく存
候、おなしくしやうくんさまへの御しん物もあかり
申、ことに御きけんよく御入候而、少兵衛事御前へめ
しいたされ、大名達御しゆつしの中にて、御言葉こそ
へられ候よし、過分のいたりかたしけなく存候、さた
めていよく御仕合かわる儀候ハしと、まんそくすく
なからず候、

一 いく度申候へとも、女の身にて在江戸ハあさからぬ御

しんちうの儀ニ候、されはいつとなき旅のけうくつ、つら／＼存やりたる計候、ことにちたひきまかせなる衆あまためしおかれ、ものことに御心つかいたるへく候、さりながら御とも衆も今までハ、こゝもとのかたきをちかへず、御奉公つとめ申候よし肝要ニ存候、ひつきやうそのほかなに事も、すなほに仰らるゝ故と存候、弥よろしきやうにかたくおほせきかせられ、尤たるへく候、しかれはたひ／＼申ことく、そこもとへつめ申候さふらひ・中間・小者たくひハ、さためて其内ニきまかせなる衆もこれあるへく候間、次郎左衛門・備中をはしめ、そうゑん・五兵衛など談合いたし、いづれも御おきめをまもり、よく／＼あいたしなミ御奉公仕候へと、きひしく申付られしかるへく候、もし又御意をそむき、きまかせのふるまひ仕るものこれあらは、一身の事ハ申ニ不及、國ニてそんなせざるさいしにいたるまで、其科のかるましく候条、連々其通役人中ちかたく申渡さるへき事せん一ニ候、

一江戸の逗留ハさらに際限なき事ニ候、然時ハ公義わたくしとともに銀子ならてハ相調ましきと御心遣のよし、我らも同前ニ存事候、とかくくにもとちきんすしのほ

せ候へてハ、諸事不如意千萬たるへき事、かくこのまへニ候、いつものことく、國ならひの油断候而ハ笑止たるへく候条、遠く候へハ彼是申上せ候儀ハ、何事もおくれ立事候条、其もとかれこれ時儀能様ニ談合たのミ申候通り、仰傳候て給へく候、

一そこもと御宿のすまい御らんあわせられ、おおかたへ行かよひ候所ハいかゝにおほしめされ、そうゑん・五兵衛にとのゐ被仰付よし尤候、然ハ夜の御番ハ御わひにそんし候よし申上候也、しかしながら少兵衛・二郎左衛門へ御たんかうなされしゐて被仰付、又々夜るも御番相動よし、可然存候、とかく御はんハよるこそたにもくニて御さ候、申さすなから番などの儀、御ねんをいられ肝要ニ存候、

一曾木五兵衛かわりの儀承候、実もふと御供仕候条、尤ニ存候、乍然五兵衛代り被罷登御奉公可仕、色々見はからひ候へとも、さらにさやうなる人見およひ申さす候、たゞし東条はやと事、しかるへく候はんかと存候、其外ニ誰そ心付も無之候、若其方も隼人事可然思召候ハ、巨細に御返事ニうけ給るへく候、秋のすへにハ申付さしのほせ申へく候、

一 上らう・局・しん太夫・あふち・ちやち御奉公そりや

くなきよし、一たんうしく(れ脱カ)存候、いよ／＼あいかわら

す其ふんに候へてと存候、其外御供衆御奉公別而辛

勞のよし承り候、猶以宮仕おこたらす頼申候とおり、

御心へ候て可預候、又申候、あふち・おちやちいしや

う、かれ是ぬい物に一人辛勞申候由、是より神妙に存

事候、あちや／＼もとうせんに縫物受取、仕立候而し

んらういたし候よし、かんようにそんし候、又／＼つ

てなから女房達へ申候式、心にふくミ、あるひハ傍輩

ニふか／＼しく念比を仕る事、又中あしき事も我等第

一 さらい申候、左様成人ハ必君の御爲を忘るゝ物ニて

候条、傍輩へ分而知音ハ無用たるへく候、此旨皆々へ

被仰聞可然候、もしその上にも取わけ念比仕者曲事の

よし、かたく可被仰付候、

一 乍重言女房衆へ銘々文ニて申たく候へとも、翁さひた

る筆にハかきつくしかたく候条、其御前の上らう・つ

ほね・しん太夫・大こ・おふち・おやち・おいま・お

いと・五ゐ・あちや／＼・ぬい・右衛門督・あこ・ち

よな・あや／＼・はりま・ひせん・たけかわ・あつま屋

・のわき・さ／＼なミ・おとめ・こてふ・せきや・あさ

ち・も／＼・さ／＼此衆へ一々しんらうの通り被仰傳へく

候、いづれも常に御ほうこうねんを入、世上のとりさ

たもしかるへきやうに、かいふん心かけ頼存候、

一 當年ハ孫殿十五のやくニて、心つかいのよし尤ニ候、

夫ニよりきねんの事承候、かいふんせい／＼申へく候

間、御心やすかるへく候、しかれ者其方事、冬ハいつ

も霜はれさせられ候へ共、去年ハさやうにも御入候へ

て、手もやはらかに候つるよし、是又一たんまんそく

ニ存事候、

一 般若寺別當いつものことく當年も御きねんせい／＼被

成候而、親子のまもり二被進候条、此たよりにのほせ

申候、慥ニ御受取可目出度候、然者あはち下りの時分、

別當へ小袖一被遣候、誠ニ御心さしのいたり、さらに

御礼をも申得かたきよしに候、かならず我等方しつね

んなく、其とおり申上せ候へと頼ニて候ま／＼、如此候、

一 一ほくさいへ祈念之儀被仰付候、是も成就申候而、守二

札十枚はいち／＼并供衆の守六十三あけ申候間、此度同

前ニ上せ候、旁爲心得候、

一 ちいさき糸の子そたて申候ハ、のほせ候へと承候、從

是も内々其かくこニて候つる、糸の子ともあまたうみ

申候、そのうちを見合候而、少きを二疋むつの守殿御
 きも入被成候様ニと談合申事候間、御存のためニ候、
 一 おんそ一重おくり給り候内、なんと嶋如仰一領見事ニ
 て御さ候、これよりこそ東國一しほさむく御入候よし
 承り及候つる間、過にし冬にもしつはたおさのあら
 くとま遠におれる絹なりとも送り申へきところに、
 かへりて旅よりの心さし不淺存候、殊に大なるくり一
 箱送り預り、是又珍敷とりはやし申候、

一 少兵衛・二郎左衛門・備中いづれも 公義かたしかる
 へきやうにと談合申さるゝよし、肝要の儀とも候、并
 そうゑん・五兵へ御奉公そいなきよし、しかるへく存
 候、誠に御とも衆の内、別ニめし仕れへき人なき事候
 間、そうゑん・五兵へなど心のくまなく、そに入細に
 入御奉公此時ニ候、御存のことく大このほせ申候、せ
 めて旅のなくさミニもなり候はん哉とそんし、如此候、
 白きゑの子ハミすていか子ニて候、ふちいぬへちやう
 もうか子ニて候、次ニそこともへ被召列候、かうむり
 いつゝさかしく候て、少シなくさミになり候よし、是
 方承り悦申計候、

一 妙圓寺へ小袖一被進候、殊の外よろこひニて候、誠ニ

御心つけの忝さ、しゆミよりもたかく、さう海方もふ
 かく御座候よし、我等前方能く御礼申上せ候様ニと、
 東堂こゝもとへ越給ひ、御頼ニ而候まゝ如此候、りん
 かうへもきる物一くたり給り、一たん忝きと御礼申上
 候、いづれも御心得のためニ候、

一 田はた左兵衛罷下り候時分諸白樽二・^(籠)二・さけの魚
 二尺・かき一はこ、其後有用川平右衛門下り候砌、印籠
 たうらん・せと香合ニ給候、わた七兵衛下候時、小倉
 島二反音信ニ預り候、誠ニそこほと萬不如意たるへき
 事、推量の前ニ候処ニ、度々の心寄あさからぬ儀と申
 計候、

一 いせ兵部の少其地へ罷下り、やがて 將軍様へ御目見
 へ仕、一たん仕合よく候て頼とも、このかた御當家の
 文をこりはしめ申て 上意なされたるよし、他家のお
 ほへと申、面目之至此事候、

一 當年も國々へ御普請被仰付候へとも、當國ハ御宥免之
 由、扱こゝもと上下の満足これに不過候、必竟その
 方親子在江戸にて、辛勞させられ候故と、いづれも申
 事候、承様ニ諸國并御普請被仰付候ハ、御國のつか
 れハ不及申、上かたの御普請一圓ニなれさる事ニて候

間、迎もそこもとのはずに逢間敷と、内々心遣此事候
処、きとくなる御冥加ニて御普請も被差置、其上むつ
の守殿當年の御上りも御延引ニて、しかるへきよし被
仰出、彼と云是と云御國のやすまり一方ならず、何れ
共御念比の 上意かたしけなきと申も、中々おろか
なる御事候、

一 かうちの守殿色々御ねんころニて、御舎弟も同前ニ
御見廻被成、其上繁々御使ニ而もむつましく被仰候由、
さすか御ゆかりのしるへと一たん畏り存候、左様成御
礼も申上せ、猶以萬御心を被添へき事頼存候由、從是
委く可申入候、御心得のためニ候、

一 たび々御返事の長ふミともくりかへし致披見候、何
れもふミの断りさハリなくきこへ申候、長文にて申の
はセ候、しかしなから心のほとも更ニ申つくされず、
言葉續きもよきやうにと存候へとも、歌書めき候て見
ニふたつ事ニて、又あまりくた々しきもへいくわい
すき候て、おもハしからず候条、た々そこもとの御ゆ
かしさになそらへて、せめてよしなきことはをかきつ
らね、申くするはかりにこそ、しかれハ、孫殿手なら
ひ心かけのよし、一段神妙に存事候、此たひの文とも

見申、すなハち其しるへあらはれ見事ニ候間、尤然へ
く存候、弥文もおさ々敷、おいさき諸人もほめ申候
へハ、題目むつの守殿御外聞と申、御慶是ニ過間敷候、
もと若我々のうれしさも可爲御同前候条、乍不申手な
らひのミならず、物ことにかいふんかね々いさめ給
候様ニ、よろつ御心つかいかんようたるへく候、

一 されは青柳の糸ななかりし事ながら、一はの舟の浦風
に八重の浪ちのもしは草書あつめてもいるふてふかひ
こそなけれ、くたけたる御心の内ハいたすらになこり
かほニてせきやうな々めに雲をこひ、又かたふく月に
向ひても老たる我らをしたひ給ふよし、罷下りたる使
の衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事の
ミとやあらぬかくやあらぬと、うしろめたき折節、さ
やうにせちなる事を承り傳候、弥我等もおもひふかく
なりぬ、誠に年久しく側に置申つれとも終に一度も我
等の腹をたてられず、孝行ふかくまし々て、三伏の
夏ハ枕を扇て床をす々しくしたまひ、そせつの冬は夜
ことにならずさ々ぬるふすまをあた々め、身にあた
へられ、孝ありし事共今更少もわすれず候、され者々
様ニ親敷候つる親子の間を、今あからさまにあつまの

かたへたひ立給ひぬる、このかたのなごり筆の海ニも、つりはりのいとみしかくてこそしかはあれとも、かゝるためしハ世のならひとおもひかへして、其方もたゞ花の春もミちの秋に心をなくさめ給はん事然るべく候、もとよりその跡たえず文ニて、たかいしけく申うけ給るへきまゝ、けんにおなじかるべく候、しかれハ彼中なごんみちとしとやらんか歌に、さしのほる朝日に君をおもひ出て、かたふく月にわれをわするなといひしも、大かた心ハひとしからましと申ハかりに候、なをよるつめてたくかしこ、

なをくきやく人さいせんのやうに、あいかわらす其方おや子にたいし、懇ニ奉公申され候よし、是又何よりもつてうれしく存候、いよ／＼諸事たのミ申候よし、御心得にあつかるべく候、次ゑへもんのかうふとわつらひ出し候や、しかれともずいせんのくすりニて、大かたなおりのよし、かんように候、定而日にまし快氣可仕と存候、又申候、まつなミ短慮にまかせて、やゝもすれハ下女をはうくわひにあつかひ申により、たの身もしおり給ひ、下女もとりはなち、ひせんにたまはりたるよし尤に存候、とかく

まつなミ事ハゆくすゑめしつかわるゝ儀、なりかたく思召候通、巨細承置候、けに／＼さやうにきまかせに候ハ、とてもみやつかへはつかまつりとゞけましく候、いつれとも御ふんへつしたひに候、

「慶長十九年歌」

〔表紙〕
「此御書御譜何年ニアルカ」

1072

『雑抄ニアリ』

一家久公慶長十九年正月之御案文之内ニ、上床藤右衛門入道殿・曾木五兵衛尉殿・上井次郎左衛門殿・蒲地備中守殿と宛書之御案文有之候、皆御下様の御供之人數かと存候、

1073

『在官庫』

慶長十八年十二月朔日

〔表紙〕
「御譜中ニハ無之」

人衆賦帳

一番備

式百人昇拾本
乘馬拾定

六十六人

二百七十二人昇拾四本
乘馬拾四定

『高老萬八石』
牛菊丸

伊集院衆

『高老萬三千五百八拾石八斗貳升』
野州

十四人

六拾人昇三本
乘馬三疋

百人乘馬式疋

五拾五人昇三本
乘馬三疋

二百九拾人乘馬五疋

十七人

二百六十七人昇十三本
乘馬十三疋

『朱真本』
『昇一疋』
『本々』
『廿三人』
『乘馬一疋』

六十五人

拾三人

四拾壹人昇貳本
乘馬二疋

三拾壹人

十八人

拾人乘馬壹疋

廿五人

拾人乘馬一疋

十四人

十人乘馬一疋

四人

十一人

宮之城衆

伊集院半右衛門

大口衆

樺山久太郎

出水衆

山野衆

北郷加賀守

『相良玄蕃助』

隈城衆

山田衆

新納次郎四郎

馬越衆

飯野衆

阿多甚左衛門

栗野衆

上原昌拾郎

吉松衆

平野六郎左衛門入道

四拾三人 高尾野衆

拾人 羽月衆

九人

敷根衆

八人 甕鳴衆

六拾七人昇三本
乘馬三疋

七拾四人

八人乘馬一疋佐多越後守

拾人右同 五代勝左衛門

十六人右同 穎娃長左衛門

御使番衆

三拾三人昇壹本
乘馬一疋川上左京亮

十三人乘馬一疋重存坊

備并普請奉行

六人乘馬一疋後醍醐喜兵衛尉

九人右同 藤田清左衛門

六人右同 相良五左衛門

合人數二千 昇五拾一本 乘馬衆七拾三騎

以上

二番備

三百七拾三人昇十八本
乘馬十八疋

又四郎殿

五人 加久藤衆

十六人 阿久根衆

根占右近太夫

鹿兒嶋衆

拾人乘馬一疋高崎大炊助

十二人右同 本田伊賀守

『高千六百四拾石五斗五升』

『高五百四拾四石七斗八升』

『高六百四拾四石五斗五升』

『高五百四拾四石七斗八升』

『高五百四拾四石七斗八升三合』

『高三百石式斗』

『高三百石式斗』

『高三百五拾五石』

『高三百五拾五石』

『高三百三拾六石六斗壹升』

『高三百三拾六石六斗壹升』

『高貳百八拾四石』

『高貳百八拾四石』

『高貳百八拾四石』

百廿六人乘馬六疋 『高六千貳百八拾七石六斗五升』
澁谷石見守

三拾九人 清敷衆

七百貳拾六人乘馬三十八疋 『高四万三千三百五拾石壹斗七升』
北郷隱岐守衆

貳拾人乘馬一疋 桂山城守
六拾八人 高山衆

貳拾二人右同 大膳亮
拾九人 高原衆

貳拾九人乘馬一疋 吉利李右衛門
三拾貳人 市來衆

七人右同 相良勘解由次官
貳人 根占衆

貳拾八人乘馬一疋 村田刑部少輔
貳拾人 田布施衆

三拾二人乘馬一疋 新納右衛門佐
貳拾人 川邊衆

貳拾二人乘馬一疋 鎌田玄番助
三拾一人 清水衆

拾四人乘馬一疋 本田大炊太夫
貳拾一人 曾於郡衆

拾人乘馬一疋 猿渡新助
六人 横川衆

拾人右同 寺山出羽守
十二人 恒吉衆

貳拾人乘馬一疋 喜入吉兵衛尉
貳百拾二人乘馬三疋 國分衆

八拾四人乘馬三疋 肝付長三郎
三拾一人 野尻衆

貳拾二人 小林衆
六拾四人 伊作衆

三拾二人 市來衆
拾七人 阿多衆

八人 百次衆 四拾九人 財部衆

拾三人 松山衆 五拾四人 大崎衆

拾三人 内之浦衆 六拾九人 末吉衆

貳拾人 串良衆 四人 始良衆

四百八拾九人 加治木衆
内御使番衆三人 備并普請奉行三人

外百七拾五人

横目衆
貳拾六人乘馬一疋 川上式部太輔 五拾人乘馬一疋 敷根中務少輔
『高千三百石九斗八升』 『高貳千五百石』

貳拾人乘馬一疋 村田三郎右衛門 八人乘馬一疋 諏訪神七
『高千四百石壹斗』 『高四百石壹斗五升』

九人乘馬一疋 伊地知四郎兵衛尉 十四人右同 伊勢内記
『高三百六十石』 『高五百貳石四斗九升』

御使番衆
十四人乘馬一疋 伊集院助右衛門 四人右同 川上右京亮
『高四百六拾四石壹斗四升』 『高貳百九拾三石』

三人 加治木衆

備并普請奉行
貳拾人乘馬一疋 土持左馬權頭 七人乘馬一疋 柏原周防入道
『高四百六拾四石壹斗四升』 『高貳百九拾三石』

三人 加治木衆

合人數三千人 昇七拾七本 乘馬衆八拾五騎

三人 加治木衆

已上

三番左備之分

八拾人「高四千石八斗」「中書イ」 乘馬「昇一本」 二 中務太輔

四拾人「高四千七百石壹斗六升」 乘馬「昇二本」 三 原諸右衛門

三人 乘馬「昇一本」 一 伊集院藏人

八人 右同「高四百拾石九斗九升」 高陽仲三郎

六人 右同「高三百石四斗八升」 寶泉坊

六人 右同「高三百石式斗三升」 寶泉坊

七人 右同「高三百六拾石六斗七升六合貳三五郎也」 平山三五郎

五人 右同「高式百五拾石六斗八升」 國分但馬守

五人 右同「高式百四拾石六斗八升」 勝目志摩介

四人 右同「高式百四拾石五升」 德永助右衛門尉

四人 右同「高式百四拾石三斗四升」 長井弥三郎

七人 右同「高式百五拾石六斗五升八合」 八木丹後守

六人 右同「高式百石」 小野左京亮

四人 右同「高式百石」 下村主水佐

六人 右同「高式百石」 遠達金兵衛尉

貳拾人「高千五百拾石」 乘馬「昇一本」 川上上野守

拾人 乘馬「昇一本」 桂民部少輔

拾二人 右同「高六百石式斗五升」 伊地知平三郎

拾人 右同「高五百拾石式斗九升」 土持半三郎

六人 右同「高四百四拾石五斗六升」 高城主馬首

六人 右同「高三百石壹升」 大田新太郎

六人 右同「高三百石」 國分拾右衛門

四人 右同「高式百貳拾石七石五斗」 本田隼人佑

六人 乘馬「昇一本」 一 沓岐勝三郎

四人 右同「高式百貳拾石三斗」 隈岡茂兵衛尉

四人 右同「高式百拾八石二斗九升七合」 肥後与次兵衛尉

四人 右同「高式百廿九石式斗七升七合」 上井甚十郎

拾一人 右同「高式百九拾石五斗八升四合六分」 吉田貞左衛門尉

四人 右同「高式百八拾石石」 伊地知治左衛門尉

六人 右同「高式百廿石六斗壹升」 堀弥右衛門尉

四人 右同「高百九拾石」 平田吉左衛門尉

四人 乘馬「昇一本」 一 猪俣爲右衛門尉

四人 右同「高式百貳拾石五石」 藤井助四郎

四拾二人 乘馬「昇二本」 一 北郷宮千世人數計

五拾八人 乘馬「昇二本」 一 喜入攝津守

貳拾六人 乘馬「昇一本」 一 澁谷周防介

貳拾人 乘馬「昇一本」 一 諏訪治部少輔

八人 乘馬「昇一本」 一 平田藤七兵衛尉

八人 右同「高四百貳拾石四斗」 有川大炊左衛門

備并普請奉行

六人 乘馬「昇一本」 一 坂式部少輔

三人 右同「高式百九拾六石三斗式升」 鈴木宇左衛門尉

鐵炮奉行

貳拾三人 乘馬「昇一本」 一 菱刈大膳亮

拾人 右同「高式百七拾石」 東郷拾左衛門尉

五人 右同「高式百拾石式斗四升」 右松慶丞

四人 乘馬「昇一本」 一 大久坊

四人 右同「高式百五拾石」 帖佐弥左衛門尉

十四人 乘馬「昇一本」 一 市來八左衛門尉

六人 右同「高五百拾石九斗八升」 平山藏人

拾人 右同「高式百拾五石八斗七升」 野村但馬守

八人 右同「高式百九拾石四斗五升」 新納四郎左衛門尉

六人 右同「高式百石六斗壹升」 新納四郎左衛門尉

八人 右同「高式百石」 米良休右衛門入道

八人 右同「高式百石」 鎌田主銚

五人 右同「高式百石」 法元二右衛門

八人 右同「高式百石」 鎌田主銚

五人 右同「高式百石」 法元二右衛門

八人 右同「高式百石」 鎌田主銚

五人 右同「高式百石」 法元二右衛門

弓奉行

六人乘馬一疋町田甚兵衛尉
『高三百五石四斗六升』

四人右同平田狩野介
『高式百五石』

鍵奉行

拾一人乘馬一疋平田民部左衛門尉
『高五百五拾石』

五人右同三原七左衛門尉
『高三百石壹斗』

昇奉行

拾八人乘馬一疋野村市右衛門尉
『高九百五石貳斗九升』

玉樂渡奉行

四人乘馬一疋関主殿助
『高式百拾石壹斗三升』

五人乘馬一疋入佐郷左衛門尉
『高式百拾石』

六人右同勝目兵右衛門尉

左備之分

以上人數六百七拾七人

昇拾貳本 乘馬六拾六騎

三番右備之分

五拾人乘馬一疋佐多伯耆守
『高式千五百石』

六拾二人乘馬一疋鎌田又七郎
『高三千百廿一石三斗五升』

貳拾人乘馬一疋本郷伊与守
『高千三百七石七斗壹升』

貳拾三人乘馬一疋相良彦次郎
『高千三百拾石貳斗八升』

拾六人乘馬一疋野村弥兵衛
『高七百卅六石貳斗壹升』

拾貳人乘馬一疋鹿嶋典次郎
『高式百六拾貳石』

廿六人右同吉田長四郎
『高千貳百九拾八石貳斗』

八人右同比志嶋彦太郎
『高五百石四斗壹升』

拾人右同岩切与次郎
『高三百廿石』

七人右同鬼塚典藏
『高三百六拾五石六斗九升』

九人右同鮫嶋孝左衛門
『高四百廿五石五斗六升』

七人右同伊東源四郎
『高三百四拾六石八斗』

六人右同大嶋孫次郎
『高三百拾四石五斗三升』

六人右同伊地知勝八郎
『高三百拾三石六斗壹升』

八人右同滝聞卷岐守
『高四百壹石八斗壹升』

九人右同肝付甚作
『高三百二十石壹斗壹升』

六人右同岩本源六
『高三百八拾五石』

四人右同否等新次郎
『高式百石』

四人右同川上喜左衛門尉
『高百六拾五石』

四人右同有川仲右衛門尉
『高式百五拾三石貳斗九升』

四人右同肥後内膳正
『高式百廿五石四斗貳升』

四人右同猿渡嘉左衛門尉
『高式百廿五石四斗貳升』

五人右同肥後吉兵衛尉
『高式百三拾九石五斗』

六人右同川上彦左衛門尉
『高式百三拾九石五斗』

五人右同黒田友右衛門尉
『高式百八拾九石九斗八升』

四人右同土持平右衛門尉
『高式百貳拾七石貳斗貳升』

八人右同曾木權之助
『高式百四石壹升』

四人右同有川源五郎
『高式百貳拾七石貳斗貳升』

拾一人右同稅所助七
『高五百五拾石』

五人右同肥後長次郎
『高式百三拾九石貳斗七升三合』

『四人乘馬一疋市來小四郎』

『異本如是也』

六人右同大山六右衛門尉
『高三百石貳斗貳升』

四人右同相良民部左衛門尉
『高百六拾六石九斗四升』

六人右同米良權助
『高三百三拾六斗五升』

四人右同野村才右衛門尉
『高式百石』

四人右同河野猪右衛門入道
『高三百拾四石』

五人右同山田土佐守
『高式百六拾石五斗三升』

四人右同中平次郎
『高百九拾八石壹斗九升』

四人右同日置吉兵衛尉
『高百八拾石八斗貳升』

四人右同鳥原掃部介
『高百三拾五石』

八人右同鎌田典左衛門尉
『高百三拾五石』

七人右同東郷長門守
『高百五拾七石三斗六升三合』

跡備

三拾六人乘馬一疋山田民部少輔
『高千八百六拾石四升』

『一本』

『高千八百六拾石四升』

横目衆

拾五人 乘馬一疋伊勢弥九郎
『高式千五百三拾壹石』

十六人 乘馬一疋別府舍人助
『高八百石』

御使番衆

式拾七人 乘馬一疋本田弥六
『高式百石』

式拾人 乘馬一疋毛利内膳正
『高千三百廿石七斗壹升』

四人 乘馬一疋税所弥右衛門尉
『高式百石』

十人 乘馬一疋伊地知理兵衛尉
『高四百石壹斗四升』

五人 乘馬一疋川越右近將監

備并普請奉行

拾人 乘馬一疋弟子丸治助
『高三百七拾九石』

七人 乘馬一疋二階堂城之助
『高四百三十石四斗八升』

五人 右同伊地知猷右衛門尉
『高式百卅式石九升』

鉄炮奉行

拾四人 乘馬一疋平田安房介
『高千石式升』

四人 右同大野左近將監
『高式百廿石』

五人 右同兒玉四郎兵衛尉
『高式百五拾四石式斗』

弓奉行

拾人 乘馬一疋伊東一右衛門尉
『高五百四石八斗式升三左衛門跡也』

鑓奉行

六人 乘馬一疋和田乘助
『高三百石壹升』

四人 右同鯨島大藏丞
『高式百石壹斗九升』

昇奉行

八人 乘馬一疋田代刑部少輔
『高四百拾壹石三斗七升』

玉藥渡奉行

四人 乘馬一疋大野少外記
『高三拾五石』

五人 乘馬一疋渡邊市左衛門
『高式百七拾式石四斗式升』

右備之分

小以上人數六百廿四人 昇拾一本 乘馬六拾式疋

左右備之分

合人數三千六百八十四人
『三百一人』

昇廿三本

乘馬百三十疋

外御昇百本

鹿兒嶋陸小姓衆
『本々々々』

額姓早左衛門
『廿石四升』

新納助右衛門
『廿一石六升九合』

追弓五
『六十九石六斗六升』

川上彦十郎
『六十石』

榊三右衛門
『八十七石三斗一升』

竹迫吉兵衛尉
『六十九石六斗六升』

山本六左衛門
『八十七石三斗一升』

白濱分右衛門
『六十二石五斗』

竹内盛右衛門
『六十二石五斗』

築瀬二左衛門
『九十五石』

始良新次郎
『九十五石』

井尻荒允
『本々々々』

白濱才右衛門
『九十五石』

川野大炊介
『九十五石』

竹下主膳正
『九十五石』

宮之原助八郎
『九十五石』

中嶋孫左衛門
『九十五石』

日高主税之介
『九十五石』

川上九郎右衛門
『重イ』

関十郎
『重イ』

岩永弥七
『七十九石五斗一升』

金田彦右衛門
『重イ』

長倉藤五兵衛
『五十六石四斗四升三合』

上別府甚六
『六十八石二斗八升』

渡邊安房介
『重イ』

肝付金右衛門
『五十六石四斗四升三合』

黒田百左衛門
『六十八石二斗八升』

慶阿弥
『七十石』

塚田加五右衛門
『九十七石九斗式升三合』

丸田伊豆守
『九十七石九斗式升三合』

一人 八拾石 一人 谷山宮内左衛門 一人 四十六石
 長江右衛門 一人 津曲八郎三郎 一人 八十五石
 三人 六十七石五斗式升三合 一人 長濱弥三郎 一人 七十七石
 染郷甚左衛門 一人 梶原七左衛門
 一人 七十三石九斗五升三合 一人 八十六石三升 一人 七十五石
 浦川金左衛門 一人 種子田掃部介 一人 山田弥兵衛尉
 一人 六十五石二升七合 一人 肝付大右衛門 一人 石神善吉
 大内内匠 一人 平田二兵衛尉 一人 染川源允
 一人 六十石 一人 國分民部左衛門尉 一人 東郷寛右衛門尉
 一人 六十石 一人 木藤帶刀長 一人 井尻藤太郎
 平田弥平次 一人 新納部少輔 一人 武助五郎
 一人 五十石四斗四升 一人 初山種兵衛尉 一人 岩切彦七
 伊地知吉右衛門 一人 六十五石六斗七升三合 一人 六十石
 一人 湯地三次郎 一人 六十石 一人 益滿平七
 一人 五十三石四斗五升 一人 川上治部右衛門 一人 大迫九郎次郎
 一人 五十四石三升八合 一人 未弘甚兵衛尉 一人 鎌田弥右衛門
 一人 村岡城介 一人 重信丹波守 一人 五十石四斗式合
 一人 新納大藏丞 一人 坂元孫左衛門 一人 本田与藏兵衛尉
 一人 鎌田筑後守 一人 勝目助左衛門 一人 宇多小左衛門
 一人 敷根拾郎左衛門 一人 山下兵左衛門 一人 倉野平次郎
 岩切監右衛門 一人 和田与介 一人 松田佐太右衛門
 一人 四十石五斗三升 一人 慶養坊
 四十三石一升五合 一人 染河帶刀左衛門 一人 瀬戸山儀左衛門
 岡村治右衛門 一人 吉井郷右衛門 一人 高崎民部少輔
 一人 四十五石四斗一升 一人 赤松彦市 一人 百拾六石
 岩城与次右衛門 一人 染川彦兵衛尉 一人 高崎民部少輔

一人 卅石六斗九升 一人 芋生与八郎 一人 四十一石三斗六合
 相良彈兵衛尉 一人 塚田表右衛門
 一人 四十二石 一人 加治屋六丞
 稻津甚允 一人 宮之原拾郎左衛門
 一人 河内織部佑 一人 西郷八郎左衛門 一人 尾上二左衛門
 一人 六石 一人 別府金右衛門 一人 野間勘之丞
 德田大兵衛尉 一人 山内源介 一人 卅一石九斗八升
 一人 四十六石六斗式合 一人 愛甲次兵衛尉 一人 卅一石五升五合 一人 卅一石九斗八升
 一人 四拾五石三斗九升 一人 田中源八左衛門 一人 枝次九郎左衛門 一人 宮内六兵衛尉
 宮里弥平次 一人 高城岩右衛門 一人 田中玄蕃允
 卅五石壹升 一人 久保七兵衛 一人 堀原善左衛門 一人 阿多對馬守
 有馬寸右衛門 一人 伊十院新五郎 一人 内山平次郎
 三人 卅五十一石三斗六升 一人 藤崎善介 三人 野村織部佑
 木原七郎左衛門 一人 藤崎善介 三人 有田清之丞
 卅七石八斗 一人 川上与十郎
 岩元彦右衛門 一人 川上与十郎
 一人 林藤七兵衛尉 一人 玉利竹兵衛尉 一人 奈良原狩野介
 卅九石五斗五升 一人 否笠彦左衛門尉 一人 津留佐丞 一人 橋本助右衛門
 二人 平田与九郎 一人 川上泰介 一人 宮原仙太郎
 一人 梶原孫三郎 一人 相良彦八郎 一人 上野吉左衛門
 三人 友野左近將監 一人 木藤次郎介 一人 井尻勝右衛門
 卅三石四斗三升 三人 竹下弥六 一人 川野主稅助 一人 大迫清三郎
 三人 澁谷惣兵衛尉 一人 上村助七 一人 貴嶋調兵衛尉
 卅三石一升 三人 大迫清太左衛門 一人 町田弥兵衛尉 一人 丸田新作

久留伴五左衛門 一人
桐野葉右衛門 二人
伊集院宮内左衛門 一人

押川權兵衛尉 三人
海江田乘兵衛尉 三人
新原新次郎 三人

伊集院小右衛門 二人
丸野善太郎 三人
肥後弥八郎 三人

柳田利兵衛尉 二人
谷山李左衛門 二人
祁答院平介 二人

平田次左衛門 二人
海老原銀兵衛尉 二人
久永吉左衛門 二人

武与七兵衛尉 二人
市來半右衛門 二人
西俣彦右衛門 二人

荒武寛右衛門 二人
谷山官兵衛尉 一人
宮内源助 一人

宇都弥七 二人
松山次右衛門 二人
中村藤八 二人

鳥丸利兵衛尉 三人
祁答院二郎兵衛尉 三人
湯地五郎次郎 三人

日高大左衛門 二人
佐久間勘右衛門 三人
三原仲右衛門 三人

築瀨兵右衛門 三人
町田源六 二人
賣阿弥 二人

友野休兵衛尉 一人
休阿弥 二人
川上藤七郎 二人

伊地知助五郎 一人
西原甚兵衛尉 二人
山口主水左衛門 二人

本田治部左衛門 二人
相良淡路守 二人
有川助丞 二人

郷田源七兵衛尉 二人
池上平右衛門 二人
三嶋林右衛門 二人

野元源左衛門 三人
永吉半兵衛尉 二人
長濱与兵衛尉 三人

爲阿弥 二人
山田半助 三人
市來宗七 二人

東郷三左衛門 三人
中江主水佑 二人
家村采女正 二人

阿多源左衛門 二人
折田六左衛門 二人
川野文右衛門 二人

二人『百三石八升三合』 二人『百貳十石八升六合』 二人『六十六石』
稅所本允 福屋七介 岩切仲右衛門

二人『百石』 岩切与平次 宅間弥十郎 川野不知右衛門

三人 中野新吉

合人躰二百八人

外内之者九拾六人

從外城之陸小姓衆

三拾五人外夫三拾五人 帖佐衆 三拾人外夫二十九人 福山衆

四拾三人外夫四拾三人 加世田衆 七人外夫六人 向嶋衆

四人外夫三人 牛根衆 壹人外夫一人 大村衆

八人外夫七人 串木野衆 拾七人外夫十六人 穎娃衆

四拾三人外夫四十二人 指宿衆 四拾八人外夫四十七人 谷山衆

三人外夫二人 水引衆

合人躰貳百三拾九人

從外城之御道具持衆

拾八人谷山 貳拾人伊作 九人川邊 九人阿多

拾五人市來 九人田布施 廿人加世田 拾九人指宿

拾人穎娃 壹人永吉 拾三人伊十院 拾八人清敷

三拾八人蒲生 貳拾人帖佐 廿人串木野 拾七人隈城

七人山田 五人百次 拾二人高城 八人宮之城

二人大村 六人横川 拾八人栗野 拾六人清水
 拾一人曾於郡 廿一人國分 五人敷根 廿二人福山
 拾九人財部 廿八人末吉 拾人松山 六人恒吉
 六人向嶋 廿人根占 拾九人高山 拾三人大崎
 八人串良 二人牛根 廿人馬越 六人吉田
 九人吉松 廿人小林 廿三人高原 九人内之浦
 合五百八拾六人

但衆中拾人間ニ一人ツ、人役

鹿兒嶋御道具衆

合式百貳拾五人

十人

御道具持又内より出分

一人『高百三石』
一人『高九十三石』
一人『高九拾貳石』
一人『高九拾貳石』
一人『高九拾貳石』
一人『高九拾貳石』
一人『高九拾貳石』
一人『高九拾貳石』
一人『高九拾貳石』
一人『高九拾貳石』

新納殿 伊地知平右衛門跡 伊十院左近跡 桑幡刑部
少輔 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人

山口相左衛門跡 上原源右衛門入道 伊十院弥七
一人『高百廿石三斗』 一人 七斗八升四合貳寸

有馬熊千世 古後平七郎 野添弥吉跡 有馬次右衛門
一人『高貳百廿石』 一人『高百石』 一人『高百五拾貳石』 一人『高百八拾石』

別府主殿介 阿多周防入道 鎌田右兵衛尉 有川七左衛門
五合 十四人『高貳千六百六十四石三升』

合五拾一人

諸所之町のほりさし之賦

三人 加世田 二人 川邊 三人 田布施

二人 阿多 二人 伊作 二人 市來
 五人 伊十院 六人 清敷 六人 宮之城
 三人 蒲生 四人 横川 六人 栗野
 一人 串良 二人 大崎 六人 末吉
 貳人 高原 二人 財部 三人 高山
 合六拾一人

御臺所付衆合式拾五人

夫賦

『高千五拾八石三斗九升』
拾老人 新納殿

内一人大迫清三郎 一人大迫清太左衛門 一人上村

助七 一人丸田新作 一人桐野葉右衛門 一人新

原新二郎 一人坂元孝岐丞 一人丸尾善五郎 一

人折田理兵衛尉 二人うき

『高百三拾五石五斗貳合』 内三石殿役分
貳人 百梅 内一人木藤次郎介 一人竹下弥六

『高三百石八斗貳升五合』 内六石右同
四人 伊集院左近跡 内一人橋本助右衛門 一人川上

泰助 一人梶原孫二郎 一人うき

『高百石八斗八升七合』 内五石右同
四人 妙春 内一人岩本彦右衛門 一人玉利竹兵衛尉

一人有田清丞 一人百笠彦右衛門

『高三百九拾三石七斗八升四合貳寸』 内九石右同
四人 伊集院孫七 内一人廻弓五 一人榊三右衛門

一人始良新二郎 一人うき

『高五拾老石』内老石有同 一人相良彈兵衛尉

『高式百石七升六分六兵衛子也』 一人有馬熊千世 内一人白濱才右衛門 一人竹下主

膳正

『高百五拾老石』 式人 上原源右衛門入道 内一人岡村治右衛門 一人

慶養坊

『高百四拾六石五斗九升』内四石右同 式人 古後平七郎 内一人長倉藤五兵衛尉 一人渡邊

安房介

『高八拾四石四斗八升六合』内二石右同 式人 伊勢上總跡 内一人稻津甚丞 一人野間勘允

『高三百拾四石三斗』内八石右同 四人 野添弥吉跡 内一人上野吉左衛門 一人川野監

右衛門 一人額娃早左衛門 一人うき

『高式百式拾三石五斗』内五石右同 式人 伊地知平右衛門跡 内一人山本勝左衛門 一人

『高九拾八石四斗八升』内一石右同 老人 向井弥右衛門跡 内一人山下兵左衛門

八人 一乘院 内一人尾上二左衛門 一人枝次九郎左

衛門 一人有川藤七郎 一人田中玄蕃允 一人藤

崎善介 一人宮里勝兵衛尉 一人梶原善左衛門

一人うき

『高千六百八石三升六合』内五石殿役分三百石御免許三百石護摩 九人 談議所 内一人新納助右衛門 一人白濱分右衛

門 一人有川大炊介 一人築瀬二左衛門 一人井

尻薰允 一人梶原七左衛門 三人うき

『高千七百三拾七石八斗七升』内式拾石殿役分三百石御免許 式拾八人 福昌寺 内一人宮之原助八郎 一人日高主

税助 一人関十郎 一人竹迫吉兵衛尉 一人川上

彦十郎 一人重田彦右衛門 一人上別府甚六 一

人肝付金右衛門 一人黒田百左衛門 一人丸田伊

豆守 一人谷山宮内左衛門 一人染郷勘左衛門

一人種子田掃部助 一人大内田内匠助 一人石神

源兵衛 一人平田二兵衛尉 一人齒田源太左衛門

一人東郷覚右衛門 一人木藤帶刀長 一人伊地知

吉右衛門 一人武助五郎 一人初山利兵衛尉 六

人うき

『高五百四拾老石四升九合』内拾四石殿役分百石御免許 九人 淨光明寺 内一人坂元孫左衛門 一人敷根十郎

左衛門 一人宇多小左衛門 一人藤山藤右衛門

一人松田佐太右衛門 一人和田与助 一人染川帶

刀左衛門 二人うき

『高三百五拾老石八斗』内拾石殿役分五十石御免許 拾二人 泰平寺 内一人別府金左衛門 一人愛甲次兵

衛尉 一人有馬寸右衛門 一人内山利右衛門 一

人山元六左衛門 一人竹内盛右衛門 一人中嶋孫

左衛門 一人河上九郎右衛門 一人岩永弥七 一
人押河權兵衛 二人うき

『高五百式拾一石三斗七升、内百石御免許』
八人 南林寺 内一人慶阿弥 一人津曲八郎二郎 一

人春成兵右衛門 一人長濱弥三郎 一人浦川金左

衛門 一人山田弥兵衛尉 一人肝付大右衛門 一

人うき

『高百六拾三石老斗九升、内百石御免許、三石殿役分』
老人 宝持院 皿良善介

老人 大興寺 染川源允

『高五拾七石九斗七升七合、内老石殿役分』
一人 多賀領 國分民部左衛門

一人 大明寺 平田弥平次

『高五百式拾石三升七合』
八人 妙谷寺 内一人井尻藤太郎 一人新納式部少輔

一人湯地五郎次郎 一人岩切彦七 一人川上治部

右衛門 一人調所内記 二人うき

『高式百式拾石三升七合、内八石殿役分百石御免許』
四人 興国寺 内一人村岡城介 一人大迫九郎次郎

『高五拾石五斗五升三合、内老石殿役分拾石御免許』
一人 重信丹波介 一人うき

一人 不断光院 勝目助左衛門

『高六拾石四升九合』
二人 笑岳寺 一人鎌田筑後守 一人本田与藏兵衛尉

一人 惠燈院 岩切監右衛門

一人 上山寺 倉野平次郎

拾人 妙圓寺 内一人純賀 一人吉井郷右衛門 一人

岩城与次右衛門 一人春山久左衛門 一人高崎民

部少輔 一人芹生与八郎 一人野村玄蕃助 三人

うき

拾人 廣濟寺 内一人加治屋六丞 一人西郷八郎左衛

門 一人徳田大兵衛尉 一人山田源介 一人田中

源八左衛門 一人宮内六兵衛尉 一人染河彦兵衛

尉 一人赤松彦市 二人うき

一人木村玄蕃跡 末広甚兵衛尉 一人松田龜介 瀬戸

山休左衛門 一人洲村甚兵衛尉跡 塚田表右衛門 一

人江月跡 宮之原十郎左衛門 一人木村平右衛門跡

河内織部佐 一人壱岐千世跡 益満平七 一人奈良原

源十郎跡 新納大藏 一人森乘介跡 鎌田弥左衛門

八人有馬次右衛門 三人別府主殿助 二人阿多周防入

道 二人土持若狹守 二人鎌田右兵衛尉 三人有川七

左衛門 一人桑幡刑部少輔 二人黒田才丞 一人野村

内藏助 一人御乳持 一人本田出雲入道 一人石原嘉

右衛門尉 一人御臺屋 一人弁官助八郎 一人勝目甚

右衛門 一人丹生龜千世 一人森小左衛門 一人本田

右京亮 一人竹崎播广守 一人肥後乙千世 一人藪田

与七左衛門 一人案原善内跡 一人益山八右衛門 一

人前田四郎兵衛尉 一人中嶋善左衛門 一人横山長右

衛門 一人谷山孫右衛門 一人本田利左衛門跡 一人

大場市兵衛尉 一人 家村造右衛門 一人 宮原忠兵衛尉

一人 福崎小左衛門 一人 向井勘解由左衛門 一人 長谷

場主水佐 一人 泉昌坊 一人 松田万右衛門 一人 本田

李介 一人 井尻宗五郎 一人 岡本茂右衛門 二人 有馬

二右衛門 二人 川上長門守 二人 木上掃部介 一人 大

山稻介 二人 平田九郎右衛門尉 二人 蜜乗坊 二人 松

本彦左衛門 二人 中村喜兵衛尉 二人 市來善兵衛尉

二人 德永源兵衛尉 一人 山口相左衛門跡 一人 永闇

一人 兒玉五右衛門尉 六人 吉利左右衛門尉 七人 町田

勝兵衛尉 六人 護摩所領 七人 東霧嶋

右貳百六拾六人

内百三拾五人 賦付百三拾一人 浮夫

七百七拾人 御藏入_ら出夫 貳拾人 御荷所付御藏入_ら出夫

八拾人 御臺所付_ら出夫 七拾人 國分御藏入_ら出夫

五拾人 加治木方_ら出夫

右九百九拾人

内貳百九拾三人 外城_ら之御道具持衆江渡分

七拾五人 御道具衆へ渡分

貳拾人 のほりさしへ渡分

拾人 御小者衆へ渡分

拾二人 御中間衆へ渡分

八人 御荷所道具持衆江渡分

五拾人 御番所道具持

五拾人 納殿道具持 百三拾人 御臺所へ渡分

廿人 御厩へ渡分 七拾人 具足持

五拾人 楯持 三拾人 玉藥持

三拾人 百矢臺持 五拾人 引藥持

九拾二人 うき夫

三番備之分

合四千三百四十二人

船手

合千人 船數大小四拾六艘

右之乘衆

七人 山鹿越右衛門 連長坊 六人 森喜右衛門 八人 奈良原喜左衛門

尉 山本勝左衛門 野村玄蕃助 坂元老岐孫 二人 城井三

郎兵衛 川野猷右衛門 新納但馬守 宮里但馬守 播

占御飯屋 摩屋休兵衛尉_{由リ} 佐多御飯屋 野間口彦左衛門

坊津御飯屋 山崎土佐守 山下志摩孫 岡本茂右衛門 邊牟木勝兵

衛尉 宮原典兵衛尉 神川御飯屋 兒玉次左衛門尉

串木野御飯屋 野入備後介 寺田市右衛門

向田町御飯屋 京泊御飯屋

市來渡御飯屋

都合老萬三百五十人

昇百八拾一本 乘馬二百八拾八疋

『薩隅諸縣郡高究

京竿惣高六拾老萬石

依付惣合百七拾老萬二千拾七俵

内百七拾萬八千俵、京竿高拾石ニ付廿八俵ツ、

残り四千拾七俵餘分

已上

慶長十九年三月廿二日

御留守居衆

豊州 新納五郎右衛門入道 伊集院宮内少輔

相良日向守 鎌田加賀守 伊集院肥前入道

備之賦

一番京竿之高ニノ千四百三拾五石分』 二番

二千人のほり五拾老本 三千人昇七拾七本 三番

三千五百五拾人昇五十六本 内御道具衆籠

船手御船大小四十六艘

御藏入之夫

七百五十人并荷馬三百疋 千人

都合老萬三百人のほり百八拾七本 乘馬二百八十九疋

御馬廻備之次第

一番 二番

引藥玉箱五十荷但五萬はなし 玉藥箱三拾荷

三番 四番 五番

百矢臺三拾荷 具足長持式拾合 楯五拾帖

六番 七番 八番

のほり五拾六本 鉄炮三百挺 弓二百張

九番 拾番 拾一番

鑓式百本 御馬拾五疋 御手廻道具

拾二番

かち小姓外城衆式百四拾三人 乘馬衆百三拾騎

御かち小姓鹿兒嶋二百拾三人

終

右慶長十八年十二月朔日人数賦帳ノ肩ニ、大坂御出陣

ト朱ヲ以テ五字補ヒタル本アリ、季安按ルニ、大坂ノ

役十九年ノ冬陣ニハ、十一月十七日 家久公鹿兒島ヲ

御出馬アリテ、豊後ノ森江ニ至リ玉寸、和平ノ左右ヲ

聞セラレ御下國ト也、其時ノ御人数賦ハ散失シテ傳ハ

ラス、又元和元年ノ夏陣ニハ一萬三千八百ノ軍衆ヲ將

ヒ玉テ、五月五日ニ鹿兒島ヲ御出馬マシノ、肥前ノ

平戸マテ到ラセ玉フ時、大坂落城ノコトヲ聞カセラレ、
軍衆ハ差歸サレ、御馬廻マテ召列ラレ、大坂ニ出張シ
玉ヒ、此時ノ御人數賦モ散落シテ無シトナン、御家老
ニハ伊勢貞昌ナド御供也、折フシ琉人ノ國頭按司魔府
ニ質トシ居レルヲハ、倭人ノ姿ニ變ゼラレ、國頭左馬
頭ト称シテ從軍セシト也、又穆佐ノ士四位大藏行盛所
ノ衆、百五十人ヲ率ヒテ四月穆佐ヲ發シテ、白杵郡赤
水マテ到レル時、落城ニテ出陣ニ及バストノ御下知ニ
ヨリ歸國セントゾ其家傳ニ見タリ、又横川ノ酒匂平右
衛門景明カ覺書ニハ、諸軍勢ハ皆平戸ヨリ召歸サレテ、
直ニ家久様御上洛マシノ玉フ時、景明御供奉仕也、
其時加治木ヨリ川上四郎兵衛殿・阿多内膳正殿・南郷
内匠殿・辻伊佐衛門殿・猿渡喜右衛門殿・羽島藏人殿
・神戸五兵衛殿・白坂大學坊都合加治木ヨリ二十人御
供申サレタリ、其節大御所家康様エ、京二條御城ニ
家久様御登城被遊候ト見エ、此加治木ト穆佐トノ人數
ニ據テ、右ノ人數賦ヲ校考ルニ、少モ合ハサレハ、夏
陣ノ賦ニ非サルハ明ケシ、十九年ノ賦ハ十八年ノ十二
月賦置ル、筈ナレハ、冬陣ノ御賦ハ傳ハラストイエト
モ、即此御人數賦ニテ御出馬アリシナラン、其故ニ後

人追考シテ、大坂御出陣ト朱ヲ以テ補ヘルニヤ、今季
安粗按シテ斯ノ如ク記オクモノ也、

〔右寛永軍徵稽古ノ卷ニ載セテアリシヲ、抜写シテ此ニ記置也、

平季通

1074 伊地知周坊守重康

慶長十八年 日記

前尾残缺自六月四日
至十二月廿九日

橋口勘左衛門殿ニ火事御座候由承候、左京殿ニ罷申候而
咄申候、『鎌田政徳カ川上久林カ』左京殿くうかきより、拙者袴出來候て參申候、
使新藤、やかて染代二百文新藤ニ持せ申候、平田吉左衛
門殿ニ罷申候、但燒酒振舞被成候、大野清五郎殿も御座
候、九右衛門ニ小麦之代三百文くれ申候、大藏殿ぶくニ
出被成候由承候、同五日ニ祇候申候得共、『家久公』上様御茶ノ
湯ニ御隙入候て、御指出無之候間、不懸御目に傳右衛門
殿ニたのミ申候而、御老中ニ上申候儀御返事承候、『伊集院』助右

〔表紙〕

慶長十八年 日記 高帳

後 編 舊記 雜錄 卷六十九

衛門殿ハ氣相ニ而指出無之候間、拙者一人ニてうけ給候、
殿中より歸宅申ニ助右衛門殿ニ寄申候而、左様成様子物
語申、罷歸候て岩才藏殿たのミ申候而、町田神兵衛殿御
番之様子申候、其後川九郎右衛門殿ニ咄に罷申候、女良
狩野介殿も御座候、上様加治木ニ御越之由承候、瀆ニ
船借申候人より、鳥目二百疋請取候て、九右衛門持來候、
但五月分ノ鳥目にて候、長田久左衛門殿御座候、其後才
藏殿御座候而、神兵衛殿返事承候、弥右衛門殿同心申候
而、刑部少輔殿へ咄に罷申振舞被成候、大寺主計助殿も
御座候、刑部殿ハ伊兵部少輔殿より御振舞ニ御座候へと
被仰候間御座候、それより弥右衛門殿同心申候而歸宅申
に、町神兵衛・新式部殿ニ相申候、道ノ山より次郎左衛門
尉罷越申候、夜入候て与九郎殿・彦右衛門殿へ火用心之
事申候、同六日ニ御留守之故祇候不申、染川神殿ニ罷
申候而、鉄炮之目あてすり申候、罷歸申ニ道にて津留九
兵衛殿・二次才左衛門殿相申、武助五郎殿・竹内十左衛
門殿兩人ニも相申候、敷根之様ニ太郎四郎歸宅申候、平
田与九郎殿『宗政』・同名吉左衛門殿兩人火之祈念之儀ニ付、談
合ニ御出被成候、向之嶋より源左衛門兄桃ヲ持來候、刑
部殿御出被成候、園田清左衛門殿より火之祈念之事注進

うけ給候、はんニ与九郎殿よりきすノ魚給候、庭迄上別府神兵殿御座候、上様加治木より御歸宅被成候、同

七日ニ祇候申候而懸御目ニ申候、談議所へ御寄被成候、

御誕生講ニ而候、それおすぐニ伊助右衛門殿・伊四郎兵衛殿同心申候而、伊勢弥九郎殿あまち被成候間、見舞

ニ參申候、川上左京亮殿より火の祈念ノ錢請取被成候間、

三十錢渡申候、拙者馬乘申候、其後出仕申候、それより

下主水佑殿咄ニ罷申、川九郎右衛門尉殿同心申、それより

りすくニ岩本弥右衛門殿罷申候而、それよりすぐニ分右

衛門殿ニ罷申候而咄申候、火ノ儀ニ付留守ニふれ御座候

由承候、大藏殿よりきすノ魚おくり被成候、あら田より

新藤濱よりきすつり候て參申候、同八日ニ出仕申候而

懸御目ニ申候、上様孝花ニ御成之由承候、七兵衛殿へ

清左衛門殿・与九郎殿・吉左衛門殿・藏人殿御人衆罷申

候而、火ノ番ノふれ之事談合仕申、それよりうはきしや

うニ參申候、伊地知四郎兵衛殿ニ薬取ニ新藤遣申候、平田

藤七兵衛殿ニ玉かつらノ唄之本借申候、同九日ニ祇候申

候而懸御目ニ申候、それよりすぐニ式部殿へ用段御座

候而罷申候へ共、留守之故罷歸申候、とかミより兵藏參

申候、平田狩野介殿くうかきニかたひらの染ちん六百文

遣申候、但とかミの御料人のかたひらニて候間、兵藏・

助右衛門尉兩人ニて渡させ申候、相良彦次郎殿ニて唄稽

古御座候、はやく四はん御座候、うねめハ大小介殿、

けんしくよう小分右衛門殿・大藤大郎殿、山うは大左近

將殿・小分右衛門殿大こにて候、兵藏殿とかミ之

様ニ歸宅申候、ねこ遣申候、地神京さつとう參申候、伊

集院助右衛門殿より御番衆不參之人衆かつら殿より判之

事被仰候間、判すへ候へと承候間、判すへ候て助右衛門

殿へ持せ申、使助右衛門、川左京亮殿より火ノ祈念の札

持せ被成候、りしんノ宿に火事出来申候間、吉左衛門殿

・与九郎殿・拙者罷申候而、それより東郷長門守殿〔重位〕

罷申、罷歸候て七兵衛殿・与九郎殿・吉左衛門殿・清左

衛門殿・宮内左衛門殿〔馬也〕高場ニ罷出火番ノ談合申候、同

十日ニ清左衛門殿ニかうどく被成候間、相伴ニ罷申候、

坊主ハあら田ノさ主にて候、七兵衛殿・吉左衛門殿・宮

内左衛門殿・与九郎殿・拙者出仕ハ不申候、國分より清

七殿母しやう越被成候ニ、少左衛門殿より文給候、仰

被出之ふれ承ニ、平田狩野介殿より鉄炮き見の儀ニ付人

被下候へ共、醉申候間不罷出候、少左衛門殿へ文ノ返事、

國分ノ御小者衆おきな殿ニ申候、道ノ山より源右衛門罷

越申候、九右衛門大山六右衛門尉殿【祖叔母】うはきしやうよりノ
俵一ツもとめ申候、同十一日ニ祇居申候而、懸御目ニ

申候、但火事之儀被仰出承候、道ノ山より軍助石持來候、

但 仰被出者佐多後殿・本伊賀守殿兩人にて被仰出候、
ふれさせ申候、拙者一度へ馬場まへり申候、

兒たんしやう日ニ而候間、左京殿ニ振舞申候、とかみよ
十郎重利コトナラノ、左アレハ九藏ナリ、

り兵藏參申候 國分ノ様ニ 九右衛門遣申候、但琉球米乘
せ候て道ノ山源右衛門も歸宅申候、御番ノふれ助右衛門

殿よりうけ給候、但助右衛門殿内衆一人にて被ふれ候、
しら坂式部殿より國分ニ迎船罷申候由うけ給候、同拾

二日ニ御番請取申、助右衛門殿參相申候而、御はん衆ハ
拾一人御座候、但談議所御祈念にて候間、すうしやうニ

罷出申候、上様はんニ諸右衛門殿へ御成被成候、夜入
候て御門ニ才藏殿・久左衛門殿・拙者罷居申候処ニ、國

分帯刀殿御座候て 殿中山ニあやしきもの入候由被聞召
付候由承候間、それより入申候、拙者御番処ニ參候て御

番衆ニ左様ニ申度候、上様諸右衛門殿より御歸宅被成
候、拙者ハ御番処ニ罷居申候、御門迄何茂つゝき衆御座

候、御老中衆何も御袂被成候、うへの山も狩被成候得
共、しれ不申候、それより御番衆ハ、助右衛門殿・主水佑

殿・九郎右衛門殿・才藏殿にて被成候、其外ハ御番処ニ

罷居申候、但昼ノ御小番衆ハ吉田長四郎殿にて候、夜ハ
本田大炊大夫殿・新納右衛門佑殿兩人にて候、國分より

勘解由兵衛殿越被成候、少左衛門殿より源左衛門も遣被
成、宗兵衛殿内ニ國分より歸宅にて候、とかミノ様ニ兵

藏歸宅申、朝六ツ時分ニ七兵衛殿宿にあやしき物入候て、
からめ被成候由、殿中にて与九郎殿物語被成候、うけ給

候、しぶや周坊介殿ニ火事御座候由承候間、殿中より歸
宅申ニ寄申候而事ハり申候而罷歸宅申候、山民部殿より

唄稽古之觸御座候へども、又のび候由被仰候てふれなを
し被成候、同拾三日ニ女良縫殿助殿ニ御番渡申候而歸

宅申候、上勘解兵殿振舞、金剛寺より茶ノ袋二ツ被下候、
但利兵殿ヲ持せ被成候、上様南林ニ御庭ニ御出之由承

候、弥市殿御出被成候、はんニ左京亮殿宿ニ勘解兵殿御
座候間、見舞ニ罷申候、兒も召つれ申候、左京殿ハ御番

ニ被參候、勘介やくノしまより書狀被遣候、川内御供ふ
れ承候、傳作ニ利安茶とう之儀ニ付、新藤遣申候、但東

郷長門殿御振舞進上被申候と承候、勘解兵殿ハ刑部殿・
大藏寺右衛門佑入道殿此人衆ニ御座候由もの語被成候、

同拾四日ニ傳作御座候而、利安老ニ茶とう被成候間祇候
不申候、傳作ふせニ百文、拙者内々より被遣候、勘解兵

殿國分之様ニ歸宅被成候、暇乞ニ御出被成候、二郎殿宿

よりかま士所望申候、徳永助右衛門殿へ罷申候へとも、

留守之故歸宅申候、伊集院光三寺ニ火つけ申候人からめ

候而參申候、九右衛門國分より歸宅申候、和田乘介殿〔當業馬場業介ト賜ト云〕

のミ申候而、拙者馬乘申候、同拾五日ニ祇候申候而懸

御目に申候、市來八左衛門尉殿〔宗友カ〕川内御供之由被仰付候へ

とも、加治木ノ御供前ニて候間、左様ニ被成候へと申候

得者、加治木御供ニ被仰付候、御老中へハ不參候、殿中

よりすぐ歸宅申候、禮ニ御出被成候、左京亮殿も

御座候、左京亮殿ニ五代少左衛門尉殿振舞被成候間、相

供ニ拙者も罷申候、神左衛門殿も御座候、其後歸宅申ニ、

土佐守殿御供ノ談合申候、それより罷歸候て、与九郎殿〔平田〕〔宗政〕

へも御供談合申候、同拾六日ニ加治木ニ御供仕申候、

船ハ公儀之御船ニ乗申候、山土佐守殿〔田〕〔有貞〕平与九郎殿・岩

切彦兵衛殿しそく・高城采馬丞殿・肥後九郎右衛門殿此

人衆乗相申候、小者ハ相中ニ、拙者新三郎一人乗せ申候、

加治木ニて御供衆ニ御振舞被下候、宿者土佐守殿・左京

殿・拙者同宿仕申候、はんニ御供仕申候、同拾七日ニ

御逗留被成候、加治木衆申出仕被成、兵後守様御指出

被成候、はんニ坂本 罷申候へハ、飯振舞被成候、

御番ハ不申宿にふせり申候、同拾八日ニ御歸宅被成候、

船ハ与九郎殿・肥後九郎右衛門殿・土佐守殿・肥後長次

郎殿・岩切采女允殿・拙者乗申候、御船本迄御老中衆御

參被成候、衆中衆も何も御迎ニ指出被成候、同拾九日

ニ祇候不申候、弥市殿・大京坊御出被成候、其後阿神左

殿・川善左殿〔宗〕・鎌源左殿〔田〕 ちら狩野介殿〔川上カ〕・左京亮

殿・拙者松原ニ鉄炮き見ニ罷申候、それよりすぐニ左京

殿振舞ニ罷申候、土佐殿・神左殿・源左殿・善左衛門殿〔川東カ〕

ハ御番ニ參被成候、狩野介殿ハ歸り被成候、同廿日ニ

祇候申候、懸御目に申、すぐニ助右衛門殿ニ御番之事罷

申候而談合申、但新納式部殿・町田神三殿兩人より御番

之儀ニ付、大平左殿〔道カ〕・大圓坊兩人ニて承候間、助右衛門

殿ニ談合申候、其後本神兵衛殿ニ唄稽古ニ罷出申候、ら

んふ平次郎殿・織部殿、二人しつか左近將殿・喜七殿ニ

候、立田分右衛門尉殿・織部殿にて定家、それより歸宅

申候、同廿一日ニ夜うちニみう國寺ニ參申候而、其後

殿中ニ祇候申候、くまより御供被參候、但神右殿・拙者

ニて樽懸御目申候、但御頭殿ノへいノ役被仰付候間、け

かれ之由兵部少輔殿ニ七介殿以被申候へハ、さすニ申

候へと承申、大平左殿口からを助右衛門殿ニきかせ申候、

それよりすぐニ四郎兵衛殿ニ振舞ニ罷申候、それより同心申候而、川彦左衛門殿ニ罷歸申候へとも留守〔村才殿玄子川むかへ〕にて候間、さすニ參候へとも國分ニ御參被成候て御留守ニて候、それニも拙者ハしら坂殿ニ寄申候而、それより民部殿ニ參申候而歸宅申候、留守に鉄炮き見のふれ御座候由承候、弥一殿も御座候、加治木ノ御いもと様御上洛ニ付、出錢御座候、三百四拾文出申候、但老石ニ付ニ文ツ、にて候、同廿二日ニ松原ニ御鉄炮き見ニ罷出申候、上様も御出被成候、九右衛門國分ニ罷越申候、道ノ山より助左衛門罷越申候、其後神七殿〔野〕うつり被成候ニ、見舞ニ罷申候而、それより大將監殿ニ罷申候、中村喜三殿も御坐候、其後清左衛門殿同心申候而、つけ紙仕申候、夜入候て紀伊守殿御上洛ニ付、鈴耆對持せ候て參申候、才右衛門殿・十左衛門殿・將監殿同心申候而參申、先より伊四郎兵衛・式部殿なども紀伊守殿御座候、道ノ山より弥在郎も替ニ參申候、拙者馬惱申候間、いなつとのたのミ申候而養生申候、本全〔田〕介殿ニ樓こひ之養生ニ入れ候て罷申候へとも、留守之故歸宅申候、助右衛門も召つれ申候、同廿三日ニ上様川内ニ御打立被成候ニ、道迄參申候而歸宅申候、道ノ山之様ニ助左衛門・次郎左衛門歸宅申候、其後阿神

左殿ニ咄ニ罷申、山民部殿御出被成候、歸宅被成候て仙到來 成候由被仰候て御持せ被成候、はんニ民部殿よりしやうちう被下候、助右衛門殿内衆同心申候而、新藤ニ御番のふれさせ申候、同廿四日ニ助右衛門殿・拙者參申候而、御はん請取申候、御はん衆ハ九人 御留守ニて候へとも、白宗兵衛殿〔坂〕〔英ハ重康妹也〕・三原右京亮殿・阿多藤七殿中ニ參被成候て、御番衆あらため被成候、はんニ御道具衆とあらため之儀ニ付、拙者番中入クミ御座候へとも調申候、夜入候て御門番ニ久左衛門殿・神兵衛・拙者罷居候へは、三原右京殿・藤七殿昼御座候、御小番衆日記ノはし合ニ御出被成候、其後三原左衛門尉殿御門迄御坐候而ことへり承候、其後神之丞殿・是介殿など御門迄御出被成候、其後伊清右衛門殿御座候、其後四本太兵衛御坐候、何も火ふれノ人衆にて候、御そう地坊主者順賀御番被成候、同廿五日ニ女良縫殿人殿・町田縫殿助殿兩人ニ御はん渡申候而、歸宅申候、清左衛門殿より小野ニ同心被成候由承候へ共、ふくちうあしく候間不罷候、拙者不參ニ仍何もへも不仰候、伊平三郎殿門迄御出之由承候、其後左京亮殿咄ニ罷申候へ共、留守之故道より歸宅申候、同廿六日ニ小野ニ罷申候、同心衆宮内左衛門殿・与九郎

殿・吉左衛門殿・弥四郎殿罷申候而、ふろに入申候、七
兵殿も御座候、大藏殿もあら田より小野ニ御坐候、振舞
被成候、小者迄ニも振舞被成候、清左衛門殿も御出ニて
候、罷歸申ニ道にて鉄炮き見仕申候、夜入候て清左衛門
殿内衆火はんふれ申候ニ、高場ニて入クミ御座候由承候
間、罷出承候、九郎殿・清左衛門殿それより歸宅申候、
國分より九右衛門歸宅申候、同廿七日伊四郎兵衛殿江
御頭殿〔幣〕へいノ役ノ儀ニ付、談合ニ罷申候、歸宅才藏殿
へ刀ノうゑ之礼ニ鳥目三百文持せ申候、使助右衛門、左
京亮殿くうかきニ鳥目三百文之代持せ申候、使九右衛門、
但新藤・新三郎兩人のかたひら之代、其後助右衛門相中
より小野ニ禮ニ遣申候、拙者ハ白坂式部殿ニ咄に罷申候
得者振舞被成候、鹿普請奉行衆御座候而算用被成候、伊
四郎兵殿も左京殿も御座候、はんニ鉄炮き見仕候而、そ
れより歸宅申候、山民部殿川内ニ御參被成候由承候、兒
庭ニ御出被成候、同廿八日ニ大山六右衛門殿よりうり
鉄炮參申候間、左京殿ニやかて持せ申候、助右衛門使ニ
遣申候、ひら与九郎殿・勝目兵衛殿咄に御出被成候、大〔山〕
泉房ニ兒年祢の錢四拾八文持せ申候、御水天ニ祈念ため
に使助右衛門、園田清左衛門殿ニ藥所望申候、阿神左殿

さや木持せ申候、使新三郎、はんニ大泉坊ニ見舞ニ罷申
候、大京坊も御座候、左京殿より鉄炮き見ノ事承候へと
も、本神兵殿ふくにて候間、態不參候、喜入津守殿

被成候、同廿九日ニ伊四郎兵衛同心申候而、御諏訪
ニ參申候而、へいノ役の稽古仕申候、川上彦左衛門殿も
御座候、歸宅申ニ大橋にて大將監殿ニ相申候、川内より
上様御歸宅被成候、御迎ニハ不參候、社役當り申候而態
不參候、山土佐守殿より鶉一ツ給候間、伊四郎兵殿・清
右衛門殿兩人ニ振舞申候、國分より新藤歸宅申候、左京
殿礼參ニ大山六右衛門殿ニ鉄炮歸し申候、使

七月朔ニ祇候不申候、但社役ニ付伊清右衛門殿前より市
成藏人殿借用被成候て、拙者ニ借被成候得共、拙者左京
殿よりすわり參申候間、清右衛門殿之様ニ歸し申候、使
新三郎・伊四郎兵衛殿同心申候而勝目兵衛門殿宿ニ罷申
候而、したく仕申、それより拙者ハ民部左衛門殿宿之様
ニ罷申、振舞御座候、喜入吉兵衛殿・頭人伊集院宮内左
衛門殿・御代川〔上〕彦左衛門殿・神事奉行民部左衛門殿、此
人衆それより御頭殿御供仕申候而御諏訪ニ參申、御内之
馬場御とうり被成候、上様ハ殿中ノ橋より御見物被成
候、兵後守様〔軍頭〕ハ天しより御見物被成候、御屋ニ御出被

成候得者、夜ニ入申候、それより調ニて拙者歸宅申候、
 勝目兵衛殿宿に候、四郎兵衛殿より借用申候、すわう歸し
 申候、 同二日ニ九右衛門道ノ山ニ罷越申、兵藏とかミ
 より申候、濱ノ船借用人より鳥目式百疋文請取申候、使
 助右衛門、土佐守殿へ咄に罷申候而、それより同心申候
 而南林寺ニ（踊之）踊見物ニ罷申候而、左京殿ニ寄申候、平田民
 部左衛門殿禮ニ門迄御出被成候、福昌寺ニ大せがき御座
 候ニ、七三殿より誘引被成候へとも、隙入候而不參候、
 白式部殿より新米取被成候由被仰付而持せ被成候、夜入
 候て町ニ躰稽古見物申候て歸宅申候、拙者一人 同三日
 ニ祇候申候得共、 上様御指出無之候間、殿中よりすぐ
（懸景）
 別府舍人殿ニ見舞ニ野村市右衛門尉殿・大將監殿罷申候、
 但馬守殿川内より歸宅被成候、御使ニ御座候、其後十左
 衛門殿・神七殿・左京亮殿同心申候而、松原ニ鉄炮き見
 ニ仕申候、それより左京殿ニ寄申候、拙者内々御頭屋ニ
 被參候、左京亮殿より久左衛門借用 供させ申候、
 同四日ニ大藏殿ニ見舞ニ罷申、清左衛門殿・宮内左衛門
 殿・左京亮殿何も鈴耆對ツ、持せ申候、罷歸申ニ南林寺ニ
 て付紙仕申候、大藏殿ニ罷申ニ而祇候不申候、平田吉左
 衛門殿約束申候得共、諸右衛門殿御用之由被仰候間、そ

れニ仍而同心不申候、 同五日ニ拙者兩人利兵衛殿内々
 御座候処ニ、見舞ニ罷申鈴ニ對持せ申、左京殿久左衛
 門夫丸一人借用申、こしハ民部殿より借用申、利兵衛母し
 やうも御座候、大藏殿宿にも拙者内々よりまこも使ニ被
 遣候、但大藏殿内々はんしゆう被成候由承候、利兵衛振
民部殿川内ニ御使ニ參候由承候
 舞被成候、下々迄も振舞被成候、夜入候て諏訪治部少輔
 殿より 躰被成候由承候へとも、ぶく処ニ罷申候
 間、それニ仍而不參候、 同六日ニ祇候申候而懸御目ニ
 申、軍助敷根遣申候、勘解兵衛殿ニ鳥目拾文遣申候、(但
（盆）
 はんノろうそくノ代持せ申、粕米一舛寺ニ遣申、あか下
（地知）
 ノ伊助右衛門殿内衆同心させ申候て、新藤ニ御番ノふれ
 させ申候、阿神左衛門殿川内ニ御使ニ打立被成候、民部
 殿宿に拙者内々踊見物ニ罷候、夜入候て歸宅ニて利兵衛
 ニ新藤禮ニまいらせ候、 同七日ニ祇候申候而、御番請
 取申候、御番衆ハ拾人御坐候、御小番衆ハ市來八郎殿ニ
 て候、御書物ノ虫ほし被仰付候、伊四郎兵衛・大久坊・
（殿島カ）
 將監殿・次郎左衛門殿・刑部左衛門殿・又左衛門殿・文
（川上カ）
 右衛門殿此人衆參相候て虫ほし仕申、但そやめん御振舞
大京房へ御座候由承候
 被成候、夜ノ御小番衆ハ三原左衛門尉殿・相良玄蕃殿ニ
（對給候、ばん才藏殿ニ酒振舞申）
川内ハ民部少輔
殿歸宅被成候
 て候、但左衛門尉殿ハ川内ニ參被成候間、玄蕃殿被成候、

そう地坊主ハ順賀ニて候、 同八日ニ町駿河守殿・縫殿

助殿兩人へ御はん渡申候而歸宅申候、泉昌坊ニ新三郎遣

申候、こよみ召寄候、平与九郎殿へも參申候間、やか

て遣申候、使新三郎、園田清左衛門殿咄ニ御座候、との

前ニしら分右衛門殿御座候、はんニはやまニ馬乗申候而

參申候、園田殿ニ人寄せ申候、使助右衛門小野ニて茶被

下候、瀆ニ罷居申候玄左衛門かたひらノ礼ニ魚持申候而

參申、兒かたひらニて候、踊稽古ノふれ承候、 同九日

ニ祇候申候而懸御目ニ申候、助右衛門殿相やい申候而、

町神兵殿ニ大平左衛門尉殿 返事申候、安右衛門殿見

舞ニ御出被成候、其後清右衛門殿御出被成候、利兵衛殿

川内ニ御使ニ參被成候由うけ給候、民部殿より魚被下候、

はんニ松原ニ踊稽古ニ罷出申、それよりすぐニつけ紙仕

申、清左衛門尉殿・宮内左衛門尉殿・左京亮殿・拙者そ

れより歸宅ニ、七兵殿ニ相申候而き見の談合申候、 同

十日ニ祇候不申、神七殿・十左衛門殿兩人指合申候間、

兩人ハ鉄炮き見ニ御出無之候、十郎兵殿向之嶋ニよびニ

登被成候間、御座なく候、其後清左衛門尉殿・宮内左衛

門殿・清右衛門殿・与九郎殿・狩野介殿・拙者き見に罷

出申、その前ニ清左衛門殿・狩野介殿兩人振舞申候、客

人ハ土佐守殿・善左衛門殿・友右衛門殿・林右衛門殿・

左京亮殿此人衆參相候て、鉄炮き見仕申候、但いまけ候

間、はんニ清左衛門殿宿ニて振舞申、國分民部左衛門殿

振舞之処ニ御出被成候間振舞申歸宅申、清右衛門殿宿に

罷申候而、咄申候而それより歸宅申候、狩野介殿・民部

左衛門殿・拙者、川織部殿・新二郎殿兩人も清右衛門殿

宿に咄に御座候、敷根より神吉用作ノ新米船ニ乗せ候而

參申候、但召ニ新米被下初申候、 同十一日ニ祇候不申、

はんニ山民部殿ニ罷申、但御料人氣相之由承候間、すぐ

殿ニハとり持せ申、使新三郎、

ニ左京亮殿ニ咄に罷申候、税所弥右衛門殿下向之由承候、

清右衛門殿伊頭之儀ニ付拙者ニ談合ニ御座候、神吉敷根

之様ニ歸宅申候へ共、踊ニ付留申候、 同十二日ニ踊調

申候、頭や殿中ニはしみつ衆・はき原衆一ツニ踊申、そ

れよりしみつ衆ハ談議所福昌寺老ちより諸右衛門殿江踊

被成候、はき原衆者兵部少輔殿・南林寺・みう國寺ニ踊

申候而歸宅申候、敷根より軍助・太郎四郎參申候、 同

十三日ニ神吉敷根之様ニ歸宅申候、國分より源左衛門南

林寺ニ少左衛門殿より使ニ參申候間、これニ寄申候、拙

者・土持平右衛門殿國分乘右衛門殿ぶくニ御座候間、見

舞ニ罷申、鈴杵對ツ、持せ申候、歸宅申ニ同名四郎兵殿ニ

伊頭之談合ニ罷申候、町源六殿・野織部殿兩人も四郎兵衛殿ニ御座候、九右衛門國分より歸宅申候、夜半時分ニ重田殿ニ火事出來申、何若衆中御尋被成候、同拾四日ニ三原諸右衛門殿より御使被下候、右松安右衛門殿も御座候、民部少輔殿も御出被成候、徳永助右衛門殿より使被下候、園田殿小野より使給候、御いはいニ糯米あけ申候而、茶とう仕申候、其後そうめんあけ候て酒あけ申候、それより飯あけ申候而酒あけ申候、その前ニかゆあけ申候、それより飯あけ申候、はんニ福昌寺ニ拙者參申、内々歸宅申ニ、しら坂殿ニ寄申、たなニ水まつり申候而より、うちノ水まつり申候、同十五日ニみう國寺ニ參申候、いはいニ朝糲米あけ申候而茶とう仕申、水まつり申候、其後餅あけ申候而、其後そうめんあけ申候、其後飯あけ申候而酒まつり申、弥市殿・左京殿御出被成候、それより南林寺ノたつちうニ參申候而水まつり申、傳作りやうニ罷申、すぐニ伊四郎兵衛殿ニ罷申候而、咄申候而歸宅申、何若衆中頭や殿中ニもろかう踊被成候、歸宅候ていはいニたごあけ申候而茶とう仕候而、水まつり申酒ハまつり不申、それより外ノ水まつり申候、民部殿ニハ禮ニ助右衛門あけ申候、同拾六日ニ抵候申候得共、

上様御指出無之候間、すぐニ三原諸右衛門殿ニ礼ニ參申、但重田殿火事ノ時人被下候間、その御礼ニ數根ニ九右衛門・新藤・軍助遣申、拙者船ニて左京亮殿よりいわう所望被成候間、四十目一分遣申、つけ紙仕申、すぐニうはさしやうニ參申、利兵殿も御座候、其後木原七郎左衛門殿咄に御座候、左京殿より藥合被成候而、人之事承候間、助右衛門遣申候、同拾七日ニ抵候申候而懸御目ニ申候、相良勘解殿指出被成候ニ、御進物取次申候、大かわこ二ツ・小かわご二ツ・琉球酒つほ二ツ・くうノ羽三たん・花桶植一ツ兵後守さまニ鳥目五貫文進上被成候、伊助右衛門殿より御番日記持せ被成候間、請取申候而新三郎ニふれさせ申候、但寄ばんニて候間、九郎右衛門殿・太兵衛尉殿兩人寄被成候、前はんニ伊宮内左衛門尉殿より兵後さま御虫氣之由注進被成候間、抵候申候、何も談合申候而、御諏訪ニ御りうくわん上申候、ごま所ニ參申候而談合申、はん清右衛門殿ニ罷申候而、御かくらノ様子談合申候、園田清左衛門殿も御座候、入水より權右衛門罷越申候、同拾八日ニ御諏訪ニ參申候間、抵候不申候、寄ばん衆入不申候間、九郎右衛門殿・太兵衛兩人歸宅被成候、助右衛門ニ御番ふれさせ申候、御かくら五座御り

うくわんニ而、鳥目老貫五百文拙者前よりとりかへ申候、
清右衛門殿・玄八左衛門殿・清左衛門殿・野村藏野介殿
同心申候而、座主迄參候へとも、日あしく候間、鳥目渡
置申候而歸宅申候、御頭屋ニ御能御座候由承候、權右衛
門國分之様ニ歸宅申候、はんニ川東善左衛門殿・清左衛
門殿・拙者つけ紙仕申候、拾九日ニ御番ニて候へとも、
伊頭役ニ付御番者不仕候、御諏訪ニ參申候而、御かくら
しやうしゆ申候而、それよりすぐニ殿中ニ清左衛門殿同
心申候而、御はなから進上申候、御使三左衛門殿ニて候、
清左衛門殿内衆拙者前より助右衛門同心させ申候而、出
錢つなかせ申候、弥市殿も多んしう四拾日被下候、小濱
より御越之由承候、取かへ申鳥目調申候而拙者請取申候、
同廿日ニ藥合申、少兵衛たのミ申候而かん所作申候、清
左衛門殿ニ鉄炮き見ノ鳥目百八十文持せ申、使助右衛門、
平狩野介殿よりも參申候間、同前ニ持せ申、新藤・軍助
兩人數根より歸宅申候、神吉も參申候、晩ニせとの口ニ
清右衛門殿同心申候而、つけ紙仕申候、狩野介殿も出相
被成候てい被成候、濱ニ俵御座候間、神吉番ニ遣申候、
廿一日ニ清左衛門殿・同名弥四郎殿咄ニ御座候、次郎右
衛門殿い頭之儀ニ付道喜老御座候、少兵衛兒ニ魚くれ申

候、はんニ平三郎殿同心申候而、塩いかき申候而頭屋ニ
參申、ひだりの伊藤も御座候間同前ニ三ごん被下候、但
伊藤計多ぼしすわうニて候、それより和泉屋ニ宿仕申候、
同廿二日ニくうりかき申候而、其後頭やニ參申候而飯被
下候、それより歸宅申候而、昼ノくうりに罷申候、又は
んニくうりに罷申候而、それより頭やニ飯被下ニ罷申候、
同廿三日ニ平三郎殿も伊藤衆に振舞被成候、四郎兵衛
殿・吉兵衛殿・彦左衛門殿・いつミや此人衆ニて候、
廿四日にすへに稽古ニ參申候、いつミや振舞被下候、そ
れより頭やニ振舞ニ罷申、にちノ頭やニ飯被下ニ罷申
候、同廿五日ニ拙者何もへ振舞申候、吉兵衛殿・彦左
衛門殿・四郎兵衛殿・献右衛門殿・清右衛門殿・道喜老、
いつミや振舞申候、同廿六日ニしら坂式部殿ニふるニ
入申候、四郎兵衛よりふるたき被成候間、伊藤人衆御座
候、それより頭やニ飯被下ニ罷申候、同廿七日ニひた
り之伊藤同心申候而、くうりかきニ罷申候而より頭やニ
罷申候而、飯被下申候而歸宅申候、其後したく申候而御
頭殿御供仕申候、とかみより御越之由承候、同廿八日
ニひだり之御居頭衆同心申候而、くうりかき候て、其後
したく仕申候而、頭やニ參候て御供仕申候、はんニ平民

部左衛門殿ニ振舞ニ罷申候、何もミギノ居藤人衆振舞ニ
 候、同廿九日ニ伊民部少輔殿振舞申候、拙者鉄炮た
 のミ申候て大口ニ遣申候、かぶき見物ニ罷申候入水ノあねしやう御出被成候、
 同卅日ニ祇候申候、上様御指出無之候間日記ニ付申、
 新藤ニ御番ふれさせ申候、平吉左衛門殿ニ罷申候、はん
 ニ清左衛門殿同心申候而鉄炮仕申候、入水あねしやうハ
 市來備後守殿母しやうニ禮ニ御座候、はんニ歸宅被成候、
 但爰元之様ニ御出被成候、敷根之様ニ神吉歸宅申候、
 八月朔日ニ御はん請取申候、御番衆ハ十二人御座候、所
 りより參申候、御進物請取ニ被仰付候間取次申候、晩方
 御祈念御座候、談議所被成候、拙者内々ハかぶき見物ニ
 罷候、あねしやうハ助右衛門殿之様ニ御座候、二日ニ
 御番渡申候而歸宅申候、利兵衛御出被成候、それより与九
 郎殿・將監殿・大藏殿・左京亮殿・刑部殿同心申候而、
 村三郎右衛門殿へ罷申候而、それよりかぶき見物ニ罷申、
 の村助二郎殿も御座候、拙者内々入水ノ御料人同心候て、
 民部殿宿に被罷候、其後拙者も民部殿宿に參申、入水ノ
 御料人ニかたひら給候、はんニ助右衛門殿宿よりあねし
 やう御座候、はんニ清左衛門殿ニ咄申、道ノ山之様助左
 衛門歸宅申候、三日ニ祇候申候、上様御指出無之候、

徳助右衛門殿江罷申候而、覚左衛門殿あとの事談合申候、
 利兵衛御内々御出被成候、鈴二對持せにて、大風吹申候
 間殿中ニ參申候而、夜入候而歸宅申候、四日ニ祇候不
 申候、丹生新三郎殿御出被成候、助右衛門殿より使給候、
 与九郎殿より清左衛門殿より吉左衛門殿より風といニ使
 給候、はんニへい普請ノ日記請取申候、道ノ山より次郎
 左衛門參申、うへノしろニあねしやう同心候て見物ニ被
 罷候、それよりすぐニあねしやうハ助右衛門殿ニ御出被
 成候、五日ニ祇候申候へとも、御指出無之候間歸宅申
 候、九右衛門敷根之様ニ罷越申候、五郎四郎も歸宅申候、
 其後宇左衛門殿へ談合ニ罷申候へとも、留守にて候間歸
 宅申候、其後宇左衛門殿爰元ニ談合ニ御座候間、中書ノ
 内衆も御座候而談合申、岩本弥右衛門殿ニ咄ニ御座候、
 はんニうはきしやうニ參申候而、其後助右衛門殿ニ罷申、
 左京亮殿ニ道にて相申候、同六日ニ祇候不申候、左京
 亮殿ニ罷申候而御普請談合申、渡邊殿・内山利右衛門殿
 此人衆御座候、其後宇左衛門殿御座候、中書内衆も御座
 候、其後平二郎兵衛殿・野村織部殿・十左衛門殿御座候、
 それより拙者ハ土佐守殿ニ罷申候、其後徳助右衛門殿用
 段御座候、御出被成候、その後蒲乗坊ニ談合ニ罷申、助

右衛門殿よりのミ被成候儀、すぐニ丹生新三郎殿ニ罷申、それより前ニ利兵殿ニ罷申候、但向之嶋ニヘ狩ニ山奉行衆登被成候へとも、のび申候間歸宅被成之由承候、七日ニ祇候申候ヘ共談議所ニ御寄相被成候間、不懸御日ニ候、内山利右衛門殿・左京亮殿御座候而、御普請つゝもり被成候、清左衛門殿用段候て御出被成候、軍助敷根之様ニ遣申、はんニ左京亮殿・友右衛門殿・善左衛門殿・土佐守殿此人衆より振舞被成候間參申候、清左衛門殿・宮内左衛門殿・狩野介殿・拙者罷申、將監殿・十左衛門殿兩人も御出被成候、敷根より俵四ツ參申候由承候、夜入候て佐多殿船ニ乗せ候て參申候、八日に 清左衛門殿ニ咄ニ罷申候、それより狩野介殿ニ罷申候而咄申、平田藤九郎殿・藤八郎殿・清左衛門殿・大藏殿此人衆罷申候而咄申、利兵衛殿も御座候、それより民部殿宿ニ御料人氣相見舞ニ罷申、宇左衛門殿内衆・左京殿衆・拙者前【鈴木】方新藤三人同心させ申候而、へい普請ノ出錢つなかせ申、晩ニ勘解由殿ニ見舞ニ罷申、其後左京殿より注進にて候間、兵庫様御氣相ニ付祇候申候、大藏殿同心申候而、同九日ニ將監殿・大藏殿咄ニ御出被成候、徳助右衛門殿ニ罷申、あねしやう新三郎殿より御出被成候、弥市殿御咄

被成候、はんニ宮内左衛門殿より 兵後様御氣相ニ付注進被成候間、殿中ニ參申、弥市殿小濱ニ御氣相ニ付參被成候由承候、十日ニ 上様ヘ小濱ニ御出被成候由承候、少左衛門殿御越被成候、九右衛門供仕申候而參申、權右衛門も罷越申候、少左衛門殿より小袖一ツ被下候、上様小濱ニ御日歸り被成候、こくらしまもとめ申、あねしやうニ鳥目老貫文借用申候、はんニ孫二郎殿母しやう御出被成候、あねしやうハそれより助右衛門殿宿之様ニ御出被成候、高熊より木ノ切て參申候間、やかて市左衛門殿之様ニ遣申、滿乗坊ニ罷申候得共、留守ニ而候間歸宅申、町にて國分帯刀殿・同名乗右衛門殿兩人ニ相申候、同十一日ニ祇候申候而懸御目ニ申候、少左衛門殿指出被成候、滿乗坊ニ罷申候而相申候、佐土原馬之丞殿ニ御寄相之由承候、内山利右衛門殿を以中書ノ内衆ニへい普請之儀ニ付、鳥目式貫文遣申、拙者小太ハ新藤木ノ切ても渡申、利兵殿・少左衛門殿ニ見舞ニ御出被成候、徳永助右衛門殿ニ罷申候而咄申、少左衛門殿・白坂殿ニ御出被成候、大炊左衛門殿宿にめいしやう拙者兒遣申、大炊左衛門殿より兒ニ紙被下候、拾二日ニとかミ之様ニ歸宅被成候、新藤供させ申候、徳助右衛門殿礼ニ御出被成候、

式部殿・少左衛門殿見舞ニ御出被成候、左京殿方少左衛門殿振舞被成候間、拙者ニも相伴仕申、兒も召つれ申候、御番ふれさせ申候、新三郎ニ夜入候て火之觸も仕申候、同拾三日ニ御番請取申御番衆ハ拾人御座候、相良藏助殿ニ御寄相被成候、御小番衆ハ伊弥九郎殿【勢】にて候、夜ノ御小番衆ハ三原左衛門殿【重膳】にて候、御氣相ニて參不被成候、夜ノ起明は野織部殿ニて候、御小番衆ニて琉球焼酒被下候、拾四日ニ鈴木宇左衛門殿・浦川金左衛門殿兩人ニ御番渡申候而歸宅申候、それより弥市殿ノ鳥借用申候而、川かしらニ罷申候而つかひ申候、清左衛門殿・左京殿・土佐殿・大学左衛門殿・源之丞殿・乗助殿兒も罷申、晩ニ此人衆振舞申候、拾五日ニ祇候申候而懸御目ニ申候、有川七左衛門殿ニ少左衛門殿方たのミノ儀、殿中にて申候、拙者内々、民部殿宿に被罷候、御水天祭礼ニて候、拙者參候得と承候得共、菱刈大膳殿御出被成候、利兵衛殿ニ振舞ニ罷申候、權右衛門殿も御座候、それより歸宅申候、夜入候て殿中ニよおきに清左衛門殿同心申候而參申候、同拾六日ニ祇候不申、民部殿宿に御料人見舞ニ罷申候、其後御能御觸承候間、聖野寺殿【亦市殿はけたたけニ打立被成候、】唄稽古ニ罷申、七分ノ御觸も承候、夜入候時分ニ菱刈大膳亮殿ニ少左衛

門殿振舞被成候、拙者も罷申候、兒も召つれ申候、拙者内々ハ民部殿御料人氣相見舞ニ被罷候、鳥うたひ時分ニ拙者も罷申候、兵部少輔殿・土佐守殿も御座候、同拾七日ニ民部殿宿より歸宅申、民部殿迎ニ新藤遣申候、權右衛門殿・少左衛門殿ニ用段御座候而御座候、昼さかりニ民部殿歸被成候、御料人夜ニ入候て果被成候、兵部少輔殿御座候、民部殿よりたのミ被成候間、岩切三河入道殿【貞昌】へ罷申候而、方ノ事承候、同拾八日ニ少左衛門殿國分之様【亦五郎道ノ山より御越申候、ニ歸宅被成候、九右衛門・軍助兩人も罷申候、但敷根之様ニ、拾九日ニ民部殿ニ罷越申候而罷居申候、同廿日ニ民部殿御料人駄火御座候、それより宿之様【高懸より本待申候、ニ歸宅申候、又民部殿へ罷申候而泊り申候、民部殿宿にとま【入水より兵藏り申候、同廿一日民部殿ニ罷申候、同廿二日ニ南林寺東堂民部殿ニ御出被成候、相伴衆ハ駿河守殿【兵藏入少之様ニ歸宅申候、拙者仕申、晩ニ拙者宿之様ニ歸宅申候、同廿三日ニ中陰あかり申候、南林寺に民部殿參被成候間、駿河守殿・拙者參申候、それより拙者歸宅申、民部殿・弥市殿を以礼承候、殿中ニ御能御座候由承及候、長崎五郎助殿より鼓ニ借用被成候へとも、借不申候、夜ハまこも夜おきニ遣申候、同廿四日に新三郎ニ御番觸させ申候、福昌寺ニ

御能御座候由承候、「庫」兵後様御諏訪ニ御社参ノふれ承候間、拙者けかれ之由ふれ殿ニ返事申候、辻かためノ觸も承候、かん所ニ罷始申候、夜入候而山民部殿へ参申候而、それより弥市殿ニ寄申候、敷根より五郎四郎参申候、但俵乗せ候て濱ノ市三兵衛船ニ木綿袴貫百目、五郎四郎持参候、軍助前より遣申候、民部殿ニ夜おきニさよこ遣申候、同廿五日ニ御番ニて候へとも、民部殿御料人之儀ニ付、けかれニて候間不罷出候、辻かためも出不申候、御祭礼之御供あたり候へとも、けかれノ故御供不仕候、民部殿ニ参申候而、女子ノ事町駿河守殿談合申候而申候、使与右衛門殿・平兵衛尉殿兩人にて、拙者内々も被罷候、兵部少輔殿御内々も御談合申候、それよりすぐニ民部殿ニ参申候而、駿河守殿兩人にて女子ノ事申候、民部殿ニ町衆酒持せ申間、拙者も被下候、同廿七日ニ祗候申候而、普請場請取申候、土大其外へいノ道具はこひ申候、向ノ嶋御狩ふれ承候、四人普請ニ出申候、兩人ハはん迄木取ニ召置候、はんニ鹿嶋傳二郎殿より御狩下地之由被仰候間、談合ニ罷申候、但傳二郎殿船ニ乗申候而、赤水迄罷申候而とまり申、同宿仕申候、同廿八日ニ赤水より三番鳥ニ打立申候而、有村迄船ニ乗申候、それより右

松慶之丞殿・土持伴三郎殿・傳二郎殿・拙者下地仕申候、小池・赤向春・横山三ヶ名ノ下地にて候、晩ハ平山藏人殿・傳二郎殿・拙者三人同船ニて歸宅申、拙者主從四人にて罷申候、同廿九日ニ左京亮殿・利右衛門殿同心申候而、へい見舞申候、それより中書様ニ参申候得共、御留守ニ而候間申置候、へい普請土ふみに兩人出申候、民部殿ニ参申候、弥九郎殿より鹿被下候、大藏殿よりこよミ請取申候、傳二郎殿ニ禮ニ罷申、それより利兵衛殿ニ罷申候へ共、氣相ニて内ニ不罷候、夜入候て民部殿内衆与右衛門使ニ参申儀ニ候、九月朔日ニ祗候申候而懸御目ニ申候、兵後様も御指出被成候ニ懸御目ニ申候、其後民部少輔殿ニ拙者も内々も礼ニ参申候、但女子衆ノ侘事申候へ共不聞召候、駿河守殿ハ氣相ニて御出無之候、夜入候て竹子百□九右衛門宿迄参候由承候、同二日祗候不申候、五郎四郎敷根ノ様ニ歸宅申、少左衛門殿文進上申候、竹子百姓兩人罷越申、鈴二對持來候、へいのぬりかべ仕申候間、刑部殿より一人、左京殿ハ一人出被成候、鹿嶋傳二郎殿内衆より船ちん之事承候間、新藤ニ持せ申候へ共、傳二郎殿早左より被遣候間、拙者ハ入ましく候由承候間遣不申候、夜入にて民部殿ニ参申候而、駿河守殿同心申候而女子之事侘

事申候、それより歸宅申候、 同三日ニ祇候申候、懸御
目ニ申候、被 仰出御座候而日記ニ付申候而歸宅申候、
民部殿方右衛門使ニ給候間、民部殿ニ參申候而、少納
言、ほり川兩人指出申、土佐守殿・兵部少輔殿御出被成
候、歸宅申ニすぐニうはきしやうニ參申、民部殿御内々
方使給候、少新殿うはき被參候、はんニ与三ノ母參申候、
殿中にて鎌左京亮殿より少左衛門殿侘事之儀返事うけ給
候、竹子ノ百姓歸宅申、夜入候て左京亮殿ニ咄ニ罷申候、
同四日ニ祇候申候へとも 上様御指出無之候間、すぐニ
奥のへいノぬりかべ見舞申候而歸宅申候、左京殿より一
人、拙者前より一人へいぬりニ出申候、夜入候て左京亮
殿ニ用談御座候而罷申候而、それよりすぐニ山土佐守殿
ニ罷申候而咄申ニ、民部殿内衆与三母歸宅申候、 同五
日ニ祇候不申候、國分ニ船遣申候、助右衛門・新藤兩人
遣申、左京殿より一人、向井勘解殿に鉄炮かな物たのミ
罷申、すぐニ利兵衛殿ニ氣相見舞ニ罷申、うはきしやう
御座候、拙者留主に中書内衆よりへい普請日記うけ取申
候、 同六日ニ 上様加治木ニ御越被成候間、祇候不申
候、大藏殿誘引被成候間、川ニ鮎取ニ罷申候、重存坊・
武新兵衛殿兒も召つれ申候、すぐニ重存坊振舞被成候、

黒田友右衛門殿も御座候、岩本弥右衛門殿打網被成候へ
共、弥右衛門殿ハ歸宅被成候、 同七日ニ伊兵部少輔殿
ニ參申候而、有川七左衛門殿を以御番衆之事申候、國分
ニ御暇之事も申候、それより御番ふれさせ申、はんニ早
右衛門殿ニ振舞ニ罷申候、園田筑後守殿御座候、鈴壱對
給候、敷根より船參申候、助右衛門・新藤・軍助・五郎
四郎・神吉參申候、氣相悪候て振舞より先ニ歸宅申候、
同八日ニ御番請取申候、御番衆ハ拾六人御座候、御小番
衆ハ相良彦次郎殿・肝付神作殿夜入候てハ又七郎殿御番
衆ニて候、白坂殿よりいもとしやう被參候、拙者前より
迎遣申候、 同九日ニ目良殿ニ御番渡申候て歸宅申候、
天氣あしく候間國分ニ不罷越、うはきしやう御出被成候、
振舞申候、はんニ左京殿御座候、國分越度候へとも、春
山御狩之故不成之由物語被成候、拙者船 山ニ罷申候由
承候、 同拾日ニ鹿兒嶋打立申候而、陸路國分ニ罷越申、
供者新藤・新三郎・神吉・軍助・夫丸・弥三郎召つれ申
候、濱ノ市にて宮内助兵衛尉殿寄せ被成候て、酒振舞れ
候、民部殿内衆市之丞・拙者酒くれられ候、はんニ少左
衛門殿宿ニ勘解由殿御座候、 同拾一日ニ弥五郎道ノ山
之様ニ國分方歸し申候、拙者敷根ニ罷申候、馬ゆあらい、

申罷歸り、勘解兵衛殿ニ寄申振舞被成候、拙者鈴杵對持
せ申候、しもうすミより上原勘解弥四郎殿本池ニ越被成
候、鹿枝一ツ持せ被成候、同拾二日ニとかミニ禮ニ參
申、鈴一對・魚持せ申候、供ハ九右衛門・新藤・軍助・
新三郎召つれ申候、はんニ紀伊介殿振舞被成候、税所弥
右衛門殿・岩与平次殿・左京亮殿國分ニ罷被越候、少左
衛門殿ニ被參候、國分行之留主ニ船之鳥目四百文請取申、
助右衛門、同拾三日ニ少左衛門殿宿に本池振舞被成候、
勘解兵衛も御出被成候、左京殿ニ相良彦四郎殿より拙者
振舞と承候へ共、隙入候て不罷候、はんニ本池ニ咄ニ罷
申候へハ、振舞被成候、弥四郎殿ニ拙者初カ鈴杵對持せ
申、それより少左衛門殿宿之様ニ歸宅申、同拾四日ニ
宮内ニ禮ニ參申、鈴二對持せ申候、留主殿振舞被成候、
少左衛門殿も御出被成候、道にて相良彦四郎殿ニ相申候、
同拾五日ニ宮内少輔殿鈴杵對持せ候て御座候、本池ニ三
宅七兵衛殿を以左京殿地行之儀被仰候、はんニ少左衛門
殿・拙者・左京亮殿鹿本池より振舞被成候間罷申候、
同拾六日ニ飯牟禮權右衛門殿ニ鈴杵對持せ候て、禮ニ罷
申候、昼時分ニ伊兵部少輔殿より御はたまし之儀ニ付、
使參申候間、酉之刻時分ニ國分打立申候而、夜半ニカこ

しまニ着申候、餅太春より夜ニ入申、供衆ハ九右衛門・
新三郎・軍助にて人召つれ申、拙者船ハ左京殿乗被成候
間、國分ニ召置申、新藤も船ニ付候て召置申候、同拾
七日ニ兵部少輔殿ニ參申候得者、別府舍人殿ニ相申候へ
と承候間、殿中ニ祇候申候而、左京殿へも舍人殿ニも相
申候而、それより同名神左衛門殿ニ罷申候而談合申、そ
れより御代官所ニ罷申候而談合仕申候而、それより友野
二郎右衛門殿へ罷申候得共、留主にて候間内衆ニ申置候、
それよりすぐニ利兵衛殿へ氣相見廻ニ罷申候、上様谷山
ニ急切ニ御出之由承候、はんニ殿中ニ祇候申候而、奥
ノ御屋作見舞申、それよりすぐニ民部少輔殿ニ見舞ニ罷
申候、本伊賀守殿へも罷申候、國分カ拙者船參申候、左
京殿も歸宅にて候、夜入候て左京殿御座候、同拾八日
に殿中ニ祇候申候而御わたまし、馬ノ刻時分ニ上様
御うつり被成候ニ參申候而、御わたまし仕申候、火ハ本
集人殿・伊賀殿おやこ・同名宮内少輔殿にて候、其後御
振舞御座候、それ召出しニ罷出申、其後本田名字ノ衆指
出被成候、それより歸宅申候、利兵衛ニ氣相見舞ニ罷申、
神右衛門殿より御祝ノ道具御持せ被成候、同九日〔本主上〕ニ祇
候申候へハ、上様御指出無之候間歸宅申候、伊神左衛

門殿ニ罷申候而相申、其後御祝ニ被下候鳥目參貫文、納戸より請取申、九右衛門國分ニ罷越申候、利兵殿ニ拙者内々氣相見舞ニ被罷候、鈴二對、但耆對ハ母しやうニ、田代刑部殿見舞ニ御座候、新三郎ニ御番ふれさせ申候、うはきしやうニも拙者參申候、新藤谷山より新船にて漂申候而參申候、同廿日ニ祇候申候而御番請取申、御番衆ハ拾一人御座候、新藏ニ御移徙、道具下しニ參候へ共、藤右衛門殿下被成候間、拙者歸宅申候、曾木甚右衛門殿より御移徙之道具持せ被成候間、請取申候、國分ニ拙者船遣申候、軍助・新藤兩人罷申候、上様向之嶋ニ鶉野ニ御登被成候、小番衆ハ相良彦次郎殿御はんニ而候、外城御番衆ハ加世田衆三人、一人ハ山伏にて候、夜入候てハ又七郎殿御はんにて候、御番衆ふれ有間敷由、前番衆より次被成候、同廿一日ニ駿河守殿御番衆ニ渡申候而歸宅申候、それより大藏殿同心申候而、みう國寺ニ參申候、道にて伊瀬知殿ニ相申、鎌田主馬殿へも相申、其後弥市殿・大京坊御座候、左京殿も御座候、民部殿内衆平兵衛ニ大京坊兩人にて、民部殿ニ仲兵ノ事侘事申候、はんニ岩切彦兵殿ニ少左衛門殿頼被成候知行之事談合ニ罷申、鈴耆對持せ申候、國分の金剛寺も御出被成候、それ

より利兵殿氣相見舞ニ門迄罷候て歸宅申候、同廿二日ニ祇候申候へとも、御指出無之候間歸宅申候、むらさき春ニ鶉野に御登之由承候、其後染川右衛門殿ニ鉄炮かな物たのミニ罷申、すぐニ民部殿ニ參申、屋久嶋より文參申候、傳言も御座候、やかて勘介・拙者前より赤物俵三ツ遣申、勘介扶持方ノ俵四ツこれも遣申候、使助右衛門、屋久嶋よりノ船頭ハ勘ノ丞と申入にて候、同廿三日ニ祇候申候而、懸御目ニ申候、西原ニ鶉野ニ上様御登被成候由承候、其後祖母きしやうニ參申候、それより利兵殿ニ見舞ニ罷申候、地神京めくら參申候、兵藏たふせより歸宅申候、仲兵衛拙者ニ鈴耆對くれ申候、大口より【伊地知】同名民部少輔殿御座候、鉄炮のかなもの拙者ニたのミ被成候、同廿四日ニ祇候不申候、國分より拙者船參申候、新藤・軍助兩人參申候、同名四郎兵衛殿ニ兒服中藥所望申候、使助右衛門・大泉坊ニまこも使ニ遣申、兒兄弟年祢ノ錢、内々祈念ニ鳥目持せ申候、坂本五兵衛ニ酒廿六盃之代鳥目 五十文助右衛門ニ持せ候て、桂民部殿より御普請繩打被成候間、人出申候へと承候、仍新三郎一人人出申候、左京殿より鎌左殿振舞被成候間、拙者も候へと承候、拙者も罷申候、神左衛門殿・源左衛門殿御

座候、歸宅申ニ、利兵衛殿ニ見舞ニ罷申候、同廿五日ニ祇候不申候、御普請ニ三人出申候、よき彦丁・石矢次ツ・しんほう一ツ出申候、助右衛門、軍助、新助付民部殿・大泉房・玄八左衛門殿・利兵衛殿此人衆より使給候、拙者不罷出候、向井勘解殿用段候て罷申候へ共、御番之故相不申候、染川神右衛門殿へも罷申候へ共、留主之故罷歸申候、湯地藤兵衛殿ニ船ノくぎノ事たのミニ罷申候、夜入にて兵藏參申候、同廿六日ニ御普請ニ罷出申候、岩切彦兵衛殿ニ少左衛門殿より參申候書狀遣申候、拙者四郎兵衛殿ニ罷申候へハ、振舞被成候、土持平右衛門殿・勝左衛門殿ハ遣被成候書狀持せ申候、四郎兵衛殿ニ同名次郎右衛門殿も御座候、少左衛門殿ニ拙者遣申候文、亦市殿御座候出候たのミ申候而書申候、軍助國分ニ遣申候、かやきりニ少左衛門殿ニ移徙之酒も持せ申候、それよりたんととうニ石はニ見舞ニ罷申、すぐニ刑部殿振舞被成候、大六右衛門殿もそれより同心にて歸宅申候、御普請ニ三人出申候、新藤・助右衛門・五郎四郎、『〇』同廿七日ニ兄弟氣相ニ付、御普請ニ不罷出候、新三郎・五郎・四郎三人出申候、宗兵衛たのミ申候而はらい申候間、助右衛門ハ爰元召置申候、四郎兵衛殿より遣被成候藥、兄弟ニのませ申候間、九郎

殿内より女子使ニ給候、利兵衛母しやうより女子使ニ給候、其後むかい、勘解左衛門殿に罷申候へとも、留主之故すぐニ染川神右衛門殿ニ罷申候而、細工之事談合申候、歸宅申ニ二郎殿ニ氣相尋申、それ利兵衛ニ氣相見舞ニ罷申候、大泉房ニ罷申候而りうくわん立申候、御移徙之米瓶を對持せ候罷申候て、稻津伊豆殿ニ罷申候而、腹中之藥所望申候、夜入候て大將監殿ニ御料人腹中見舞ニ罷申候へ共、留主之故すぐニ九右衛門國分より歸宅申候、『〇』同廿八日ニ利兵衛殿ニ大玄坊祈念しやうしゆにて候間、相伴仕申候、御普請ニ兩人出申候、新三郎・助右衛門千しゆ院ニ御立願ノ談合ニ罷申候、門しゆ院ニ罷申候而、兄弟ノうらかた見申候、山民部殿より道ノ山新島ノ儀ニ付、書狀ノ返事參申候間、平野殿ニ持せ申候而、それより又民部殿ニ持せ申、土佐守殿・三右衛門兒見舞ニ參申候、女房も參申候、拙者留主ニ大玄坊にてうけ給候、夜入候て田中源八左衛門殿より兒藥持せ被成候、竹子より餅ノ俵四ツ、但一ツハ眞靱、瀨ノ市ハ船ニ乗候て參申候、『〇』同廿九日ニ御普請ニ罷出申候、三人出申候、助右衛門・新藤・五郎四郎上様普請場ニ御指出被成候、兒見舞ニ木嶋和泉殿御坐候、御普請ニ罷出申候留守ニ、

利兵殿母しやう兒見舞ニ御出候由承候、新藤ハ土代ノ船ニて、石漂申候、大泉房ノへやも御座候由承候、

神無月朔日ニ御普請ニ罷出申候間、出仕不申候、兩人出申候、助右衛門・新藤、但兩人ハ石漂ニ遣申、嶋より二度漕申候、民部殿御斬人たんしやう日ノ祝ノ酒持せ被成候、使乗介國分より拙者ニ文參申、御小者衆被持來候、

『〇』同日ニ御普請ニ罷出申三人出申候、助右衛門・新・五郎四郎、但助右衛門・新藤兩人ハ石漂ニ罷申、兩度漂申候、昼より拙者歸宅申候而、それより不罷出、利兵殿宿より女子使ニ給候、兒氣相ニ付祖母さしやうよりもむらさめ使ニ參申候、

『〇』同日ニ御普請取申候、助右衛門殿も參被成候、但御番衆ハ拾四人御座候、小番衆相良彦次郎殿、外城衆ハ加世田衆ニ而候、山民部殿御茶の湯ニ參被成候、亥ノ日ノ祝餅民部殿・利兵殿・左京亮殿・刑部殿・しら坂殿・大泉房・左衛門殿遣申候、土佐殿へも左京殿・土佐殿兩人より祝餅被遣候、御普請ニ一人も出不申、夜ノ御小番衆ハ山土佐守殿・与次郎殿・鎌又七郎殿御番ニ而候、御門番ニ才藏殿・九郎右衛門殿・拙者・才之丞殿にて候、民部殿・仲兵衛歸宅申候、

『〇』同日ニ御普請ニ四人出申候、九右衛門・助右衛

門・新藤・五郎四郎出申候、濱ノ市三兵衛參申候、大京坊・平兵衛殿兩人仲兵之儀ニ付御座候、丹生新三郎殿も用段御座候而御出なされ候、其後御普請場ニ罷出候へ共、罷歸申候、但左京殿ニ罷申候而咄申候、善左衛門殿御座候、加治木よりいんさま御着被成候、御宿又七郎殿宮内太輔殿も御座候、野助次郎殿も御座候、九か太郎次郎殿ニ御番渡申候而歸宅申、大泉坊ニも用段候て罷申候へとも、留守之故歸宅申、

『〇』同日ニ民部殿ニ南林寺御出被成候間、拙者も罷申候、兵藏とかミ之様ニ歸宅申候、御普請ニ三人出、九右衛門・助右衛門

・新藤此人衆出申候、湯地藤兵衛ニ船ノ釘之儀、鳥目壱貫三百文持せ候て頼申候、使新藤方國分より三吉使ニ參申候、岩切彦兵殿ニ書狀遣被成候間、やがて新三郎ニ持せ申候、刑部殿よりうちノ使ニ參申、左京殿内衆藏野介大坂迎ノ返ほう仕候て、拙者ニ酒くれ申、何も小者共振廻申候、

『〇』同六日ニ御普請ニ三人出申候、助右衛門・新三郎・五郎四郎、氣相惡候て拙者不罷出候、三吉國竹内土左衛門殿も御座候、兵部少輔殿ニ御殿中候而、他行被成候由被仰候分之様ニ歸宅申候、九右衛門方も罷越申候、谷山賀兵衛殿ニ山からしノさやノうち頼申候、使新藤方昼時分ニ御普請調申候而、助右衛門・新三郎・五郎四郎罷歸申候、田中源八左衛門殿御座候、有川方女子參申候、

『〇』同

七日ニ祇候不申候、山民部殿御出被成候、染川神右衛門殿やすり歸し申候、使新三郎、園田筑後守殿ニ帯竹所望ニ遣申候、使助右衛門、丹生新三郎殿内衆弥次右衛門とかミニ罷越申候由申候而參申候、『〇』同八日ニ祇候不申候、國分ニ拙者船遣申候、新藤・助右衛門・左京殿より大左衛門まこも迎ニ遣申候、船ノほはしら之代鳥目三百文新藤ニ持せ申候、園田清左衛門殿ニ咄ニ罷申、弥四郎殿も御座候、兄弟やくしニ參申、とうみやう持せ候て、『〇』同九日ニ祇候不申候、弥市殿御出被成候、利兵衛殿ニ咄ニ罷申、それより祖母きしやうニ參申候、但腹中見舞ニ左京亮殿加治木ニ御使ニ參被成候由うけ給候、それより祖母きしやう今ニ使ニ遣申候、『〇』同拾日ニとかミより祖母しやう御歸宅被成候、九右衛門・助右衛門・新藤・左京殿・大左衛門此人衆にて參申候、とかミより兵職も參申候、櫻も歸宅申候、徳永助右衛門尉殿御出被成候、但ようし調申候ニ仍而、夜入候て左京殿内より女子使ニ遣被成候、左京殿も御座候、祖母しやう歸宅ニ仍而、瀆ノ見きわうはしやうニ酒あげ申候、爰元ノ女子共もあげ申候、『〇』同十一日祇候申候而懸御目ニ申候、但上様しもつけ御茶ノゆニ御出被成候、それより

歸宅申候而、諏訪治部少輔殿ニ咄ニ罷申候へ共、客人御座候間、それより平三郎殿ニ罷申候而咄申候、それより祖母きしやう參申候、はんニ民部殿ニ參申、すぐニ助右衛門殿ニ罷申候而、それより歸宅申候、左京殿より新藤頼被成候間、國分ニ遣申船も借用被成候、『〇』同拾二日ニ祇候不申候、道ノ山に助右衛門・九右衛門遣へく候へとも、天氣悪候間打立不申候、弥市殿御出被成候、はんニ伊勢弥九郎殿眞盛ニうつりノよろこひ參候へとも、谷山ニ御越被成候間、歸宅申鈴耆對持せ申、『〇』同拾三日ニ道ノ山ニ九右衛門・助右衛門兩人遣申候、但助右衛門拙者ニ鳥目五十文申候、野村市右衛門門迄見舞ニ御出被成候、はんニ民部少輔殿ニ仲兵事申ニ參候へ共、鶉野ニ御供被成、酒ニ酔被成候間不罷成候、才將殿ニ罷申候而咄申候、『〇』同拾四日ニ御觸承候、兵部少輔殿御上洛より内ニ七分出銀仕申候へとうけ給候、五郎四郎伊集院ニ炭取ニ遣申候、三代宗右衛門殿より腹中あしく候間、御番難成由うけ給候、晚ニ夜入候て民部殿ニ參申候て、仲兵衛なおし申候、使梶原藤左衛門殿・平兵衛殿兩人ニ而民部殿ニ申候、『〇』同拾五日ニ殿中ニ祇候申候而御番請取申候、但新納式部殿より御番衆ハ拾三人御座候へ

とも、寺尾新左衛門殿ハ谷山ニ 上様御出ニ御供被成候間、夜者不參候、拙者前より召置候、昼但七分出立之被御出候ノ御小番衆ハ相良彦二郎殿御番、夜ハ鎌田又七郎殿御はんニ而候、上様谷山には御日歸り被成候、山土佐守殿ニ振舞ニ參申候、民部殿・弥市殿・和泉殿・民部殿兒御出被成候、としやう衆ハ加世田衆三人、『〇』同拾六日ニ御番渡申候而、すぐニ土佐殿ニ罷申候、南林寺大御座候、御はんへうら金左衛門殿ニ渡申候、談儀所より御三献ノくきやう借用被成候、使りやうゑん坊六せん渡申候、夜入候て仲兵衛召つれ候て平兵衛殿御座候、鈴耆對くれ申、平兵衛殿よりたうふ、弥市殿小濱ニ祇候被成候由被仰候、土佐殿内衆三右衛門女房酒持せ候て參申候、上様別府舍人殿ニ御成之由うけ給候、『〇』同拾七日ニ軍助・新藤敷根より歸宅申候、拙者鶉野ニ登申候、与九郎殿、傳二郎殿・善左衛門殿、同拾八日ニ谷山御狩ふれ承候、七分出銀も同前ニ、其後野村但馬守殿よりも御狩ふれ承候、はんニ西將殿ニ頼申候而月待申候、但振舞申候、『〇』同拾九日ニ爰元一番鳥ニ打立申候、同心ハ清左衛門殿・大藏殿・与九郎殿諏訪ノうしろニ集申候、しもつけ殿・藤次鳥津下野守久元郎殿御兩人御出被成候、雨ふり申候間宿かり申候而罷居

申候、それより治介殿・森内膳殿咄ニ御座候、同心申候而内膳殿宿に罷申候へハ、鹿兒嶋衆歸宅被成と承候間、それより罷歸申候、利兵衛殿より越後守殿書被成候間、拙者參候へと承候へ共、狩に罷登申候間、拙者ハ不罷候、御狩留主ニ穎娃長左衛門殿・川式部太夫殿兩人より、琉球米ノ儀ニ付御書狀給候、阿多才兵衛殿留主番ニ罷居申候ものニ、大豆二舛借用申候、但馬ノ、さよこ前より谷山御狩雨振候て御狩無之候間、歸宅申候、『〇』同廿日ニ与九郎殿・大藏殿御座候て、書狀調候て式部殿・長左衛門殿御兩人ニ持せ申候、使新藤御大官所ニ早左衛門ニ山からしノ鞆ノ礼申、使軍介肩衣・袴頼申候、左京亮殿くうかきに使新藤、いしんさま加治木之様ニ谷山より御歸宅被成候由うけ給候、『〇』同廿一日ニ祇候申候、但上様御馬せめ被成候ニ懸御目申候、それより歸宅申候、軍介・新藤兩人數根之様ニ遣申候、船も遣申候、但軍助小林ハ道ノ山之様ニ遣申候、其後拙者みう國寺ニ參申歸宅申候ニ、道にて刑部殿ニ相申候、但市來ニ越被成候ニ、其後諏訪治部少輔殿ニ參申候而、鉄炮き見ノ事申候而罷歸申候、清左衛門殿方も人參申候へ共、治部殿ニ客人と見得申候間、付紙ハ成間敷由返事申候、はんニ民部殿ニ

參候へとも、兵部少輔殿振舞と見得申候間、それより式部殿ニ罷申候へとも、留守之故すぐニ左京殿ニ罷申候へとも、左京殿も留主にて候間、それより罷歸申候、其後左京殿咄ニ御座候、さよこノいとこ三右衛門大大豆壱斗借用申候、使五郎四郎、『○』同廿二日ニ祇候不申候、前ノ才兵衛殿宿もりニ大豆二舛返弁申候、使五郎四郎、但五郎四郎ハ助左衛門頼申候間、臯ニ遣申、その礼粟ノからくれ申候、拙者馬湯あらい仕申候、左京殿松山ニ打立被成候、民部少輔殿より鯛一ツ兒ニ兄弟ニ被下候、利兵衛内衆小平次參申候、少左衛門殿ハ拙者ニ傳言被成候間、それニ仍て、『○』同廿三日ニ祇候申候へとも、御指出無之候間不懸御目ニ候、伊四郎兵衛殿同心申候て罷歸申候、福崎新兵衛殿に御成ニ而候、諏訪治部殿より使給候間、參候て咄申、上井五郎左入道殿も御座候、それより歸宅申ニ利兵衛ニ寄申、それより歸宅申候、『○』同廿四日ニ祇候不申候、新三郎遣申候て、谷山賀兵衛殿より山からしあまりおそく出來申候間召寄申、左京殿内衆藏野介文持來候、但上勘解兵衛殿より參申、夜入候てとかミより上りニ付、兵藏參申候、『○』同廿五日ニ早朝より打立申候而、伊四郎兵衛迄罷申候へ者、振舞被成候、そ

れより同心申候而町源六殿ニ罷申候得者隙入候間、それより平田二兵衛殿ニ罷申、數根仲兵衛殿・かさへ茂右衛門殿・拙者酒振舞被成候、それより城介殿・しら坂式部殿鶉野ニ登申候、長野新吉殿兄弟、それより永吉半兵衛殿も登被成候、源六殿ハ隙入候て登不成候、それよりはんニ新吉殿・二兵衛・城介殿・伴兵衛殿・拙者同心申候而歸宅申候、但二兵衛ニ寄申候而酒被下候て、それより罷歸申候、民部殿御内々御出被成候、民部殿ハ無之御出候、但振舞申、鈴二對・ちうはこ持せ被成候、道ノ山より助右衛門歸宅申、夜入候て徳永助右衛門殿よりとかミうつりニ付使給候、『○』同廿六日ニ祇候不申候、飯牟礼權右衛門殿國分より越被成候ニ、少左衛門殿より書狀參申候、但銀子四十五匁傳言被成候間、雫ニ請取申候、助右衛門・五郎四郎・新三郎三人にて、濱より俵はこひ申候、伊平三郎殿咄ニ御出被成候、諏訪治部少輔殿より使給候へとも、拙者隙入儀候間、鉄炮き見ニ不參候、助左衛門頼申候而米のたわらみ申候、利兵衛御出被成候、『○』同廿七日ニ祇候申候而、御はん請取申候、但御番衆ハ拾四人御座候、小番衆ハ喜入吉兵衛殿、夜之御小番衆ハ鎌又七郎殿御はんにて候、但流鏑馬當り被成候間、御番ハ不

成候、はん下ノ衆御番なされ候、とかミよりうつり被成候、福正寺ノ前迄迎ニ兒遣申、さよこも遣申候、但酒持せ申候、敷根より萱漂船も參申候、新藤・神吉・軍助三人にて參申候、民部殿ニ參申候、但御内々御出被成候ニ、礼ニ民部少輔殿ハ加治木ニ御使ニ祗候被成候、『○』同廿八日ニ御番渡申候而歸宅申候、但才藏殿・九郎右衛門殿兩人ハ隙入候て、先に歸り被成候、竹内十左衛門殿昼ハ大、夜も大、久長与進殿參被成候、敷根之様ニ神吉歸し申、殿中御藏ニ琉球米ノ返米之事申候ヘハ、請取衆隙入候て不罷成候、助右衛門・新藤・軍助・新三郎四人にて萱はこひ申候、道ノ山にて軍助借用申鳥目百文返弁申候間、慥請取申候、使助右衛門、うはきしやうノ早左衛門礼ニ參申候、とかミノ御料人ハ助右衛門殿宿之様ニ歸宅被成候、『○』同廿九日ニ出仕申候、但京衆被罷出候間、御進物取次申候、御藏ニ琉球米ノ返弁申候、伊兵部少輔殿京都ニ打立被成候、福新兵衛殿も、但道ノ山より召寄候米二石壹斗にて、二石ニ土儀ニ請取被成候、徳永助右衛門殿ニ見舞ニ罷申候、濱より新藤塩いとらせ申候、大藏殿より兵部殿打立被成候間、門迄見舞被成ヘき由承候ヘとも、拙者留主之故祗候不申候、軍助敷根之様ニ遣可申

由申候ヘ共、天氣悪御座候而不罷越候、利兵衛門なをし被成候間、新藤・軍助兩人遣申候、但利兵衛ニ刺刀借用申候、やかて歸し申、使新三郎、みかんノ入候中はちも新三郎ニ持せ申候而、利兵衛宿ニ歸し申候、伊四郎兵衛より拙者船借用被成候ヘ共、家作ニ付入申候間罷成間敷候由返事申候、弥市殿御出被成候間振舞申候、祖母きしやうより使ニ喜左衛門給候、其後まこも使ニ遣申候、夜入候て大風ふき候て、拙者船いたし申候、『○』霜月朔日ニ祗候申候而懸御目ニ申候、兵後様も御指出被成候、それより諸右衛門殿ニ礼ニ參候て、すぐニ刑部殿ヘ鹿振廻ニ罷申候、吉兵衛殿・大藏殿・狩野介殿・將監殿、後織部殿御座候、それよりすぐニ弥右衛門殿ニ見舞申候、それより兒玉四郎兵衛ニ罷申候而、それより歸宅申候、助右衛門殿よりあねしやう御出被成候間、刑部殿より猪召寄候て振舞申候、ばんニ助右衛門殿之様ニ歸宅被成候、伊四郎兵衛より御稲荷御祭禮ニ付、上様御かいそヘ被仰付候由承候而、書狀給候、助右衛門伊集院日置ニ罷申候、軍助敷根ニ罷越申候、『○』同二日ニ祗候申候而懸御目ニ申候、それより歸宅ニ、本伊賀守殿ニ罷申候而御かいそヘの様子尋申候、諏訪治部少輔殿御

出被成候、清左衛門殿も御座候、それより同心申候而鎌
かさこニ罷申候而、鉄炮仕申候、宮内ノ留主殿・さわ殿
・くわはた殿指出被成候、指宿老岐守殿をやニ指出被成
候、夜入候て伊集院助左衛門殿御稱荷御祭祀ニ付、へい
ノ役當り被成候て、稽古ニ御出被成候、宮内留主殿より
使給候、くねづ被下候、使藏之丞、少左衛門殿宿ニぬす人
入候由物語申候、『○』同三日ニ御祭礼御供ニ祇候申候、
但四郎兵殿兩人御越寄せ仕申候、天氣悪候て 兵後様ハ
〔重殿〕 御參無之候、奥州様計參被成候、すぐニ喜入吉兵衛殿
振舞ニ、阿神左衛門殿・刑部殿・拙者罷申候、それより
神左衛門殿同心申候而歸宅申候、道ノ山より次郎左衛門
參申、伊集院より助右衛門歸宅申候、『○』同四日ニ御稱
荷ノわんくの祭禮ニ 〔御二殿〕 上様 兵庫様・御ふくろ御社參被
〔鎌田掃厂守政重女〕
成候ニ御供仕申、すぐニ刑部殿ニ振舞ニ、阿神左衛門殿
・吉兵殿・拙者罷申候、五郎四郎・次郎左衛門兩人ハ薪
取ニ遣申、松山より左京亮殿歸宅被成候、『○』同五日ニ
房ノ津〔唐〕とう物之儀ニ付被仰付候間、それニ仍而新藤方國
分ニ遣申候、軍助數根ニ罷居申候間、 召寄せ候、殿中
しらかべぬりニ一人出申候、民部殿仲兵衛たのミ申候、
左京殿より一人、其後民部殿ニ參申候、それよりすぐニ

左京殿ニ罷申候、又民部殿より使參申候間參申候へハ、
大京坊内々之儀ニ付被仰候、それより又左京殿ニ罷申候
而猪被下候、それよりすぐニ源八左衛門殿ニ罷申候へと
も、留主にて候間罷歸申候、『○』同六日ニ民部殿内平兵
衛殿同心申候而、大千坊ニ罷申候而、大京坊ニいけん申
候へ共不調候間、それよりすぐニ殿中ニ祇候申候而、茂
兵衛殿談合申、大京坊京都ニ打立被成候、 上様吉野ニ
鶉野ニ御登被成候、但民部殿・治部殿鶉野ニ申請被成候、
〔坊〕 房行ニ付福屋七介殿ニ鳥目式貫文借用申、使助右衛門、
弥市殿鶉ノよりすぐニ御座候而、飯ニ聞召候、國分ノ軍
助・新藤歸宅申候、神吉も參申候、權右衛門日向より歸
宅申候、やくノしまより參申人ニ俵五ツ半物渡申候、三
ツハ少左衛門殿より被遣候、二ツ半物ハ勘介扶持方、使
助右衛門、はんニ殿中ニ祇候申候へとも、茂兵衛殿ニ相不
申候間、それより歸宅申候、刑部殿御座候、『○』同七日
ニ鹿兒嶋打立申候、惠兵殿ハ谷山にておつき申候而同心
申候、但惠兵殿ちらみ之様ニ御座候、拙者ハ川なべの宮ノ
町迄罷申候而宿仕申候、亭主ハ銀右衛門と申、佐多殿内
衆ニ而候、『○』同八日ニ宮より打立申候而房ニ着申候、
〔拙者留守ニ九右衛門竹子より〕
歸宅申候、留主道ノ山より弥五郎參申候由承候
惠兵殿ハ着不被成候、吉兵衛殿ハ被着候、亭主ノ子ハ舍

人殿と申候、大雪振り申候、夜入候て伊四郎兵衛殿百姓百姓衆鹿兒ノ子ハ助七郎と申候より能米耆斗七合・大豆三舛持來候間、鎗ニ請取

申候、『○』同九日ニ惠兵衛着被成候間、それより御かりやニ罷申候而唐物あらため申候、はんニ長崎ノ船乗衆より茶碗耆束、戸兵衛殿より琉球焼酒瓶耆對、惠兵衛へも同前、惠兵衛・吉兵衛同心申候而一乘院ニ見物ニ罷申、すぐニ惠兵衛殿ニ振舞ニ罷申、鳩拙者亭主ニ振舞申候、

『○』同拾日ニ逗留申、吉兵衛殿へとまりニ刀かけ多尋ニ被罷候、惠兵衛殿・拙者兩人へとまりニ鳩ねらいニ罷申候而、拙者二ツ仕申候間、惠兵衛はんニ振舞申候、夜入候て吉兵衛咄ニ被參候、とまりよりすぐニ、『○』同拾一

日ニハ天氣悪候て逗留○、『○』拾二日ニ房打立申候而、川なべ(こ)ノ二ば迄參申候而宿仕申候、惠兵衛へちらみ之様ニ御座候、宿亭主ノ子ハ四郎左衛門と申候、新納右衛門入道殿持にて候、助右衛門すぐニ鹿兒ニ罷申候而、四郎兵衛百姓ニ能米三舛・大豆二舛借用申候而參申候、『○』

同拾三日ニ打立申候而、鹿兒鳴ニ着申候、御あねさま御御座地ニま所ニ云事ならん、御子藤次郎久賀女ノ誕生アリ繁昌被成候間、御祝ニ抵候申候而日記ニ付申、へんとう借用申候而、民部殿ニ歸し申候、使助右衛門、同拾四日ニ抵候申候而、諸右衛門殿ニ房ノ様子上申候、其後懸

御目ニ申候而御いとま申候、伊四郎兵衛ニ借用之米返弁

申候、使助右衛門、大豆も同前ニ數根之様ニ神吉・五郎四郎歸し申候、軍助へ遣申候、殿中ニ而飯牟禮紀伊介殿ニ相申候、白坂宗兵衛殿・弥市殿振舞申候、諏訪治部少輔殿より大藏殿同心申候而、參候へと承候へとも、客人御座候間不罷候、夜入候て大藏殿同心申候而治部殿ニ參候へとも、客人御座候間門より歸宅申候、大藏殿同心申候而、爰元ニ參申候間咄申候、『○』同十五日ニ抵候不申

候、次郎左衛門千石夫ニ出申候、助右衛門召つれ申候而引渡申候、助右衛門殿宿より兵藏使ニ參申候間、拙者房行ニ借用申鳥目耆貫文あねしやうニ返弁申候、兵藏ニ持せ申候、福や七介殿より新藤方借用被成候間、濱ノ市ニ遣申候船漂せ候て、粟ノから召寄ニ付、弥市殿より所望

被成候間、鉄玉三ツ遣申候、山からし持せ申、ふちかけニ左京殿より借用被成候、むしろノこて新三郎遣申候而召寄申候、大玄房内々・大泉房内々御座候ニ、鳥目三百文大源坊ノ兒ニ始而御座候間、ひきて物ニ遣申候、大藏殿同心申候而、治部少輔殿ニ咄ニ參申候へとも、客人御座候間、それよりすぐニ利兵衛ニ罷申候而咄申候、『○』

同拾六日ニ阿神左殿ニいかた歸し申候、抵候不申候、木

原七郎左衛門殿御座候、助右衛門殿宿方あねしやう御出

被成候、大藏殿・利兵殿兩人よりかせ衆ニ見舞に誘引被

成候へとも、客人御座候間不罷候、夜入候て新藤濱ノ市

より歸宅申候、福屋殿船ニ乗申候而、上様向之嶋ニ鶉

野ニ御登之由承候、弥市殿方多んしう持せ給候、『○』同

拾七日ニ祇候不申候、大藏殿・刑部殿咄ニ御出被成候、

市來大日寺より真鞆俵四ツ參申候間、慥ニ請取申候、や

がて刑部殿ニたのミ申候而請取書申候而、大日寺ニ遣申

かけや調申候、藏ノ柱立仕申候、殿中ニ神舞御座候由

うけ給候、夜入候て徳永助右衛門殿ニ咄ニ罷申候、『○』

同拾八日ニ祇候不申候、いしんさま御着之由承候、屋

久嶋より猿のあくまき被遣候間請取申候、弥市殿給候藥

合申候、藏作申候、『○』同拾九日ニ祇候申候、惟新様

加治木之様ニ御歸宅被成候、御船本迄ニ參申候、かけ屋

舊取申候、それよりかべノ下地仕申候、『○』同廿日ニ祇

候不申候、伊四郎兵衛振舞申候、但屋久ノ嶋方參申候猿、

徳永助右衛門殿より鶉ノニ誘引被成候へとも、普請隙入

申候間罷不登候、『○』同廿一日ニ御番ニて候間、參申候

而請取申候、御番衆ハ拾二人御座候、はんニ少左衛門殿

・勘解兵衛殿御越被成候、夜入候て向嶋御狩ノ由承候、

夜ハ手九郎殿、伊集院助右衛門殿諸右衛門殿ニ御意うけニ參候得者、御

番渡申候而嶋ニ渡申候へとうけ給候間、その分ニ談合申

候、『○』同廿二日ニ嶋ニ罷渡申御狩ニ船ハ何談合申候而

支立申候、乗衆ハ拾一人、但四百文ニて候、それより罷

歸申候而、國分より安すノ木參申候間、納戸迄參申候而、

平右衛門殿ニ相申候間、それよりしら板式部殿ニ申候而、

夫丸召寄候て持せ申候、その後式部殿ニ罷申候、同『○』

廿三日ニ祇候不申候、民部殿ニ御析人の百ヶ日被成候間、

相伴ニ罷申候、しよいう老も御座候、その後馬乘申候而

ゆあらい仕申候、福や七介殿ニ鳥目式貫文返弁申候、使

助右衛門・伊集院助右衛門殿ニ御狩ノ船ニ借用申候間、

鳥目四拾八文持せ申、使新藤方、田代殿ニ二千石の夫丸

之事申候而、助右衛門遣申候、『○』同廿四日ニ少左衛門

殿國分之様ニ歸宅被成候、上様うしねノ御狩ニ御登被

成候、何も日記を以御ふれ御座候間、拙者ハ不罷登候、

助右衛門殿ニあねしやう祝ニ罷申候、助右衛門殿ハ鶉の

ニ登被成候間、留主ニ而候、拙者内々も祖母しやうも七

嶋衆少左衛門殿ニ礼ニ參候へとも、歸宅被成候間不懸御

目、『○』同廿五日九右衛門國分之様ニ罷越申候、あねし

やうの宿より女子小者とも被召寄候、御料人庭ニ御座候、

さよこノいとこ三右衛門ニ大豆耆斗返弁申候、使弥五郎、うしね御狩御座候由うけ給候、上様も御歸宅とうけ給候、『〇』同廿六日ニ二千石夫丸遣申候而參申候、刑部殿より替無之候而、一日ハつめかさ見申候、助右衛門ハ弥五郎召つれ申候而、小野ニ竹切ニ罷申候、但帶竹にて候、西上別府ニ鳥ねらいニ罷申、兒召つれ申候、濱ノ源左衛門ニ鳥目式貫文ノ返弁ニ能米八斗二舁五合持せ申候、百文ニ付米三舁六合ツ、ノ三用、使助右衛門、『〇』同廿七日ニ鉄炮藥合之儀ニ付、御ふれ承候間祇候申候而、東郷十左衛門殿ニ尋申候へハ、先々入不申由被仰候間、利兵殿同心申候而歸宅申候、利兵殿内衆小平次たのミ申候而、文書申候而國分之様ニ持せ申候、但大口ニ伊民部【地知】少輔殿【重役】ニ遣申候、ゑんしう之儀ニ付、道之山之次郎左衛門歸宅申ニ持せ申候、但國分迄遣申候、『〇』同廿八日ニ上様加治木ニ御談合ニ御越被成候間、祇候不申候、山民部殿ニ御水天御祭礼ニ付罷申候、内々ハ氣相惡候て不參候、大泉房・大玄房・和泉殿何も内々も御座候、新藤國分ニ用段御座候而、少左衛門殿ニ遣申候、拙者内々ニ民部殿宿より瓶子耆對給候、あしやう御出被成候、御斬人も丹生猷次郎殿も御座候、祝ニ樽二ツ持せ被成候て、谷山刑

部殿刀指ノ談合ニ御座候、『〇』同廿九日ニ加治木より御歸宅無之候間、祇候不申候、大玄房か子之儀ニ付御座候、大泉坊より内々ニ不持せ被成候間、その使ニには鳥一ツ持せ申候、桶ニ帶入たのミ申、新三郎ニ持せ申候而、鳥ノこ拾二殿中ニ藤兵衛殿迄上申、兒肩衣・袴民部殿宿ニたのミ申候、使助右衛門、傳兵衛殿ニ笠紙廿六まい遣申候、使同人、新藤國分ヲ歸宅申候、夜入候て阿神左殿ニ咄ニ罷申候、あねしやうノ宿之様、御斬人歸宅被成候、桶帶入ニ百文くれ申候、『〇』十二月朔日ニ加治木より御歸宅無之候間、祇候不申候、拙者鉄炮すりきり申候、夜入候て刑部殿ニとうせつ之儀ニ付、新藤使ニまいらせ候、大泉房御座候、『〇』同二日ニ御留主之故祇候不申候、向井勘解左衛門殿ニ鉄炮持申候而罷申候、目あて付申重存坊も御座候、大口より軍助歸宅申候、但ゑんしう六斤持來候、上様加治木より御歸宅之由承候、『〇』同三日ニ御歸宅承不付候て祇候不申候、湯地殿より船ノくき參申候へ共、ねたかく候間もとし申候、使新藤、鉄炮藥合申、とううすノ代ニ餅ノ米耆斗舁八合持せ申候、使助右衛門、夜入候て兒同心申候而、左京殿宿に罷申留主ニ、『〇』同四日ニ御番請取

申候、御番衆拾一人御座候、敷根ニ山弥市殿船借用申候
而遣申候、助右衛門・新藤・軍助祖母しやう兒召つれ候
而、あねしやうノ宿に御出被成候、御小番衆ハ市來八郎
殿・野村助次郎殿、夜ハ三原左衛門尉殿御はんにて候、御
門ニ村田吉右衛門殿・山路常左衛門殿・拙者三人罷申、
としやうよりハ御門番衆ハ又四郎殿御内衆しもうすミ、
くぬ木原從面ノ御番□、としやう番衆ハ指宿衆にて候、
同五日ニ女良殿ニ御番渡申候而歸宅申候、上様喜入殿
ニ御成之由うけ給候、福かさこニつけ紙へ罷申、『○』
同六日ニ御能稽古ニ罷出候へと御ふれ承候間、大藏殿同
心申候而、喜入殿ニ參申候而御尋申候へハ、のひ申候由
被仰候間、それよりすぐニ民部殿ニ罷申、大藏殿ハ神兵
衛ニ御座候、其後馬場あらい仕申候、伊地知平三郎殿よ
り拙者船借用之由うけ給候得共、乗不申候間借不申候、
はんニ敷根より拙者船歸宅申候、但弥市殿船にて候、新
藤・軍助・助右衛門内ノ浦より文參申候、吉田長四郎殿
・小せ左京亮殿より、『○』同七日ニ祇候不申候、民部殿
御内々より小兒ニ御斬人ノ小袖被下候、使二郎殿、傳兵
衛殿ニ笠はりノ飯米ニ五舛持せ申、使助右衛門、比志嶋
紀伊守殿御下向之由承候、兒民部殿ニ參申候へハ、民部

少輔殿兒庭ニ御出被成候、弥市殿ニ船もとし申候、祖母
きしやうより酒給候、『○』同八日ニ祇候不申候、七嶋衆
七人共ニ振舞申候、弥市殿も御出被成候、其後門ノ橋渡
申候、やくしニ兒參申候、但とうみやうあけ申候、左京
殿・土佐守殿高山御狩より歸宅之由承候、但はんニあね
しやうノ宿より權右衛門とまり參申候、口ノ嶋彦三郎殿
ニ朝音房ニ遣申文渡申候、『○』同九日ニ紀伊守殿下向被
成候、祖母きしやうニ參申候、兒召つれ申候、其後左京
殿ニ罷申兒召つれ申候、土佐守殿も左京殿ニ御座候、黒
田百左衛門殿も御座候、御狩日記あらため被成候、敷根
より清右衛門弥五郎替ニ參申候、『○』同拾日ニ出仕申
候へとも、上様者川上左京亮殿ニ御茶ノゆニ御成にて
候間、すぐニ紀伊守殿ニよろこびニ參申候而、それより
すぐニ鎌左殿内々氣相ニ付、門迄罷申候而傳藏殿ニ申候
而、それより歸宅申候、左京殿より鹿給候、徳永助右衛
門殿より御斬人御座候、道ノ山之様ニ弥五郎歸宅申候、
助右衛門ニ萱もとめさせ申候、左京亮殿御座候、『○』同
拾一日ニ祇候申候而懸御目ニ申候、但上様ねらい物ニ
御出被成候て、がんノ鳥ひとつ御鉄炮ニ二ツあそはし被
成候由うけ給候、殿中ニ鳥ノこ六ツあけ申候、使新三

郎、吉田六郎右衛門殿ようし貞左衛門殿なり被成候て、懸御目ニ被成候、部屋ニ萱庇懸申候、土佐守殿より猪被下候、使内左衛門、御新入助右衛門殿之様ニ歸宅被成候、『〇』同拾二日ニ祇候不申候、兒兄弟ノ御はうくわん御諏訪御水天ニ御塩おいとらせ候てあけ申候、新藤ニ軍助・助右衛門・敷根百姓三人ハ薪取ニ遣申候、民部殿内衆三六・仲兵衛兩人參申候、但魚くれ申候、但民部殿ハ加治木ニ御茶のゆニ祇候被成候由うけ給候、兒あねしやう之宿に庭ニ罷申候、『〇』同拾三日ニ祇候不申候、向之嶋ニ上原源入道殿船ニ罷申候間、新藤・軍助・助右衛門遣申候、薪取ニ赤靱ノ俵一ツ遣申、但助右衛門ハ伊集院ニ用段御座候間、助左衛門大(代カ)しまニ遣申候、其後刑部殿ニ罷申候へハ、振舞被成候、夜入候て歸宅申候、敷根百姓馬ノ草拾二わ・年木八束納申候、『〇』同拾四日ニ敷根百姓ヲ鯛ニツ納申候、隙入候て祇候不申候、晩に才將殿(税所カ)・大泉房のよし・兒三人にて御日待申候、兵後様御虫之様子、大泉房より傳言うけ給候、『〇』同拾五日ニ大藏殿より出仕ニ誘引被成候へとも、日待ノ人衆ニ振舞申候間、祇候不申候、其後土佐守殿内衆三右衛門參申候、助右衛門伊集院・日置ニ罷越申候、『〇』同拾六日ニ御番請

取申候、但御番衆ハ拾三人御座候、小番衆ハ税所助七殿御番ニて候、夜ハ三原左衛門尉殿御はんニ而候、外城番衆指宿衆中、晩ニ寺澤殿使御座候間、諸右衛門殿より拙者使ニ遣被成候間罷申候、宿者西田吉衛門宿ニて候、それより使祇候被成候て、懸御目ニ被成候、御荷所ノ銀子ノ請取り來伴右衛門殿ニ申候へハ、伊四郎兵衛ニ渡被成候由うけ給候間、使遣申候へハ、利兵衛ニ四郎兵衛前より渡被成候由返事承候間、利兵衛殿ニ使遣申候へハ、利兵衛殿より持せ被成候間、請取申候、其後利兵衛殿ハ伊作ニ御狩ニ付、御越被成候間、拙者馬借用被成候間、借申候、左京殿ハ五奴ノいかた歸し被成候、『〇』同拾七日ニ上様伊作ニ御越被成候、岡村治右衛門殿ニ御番渡申候而歸宅申候、左京亮殿咄ニ御座候、九衛門尉竹子ヲ歸宅申候、竹子百姓も參申候、敷根より五郎四郎參申候、『〇』同拾八日ニあねしやう御出被成候間、振舞申候、瀧より俵はこび申候、但竹子より參申候俵にて候、敷根百姓歸宅申候ニ、少左衛門殿ニ具足ノ筥持せ申候、七嶋衆ニ遣被成候、五明入申こはこも持せ申、あねしやうの夫駄借用申候而俵はこび申候、九右衛門・五郎四郎・新三郎・竹子百姓此人衆にて、新藤向之嶋より歸宅申候、源右衛門

殿船ニ薪漂申候而參候ニ乗候て、それより源右衛門殿船借用申候而、新藤・九右衛門兩人乗候て向之嶋ニ罷申候、其後道ノ山より濱ノ市迄米參申候、三兵衛船ニ乗せ候て參申候間、酒振舞申候、あねしやうハ助右衛門殿之様ニ歸宅被成候、御祈人ハとまり被成候間、賴申候而御月待申候、兒も同前ニ、但三郎のりうくわんニ而候、『○』同拾九日ニ竹子之様ニ百姓歸宅申ニ、にわ鳥遣申候、但一ツ、向之嶋より薪乗せ候て參申候、新藤・軍助・九右衛門・助左衛門此人衆乗申候而參申候、夜入候て左京殿ニ咄に罷申候、向井勘解左衛門殿も咄ニ御座候、それより歸宅申候、城之鹿にけ申候間、それニ付御ふれ御座候、『○』同廿日ニ御狩ニ罷登申候、おちもちノ知行処にて大鹿ハとらゑ申候、それより武殿うしろも狩申、南林寺松原も狩申候、但めかハ武殿濱にて犬くい申候、罷歸申ニ、諏訪神七殿宿にて振舞被成候、伊集院小右衛門殿・町田源六殿・野村織部殿・平田二兵衛殿・右松慶之丞殿〔真〕・笠井茂右衛門殿〔真〕・木嶋仲兵衛殿・大藏殿・十左衛門殿・左京殿此人衆ニ而候、助右衛門伊集院より歸宅申候、上様伊作より御歸宅被成候、利兵衛殿より拙者馬歸し被成候、鹿ノみのてうつ持せ被成候、『○』同廿一日ニ阿神

左殿・大藏殿同心申候而、みう國寺ニ參申候、ひら弥平次殿も同心申候、歸宅申候而大藏殿同心申候而、木原七郎左衛門殿ニ罷申水鳥振舞被成候、平狩野介殿も御座候、みう國寺より歸宅ニ、山土佐守殿も爰元ニ寄被成候、『○』同廿二日ニ祇候申候へとも、もり殿ニ御茶湯ニ御出被成候間、不懸御目ニ候、左京殿ニみのてうつ振舞申候、其後大藏殿御出被成候間、談合申候而平田吉左衛門殿〔真〕のてうつ遣申候、使軍助・宗兵衛ニ拙者内々、歌ノ返歌申候、それより利兵衛殿・与五郎殿たんしやう日〔真〕ノ祝ニ罷申、浦川木左衛門殿・安右衛門殿・慶之丞殿・七左衛門殿御出被成候、拙者鈴巻對持せ申候、『○』同廿三日ニ國分ニ助右衛門遣申候、銀子之儀ニ付拙者祇候〔真〕申候、前ノ柿仕申候、出銀之儀ニ付御ふれうけ給候、竹子ハ百姓參申候、『○』同廿四日ニ敷根より神吉參申候、道ノ山より源右衛門尉罷越申、米打申候、左京殿より大左衛門參申候而米打申候、あねしやうの宿ニ兒兄弟參申、さよこ召つれ申候、加治木より維新様御越之由うけ給候ニ付、与九郎殿より注進被成候へとも、がいけ悪候て祇候不申候、民部殿同衆久右衛門參申候、仲右衛門より肩衣・袴出来申候而參申候、大左衛門持來候、民部殿内衆三兵より茶釜一ツくれ申候、『○』同廿五日ニ氣相悪候

て不罷出候、新藤・新三郎・九右衛門・神吉ハ柿【垣】させ申候、竹子百姓・道ノ山源右衛門・軍助・助左衛門四人ハ柿柴切ニ遣申候、國分より助右衛門歸宅申候、銀子百四拾四匁五分、かす六夕、板四枚、新藤・軍助兩人ニ扶持方之事九右衛門方以申きかせ申候、夜入候て左京亮殿御座候、『〇』同廿六日ニ御藏ニ罷申候而七分出銀納申候、但皆濟仕申候、すぐニ石見守殿ニ參申候而、出銀之様子申、御指出被成候て酒被下候、敷根之様ニ神吉歸宅申候、殿中も新三郎ニ銀子指せ申候而、中村吉兵衛殿へ見せ申候而、それより納申候、土佐守殿より參申候猿弥市殿ニ振舞申候、はんニ左京亮より米打ニたのミ被成候間、新藤・助右衛門・新三郎遣申候、餅調申候而方々ニ持せ申候、『〇』同廿七日ニ氣相悪候間祇候不申、焙煤取申候、はんニ左京殿兩人御座候、鈴耆對持せ被成候、氣相悪御座候間、御番成間敷候由伊集院助右衛門殿ニ申候、使助右衛門、刑部殿ニ兒帶とき之儀ニ付、助右衛門使ニまいらせ候、『〇』同廿八日ニ祇候不申、道ノ山百姓源右衛門歸宅申候而、國分ニ書狀遣申、七分ノ請取ハ持せ申候、竹子・榎木その百姓も歸宅申候、刑部殿より餅給候、使新吉、其後刑部殿兩人御座候而、兒ニ帶とかせ被成候、

三郎ニかミたて申候、但刑部殿より帶ニ筋兒ニ給候、酒・鈴ニ對拙者前より刑部殿ニ紙一束、内々ニ紙一束まいらせ候、其後大藏殿御座候、但刑部殿鉄炮之儀ニ付、ばんニ兒とはしらニあけ申候、但せつがわりニ付、兄弟年祢の鈔もあけ申候、殿中御番にて候へとも、氣相悪御座候間、助右衛門殿ニ申分候、民部殿内衆乗介ニ魚之事申候へハ、魚ニツ見次申候、客人ニ付、『〇』同廿九日ニ氣相付祇候不申候、刑部殿ニ礼ニ新藤遣申候、母上ニ祝ノ酒・鈴耆對持せ申候、傳兵衛殿より指笠出來申候而參申、使新藤、刑部殿より兒ニ筆被下候、福屋内衆仲左衛門（其カ）たみノ浦（其カ）こも借用申候而罷申候、但二重敷いまこニ鳥目五百文借用申、但此外鳥目百文、右古日記者、舊冬誰欵童子衆於造士館習書之反古ニ被取散居候を、友野氏被氣寄此紙教則貰受、悉及錯乱候を、段々心配之上大躰被致撰冊、惟新様御代、誰欵之日記ニ者無疑候得共、何年間何某日記と難被考付、山田十介殿より承趣有之、致借覽候処、當越右衛門殿先祖伊地知周坊守重康（天正八辰年生ニ而、初名治十郎、采女正共爲申人）、三拾四歳ニ而書留置、慶長十八年癸丑六月四日頃より十二月廿九日迄連續、前尾殘欵之古日記ニ別条無之、其證據ハ、此冊中ニ九月十

八日午刻 家久公當御城地大奥江御移徙爲被遊事見得居
此一件周坊守曾孫越右衛門重供代被書^(抜カ)候文、先年寫置
候趣ニ引合せ候処、混与符合、又其頃周坊守父少左衛門
尉重房ハ國分 御上様^{特明様}御附ニ而、彼地ニ居住、領地
茂三百石と有之、周坊守ハ鹿兒嶋ニ被召仕、其比國分よ
り被召移候衆、高帳ニ高百八拾老石伊地知治左衛門尉殿
と相見得、當分平ノ馬場矢野清右衛門殿居宅ニ居住候人
と欽承及、日記中ニ上之城山ニ登り見物なと云事も見得
候へ者、治左衛門と申頃、右宅地ニ而爲記日帳ニ候半、
又山田民部少輔有榮^{入道}松岩 并其弟土佐守有貞、又ハ大泉房
・大鏡坊なと山田一家之衆陸敷出入相見得候ハ、周坊守内
室者山田理安之女ニ而、民部少爲ニ者妹智ニ候故、可爲
其通候、又伊地知神左衛門尉重辰・四郎兵衛尉重賢・平
三郎重昌・利兵衛尉重光・民部少輔重政なとニ者同名と
書候ハ、皆伊地知一家ニ候故也、殊ニ利兵衛尉ハ周坊守
家之近列ニ而、國分^方被召移、高四百石餘と高帳ニ茂相
見得、分而親敷有之躰被考知候、又 兵後守様と有之候
ハ、鎌田播磨守政重之娘腹ニ、慶長十七年子十二月九日、
家久公初而被爲持候 御長男兵庫頭様御事ニ被爲當、此
拾八年ハ御二歳ニ而、翌十九年寅正月廿八日ニ者御年三

ツニ而御夭亡被遊候間、此 御子様七月踊御覽、又ハ霜
月稻荷^江御社參等被遊候事、此十八年計ニ爲差限確證^茂
有之、又六月廿一日ニ加治木之御妹様御上洛ニ付、出錢
三百四拾文出申候、老石ニ付二文ツ、と見得候ハ、御下
様^{伊集院源次郎忠眞室、後ハ嶋津下野守久元室} 江戸ニ爲御質此年六月廿四日御癸
足、十一月十六日江戸桜田御屋鋪ニ被爲着候時之御登ニ
相當り、又霜月十三日之場ニ 御姉様御繁昌被成候間、
御祝ニ祇候、御帳ニ付候趣有之者、無註ニハ難解、是ハ
豊州朝久奥方 家久公御姉様ニ候へ共、此年者六拾歳被
爲成、且朝久^茂歿後程久候間、其御子藤次郎久賀^{後ハ豊}
方川上左近將監久辰女ニ而、此慶長十八年ニ御女子被爲
産候事有之、則 御姉様御孫女ニ候間、其御祝儀彼方ニ
爲申上共申ニ^意意欵、此外伊勢貞昌なと上洛^茂此年ニ有
之、且我等先祖民部少輔重政、其比者大口より云々有之
事共、重政父伊地知民部少輔重堅之山野ニ地頭代官兼務
ニ而被差置候得共、此年^方拾六年以前慶長三年霜月十八
日於朝鮮番船之軍ニ戦死、其時重政ハいまた拾三歳^少ゆへ、
一往地頭所引取大口ニ移居、同十九年寅七月廿九日式拾
九歳ニ而山野地頭被仰付、如山野爲移と書留有之、實ニ
大口住居之時分ニ相當、彼是慶長十八年之日記ニ者弥無

疑證據段々有之、旁以後年何欵引證ニ茂可相成物ニ而、此度友野氏杯不被心付候ハ、今年よりハ式百弍拾三年以前之珍敷事、証忽鳥羽之反故とも可成捨筈之處、幸被取留置、我等式迄得借覽、猶亦錯乱等考綴文言古体ニシテ、難讀付字共免哉角讀付、右通寫取置儀、寔ニ何之賜ニ茂難相易、來世無窮之考證ニ茂可相成、但本書ハ山田氏方承旨も候ま、此成行加愚跋差返畢、此冊者我家に珍藏して可永傳もの也、穴賢、

天保七年甲

正月廿三日

伊地知小十郎

季安(花押)

(表紙)
慶長拾五六年之高帳ニ而候由、米良隼人殿所持之高帳ニ書付有之候故、此段書留置也、

古 高 牒(帳) 寫

『或本ニ慶長十八年高牒与有之』

『イ』高弍千六百八拾六石弍斗八舛 椀山權左衛門殿

内三拾弍石殿役分

『イ』高三千四百九拾六石弍斗四舛 比志島紀伊守殿

『イ』高二千六百九十四石三舛 町田勝兵衛殿

『イ』高弍千五百三拾壹石 伊勢兵部殿

『イ』高二千七石壹斗六升五合 三原諸右衛門殿

内四拾七石殿役分

『イ』高三千百廿壹石三舛二合 鎌田又七郎殿

内五十四石殿役分

『イ』高千四百拾石 川上上野殿

内六石右同

『イ』高千四百壹石壹斗 村田刑部少輔殿

内二十一石殿役分

『イ』高千三百石九斗二舛七合 川上式部太輔殿

内弍十五石右同

『イ』高千三百二石壹斗七舛 渋谷周防助殿

内三十七石右同

『イ』高千三百石 諏訪治部右衛門殿

内弍十石右同

『イ』高五百石 桂民部少輔殿

内十三石右同

『イ』高千三百七石七斗壹舛 本田弥六殿

内廿八石右同

『イ』高千六百石四拾二石五斗五舛五合三才 川上左京殿

内廿五石右同

『イ』高千石貳舛

内拾七石右同

『イ』高千百五拾壹石四升

内廿四石右同

『イ』高千石九斗

内拾八石右同

『イ』高貳千五百石

内五十二石右同

『イ』高千五百石

内廿六石右同

『ロ』高九百五石五斗九舛『九百石ヨリ三百石迄六十五人』

内十六石殿役分

『ト』高四百卅石六斗八舛二合

内十石右同

『ホ』高六百石貳斗五舛

内十三石右同

『ニ』高七百廿四石壹斗

内十八石右同

『ハ』高五百二石四斗九舛

平田安房介殿

相良日向守殿

毛利内膳正殿

敷根中務少輔殿

新納五郎右衛門殿

千石以上八十九人

野村市右衛門殿

川上十郎左衛門殿

伊地知午三郎殿

鎌田加賀守殿

伊勢大内記殿

内十六石右同

『ハ』高五百五石六斗五舛

内十六石右同

『ニ』高七百十二石九斗九舛

内十四石右同

『ハ』高五百五拾石

内十壹石右同

『イ』高千三百九十石

内廿四石右同

『ロ』高九百卅石七斗五舛

内二拾石右同

『ハ』高八百石

内十二石右同

『ニ』高七百卅六石二斗

内十二石右同

『ホ』高六百石貳舛

内十一石右同

『ホ』高六百五拾四石四斗五舛

内十五石右同

『ホ』高六百十七石七舛

弟子丸越後守殿

市來八左衛門殿

平田民部左衛門殿

吉利左右衛門殿

市來備後殿跡

別府舍人殿

野村弥平殿

川上土佐守殿

菱刈大膳殿

鹿島駿河守殿

内十五石右同

『一』高五百十二石式斗九舛

土持豊前守殿

内十四石殿役分

『二』高七百九拾六石卷斗四舛

額娃長左衛門殿

内十四石右同

『三』高五百石

奈須主膳殿

内十三石右同

『四』高五百石

米良縫殿助殿

内十石右同

『五』高五百九拾五石一斗三舛六合 『二』本田甚兵衛殿

内十五石右同

『六』高五百石四斗卷舛

比志島彦太郎殿

内十一石右同

『七』高五百四石八斗二舛

伊東三左衛門殿

内十石右同

『八』高六百四拾四石四斗五舛

本田伊賀守殿

内十四石右同

『九』高五百五拾六石三斗九舛

本田新助殿

内十五石右同

『十』高五百五十三石八斗九舛

岩切与次郎殿

内十八石右同

『一』高五百四石七斗七舛

高崎弥六殿

内八石右同

『二』高六百三十石

鎌田左京殿

内十一石右同

『三』高六百卅六石八斗

蒲地備中守殿

内十六石右同

『四』高四百六拾四石卷斗九舛

有馬治右衛門殿

内十一石右同

『五』高四百三石四斗九舛八才三夕 『二』二階堂城之助殿

内九石殿役分

『六』高四百八十七石九斗七合

伊地知甚左衛門殿

内 右同

『七』高三百九十三石七斗八舛_{二才}_{四合}

伊集院孫七殿

内 右同

『八』高四百四石六舛三合

高城主馬首殿

内九石右同

『九』高三百六拾五石六斗九舛

鬼塚傳藏殿

内九石右同

『十』高四百十石五斗九舛

許三官跡

内七石右同

『ト』高四百卷石八斗

内八石右同

理心

『チ』高三百石六斗一舛七合三夕

新納四郎左衛門殿

内十二石右同

『ト』高四百二石五斗六舛

鮫島筑右衛門殿

内九石右同

『ト』高四百六拾八石卷斗

伊集院助右衛門殿

内十石右同

『ト』高四百石卷斗

『四』平田大炊助殿

内十三石右同

『チ』高三百六拾五石二斗五舛

山鹿越右衛門殿

内八石右同

『チ』高三百四十六石八斗

伊東源四郎殿

内十三石右同

『チ』高三百十四石三斗

野添弥吉殿跡

内八石右同

『チ』高三百石四斗九舛

寶泉坊

内十一石殿役分

『チ』高三百石卷斗九舛四合

三原七左衛門殿

内八石右同

『チ』高三百廿三石二斗九舛

蓮長坊

内十石右同

『チ』高三百七石四舛三合七才

市成藏人殿

内五石右同

『チ』高三百十七石七斗六舛

森喜右衛門殿

内八石右同

『チ』高三百十四石五斗三舛

大島孫次郎殿

内八石右同

『リ』高貳百九拾六石三斗貳舛 『五』白坂式部少輔殿

内六石右同

『ト』高四百石廿三石四斗

有河大炊左衛門殿

内十三石殿役分

『チ』高三百石卷舛

大田筑前守殿

内六石右同

『チ』高三百十三石六斗卷舛

伊地知勝八郎殿

内九石右同

『チ』高三百十石五斗九舛

相良五左衛門殿

内七石右同

『チ』高三百石二斗三舛

一和

内八石右同

『下』高四百卷石四斗六舛

瀧聞卷岐守殿

内十卷石右同

『チ』高三百二石

國分左京亮殿

内八石右同

『チ』高三百二石卷斗壹舛

肝付伴十郎殿

内八石殿役分

『チ』高三百六拾六斗七舛六合

甌三五郎殿

内十石右同

『チ』高三百石六斗壹舛 『六十八人』堀弥右衛門殿

内八石右同

『チ』高三百五石

岩本源六殿

内六石右同

『下』高四百石卷斗五舛

諏訪神七殿

内

『ホ』高六百貳石

山口與兵衛殿

内九石右同

『リ』高二百石

否笠信次郎殿

内六石右同

『リ』高貳百四拾二石二斗九舛

園田筑後守殿

内七石右同

『リ』高二百九拾五石二斗九舛

長谷場十郎兵衛殿

内九石右同

『リ』高二百廿三石五斗

伊地知平右衛門殿

内五石右同

『リ』高二百廿七石一斗一舛七合

本田隼人殿

内八石右同

『リ』高二百卅二石九舛

伊地知猷右衛門殿

内七石右同

『リ』高二百五十二石六斗八舛

市來清十郎殿

内四石右同

『リ』高二百廿石三斗

川上日向入道殿

内六石右同

『リ』高二百石四升

四元越中入道殿

内六石殿役分

『リ』高貳百五十卷石三斗四升

八木民部左衛門殿

内六石右同

『チ』高三百卷石三斗五舛

卷岐勝左衛門殿

内十石右同

『リ』高貳百十三石二斗九舛

有川仲右衛門殿

内七石右同

『リ』高二百五十三石三斗九舛

川上与三郎殿

内五石右同

『リ』高式百五十石

國分但馬殿

内五石右同

『リ』高二百七十石六斗九舛

相良仙吉殿

内七石右同

『リ』高二百七十石五斗四舛

肥後内膳正殿

内六石右同

『リ』高二百石七舛

有馬弥市兵衛殿

内五石右同

『リ』高式百廿壹石二斗三合

熊岡惠兵衛殿

内六石右同

『リ』高式百廿五石四斗弐舛

猿渡嘉左衛門殿

内八石右同

『リ』高式百壹石三斗七舛

小川中務殿跡

内三石右同

『リ』高式百四拾三石六斗八舛

勝部甚右衛門殿

内五石右同

『リ』高二百三十九石五舛

肥後吉兵衛殿

内七石殿役分

『リ』高二百四拾石壹斗一舛

安意

内九石右同

『リ』高二百四拾石三斗六舛

肥後九郎左衛門殿

内七石右同

『リ』高二百廿五石七斗二合

別府主殿介殿

内七石右同

『チ』高三百二石六斗六舛

川上彦左衛門殿

内八石右同

『リ』高二百三石五舛

徳永助右衛門殿

内九石右同

『リ』高二百八十六石九斗八舛

黒田友右衛門殿

内十石右同

『チ』高三百廿八石四斗五舛

岩切彦兵衛殿

内九石右同

『リ』高二百廿九石二斗七升七合

上井五郎左衛門殿

内九石右同

『リ』高二百拾八石二斗九升七合

肥後助兵衛殿

内十石右同

『リ』高二百二石五斗三合

土持平右衛門殿

内六石右同

『リ』高二百一十石一斗三升

関主殿助殿

内五石右同

『リ』高二百四石卷舛

曾木甚右衛門殿

内五石右同

『リ』高二百四石卷舛

長井弥三郎殿

内六右殿役分

『リ』高式百五拾五石六斗九舛四合 黒葛原長次郎殿

内五石右同

『リ』高式百廿二石三斗七合

中野新吉殿

内五石右同

『リ』高式百廿七石式斗式升

有川源左衛門殿

内五石右同

『リ』高式百石八斗八升七合

妙俊『春トモ』

内五石右同

『リ』高式百廿九石五斗六合

亀山又兵衛殿

内八石右同

『チ』高三百石八斗式升五合

伊集院左近頭殿

内六石右同

『チ』高三百石式斗

後醍院李之允殿

内六石右同

『リ』高式百卅九石式斗七舛三合 肥後長次郎殿

内八石右同

『リ』高式百石 松本和泉守殿

『リ』高式百石 入佐郷左衛門殿

内五石右同

『リ』高式百七拾石 川崎主計助殿

内五石右同

『ヌ』高百九拾四石四斗四舛 市來小四郎殿

内三石殿役分

『ヌ』高百石八斗 高城太郎三郎殿

内三石右同

『ヌ』高百六拾五石二斗五升 神戸仁左衛門殿

内四石右同

『ヌ』高百卅六石六斗壹升 葛西茂右衛門殿

内五石右同

『ヌ』高百五拾式石六斗八升 弥阿弥

内五石右同

『ヌ』高百八拾式石五斗壹升 美代主殿允殿

内四石右同

『又』高百五石卷升 久保七兵衛殿

内四石右同

『又』高百九石八斗卷舛 法元仁右衛門殿

内四石右同

『リ』高貳百四石八斗二升五合 勝部嘉兵衛殿

内九石右同

『又』高百廿貳石五斗五舛 津留今兵衛殿

内四石右同

『又』高百五拾貳石三斗貳合 阿多藤十郎殿

内六石右同

『又』高百六石五斗五舛 平田與九郎殿

内四石右同

『又』高百拾三石六斗三舛 伊集院新五郎殿

内六石右同

『又』高百八拾壹石七斗六舛九合 有川七左衛門殿

内六石右同

『又』高百六拾石貳斗四升 川上雅楽之助殿

内四石右同

『又』高百九石五斗三舛 宮原仙太郎殿

内三石右同

『又』高百貳拾壹石貳斗八舛 美代七右衛門殿

内三石右同

『又』高百五拾石貳斗五舛 橋口勘左衛門殿

内四石右同

『又』高百四拾六石五斗九升 古後平七郎殿

内四石右同

『又』高百四石五斗卷舛 相良彦八郎殿

内四石右同

『又』高百石貳斗三舛 林藤七兵衛殿

内三石右同

『又』高百拾石九斗四舛 友野次郎右衛門殿

内三石右同

『又』高百四拾五石五斗三舛 奈良原狩之介殿

内五石殿役分

『又』高百卅石五舛 井尻孫左衛門殿

内三石右同

『又』高百九拾八石七斗九升 田中平次郎殿

内六石右同

『又』高百七拾貳石三斗七舛 河野石見入道殿

内三石右同

『又』高百八拾石卷斗八舛四合
内四石殿役分

大野清五郎殿

『リ』高式百七拾式石四斗卷舛
内九石右同

渡邊市左衛門殿

『又』高百四拾卷石六斗式舛
内五石右同

渋谷八郎左衛門殿

『又』高百八拾石四斗一舛
内三石右同

肥後宮内少輔殿

『又』高百四拾卷石
内三石右同

貴嶋采女佐殿

『又』高百廿四石五合
内四石右同

福崎新兵衛殿

『又』高百四拾石卷斗八舛
内四石右同

町田弥兵衛殿

『又』高百五拾九石五斗九舛
内四石殿役分

伊集院藏人殿

『又』高百四拾九石五斗
内四石右同

久富伴五左衛門殿

『又』高百石式舛
内二石右同

河上治兵衛殿

『又』高百三拾石
内五石右同

伊集院宮内左衛門殿

『又』高百六拾五石六斗
内七石右同

鎌田弥左衛門殿

『又』高百五拾石
内六石右同

鈴木宇左衛門殿

『又』高百十八石八舛八合
内四石右同

谷山助太郎殿

『リ』高式百拾式石六斗七舛^{三才}
内六石右同

上村弥左衛門殿

『又』高百卅二石九斗卷舛
内五石右同

祁答院与左衛門殿

『又』高百三石五斗
内三石右同

桑波田刑部少輔殿

『又』高百斛
内五石右同

城井三郎兵衛殿

『又』高百八拾石卷斗五舛
内四石右同

海江田拾兵衛殿

『又』高百廿石三斗五舛
内五石右同

津留九兵衛殿

『又』高百三石 大膳坊

内二石右同

『又』高百壹石一斗四升 市來半右衛門殿

内二石右同

『又』高百三斛三升

平田治左衛門殿

『又』高百三石五斗七合 西俣出羽介殿

内三石右同

内三石右同

『又』高百拾五石四斗七升

黒葛原吉左衛門殿

『又』高百廿五石五升貳合 荒武覺左衛門殿

内三石右同

内二石右同

『又』高百三石貳升七合

海老原銀兵衛殿

『又』高百石五斗六升四合 周防坊

内三石右同

内二石右同

『又』高百石

久永吉左衛門殿

高八拾三石六斗九升四合、『宮内源助殿

内二石右同

内三石右同

『又』高百十八石九斗三合三升

武與七兵衛殿

『又』高百六拾二石 西川貞左衛門殿

内五石右同

内二石右同

『又』高百五十五石

新納加賀守殿

『又』高百廿七石三斗九升七合 日高与一左衛門殿

内五石殿役分

内二石右同

『又』高百十八石三斗九升九合

野村安右衛門殿

『リ』高貳百廿五石 猪俣爲左衛門殿

内五石右同

内七石右同

『又』高百廿石九斗四升三合

吉田四右衛門殿

『又』高百三石壹斗五升 常圓坊

内四石右同

内三石右同

『又』高百十六石四斗八升

相良民部左衛門殿

『又』高百卅五石壹升二合 百梅

内六石右同

内三石右同

『又』高百八石二斗九舛八合

堅山安右衛門殿

『又』高百三石

重久佐左衛門殿

内二石右同

内三石右同

『又』高百石九舛九合

木上掃部助殿

『又』高百石六舛

伊地知平次郎殿

内二石右同

内二石右同

『又』高百廿四石六斗五舛五合

鳥丸六右衛門殿

『又』高百石

佐久間勘右衛門殿

内五石右同

内二石殿役分

『又』高百六拾七石五舛

祁答院与次郎殿

『又』高百七拾石二斗二舛八合

三原飛彈守殿

内三石右同

内六石右同

『又』高百卅八石九斗五舛六合

湯地藤兵衛殿

『又』高百斛

日高宗壽

内四石右同

内

『又』高百四拾石三斗四合

否筭吉次殿

『又』高百六拾八石三斗六升八合

築瀬兵右衛門殿

内

内

『又』高百石卷斗壹合

帖佐新七郎殿

『又』高百石

竹下大炊助殿

内三石右同

内二石右同

『又』高百五拾弍石六斗三升

鎌田宇兵衛殿

『又』高百六拾八石三斗六舛八合

町田源六殿

内三石右同

内

『又』高百斛

藤井宗右衛門殿

『又』高百石二斗八舛

賈阿弥

内

内二石右同

『又』高百七拾石

日高吉右衛門入道殿

『リ』高二百石

大久坊

内六石右同

内二石右同

高九十八石四斗八舛、、

向井弥右衛門殿

高九十石三斗、、

河野大炊助殿

内一石右同

内四石右同

高百石

越後坊

高百石四舛

萩原與右衛門殿

内二石右同

内三石右同

高九拾石、、

伊地知主計介殿

高百廿石

河野將監殿

内四石右同

内三石右同

高九拾七石五斗八舛、、

西之原孫右衛門殿

高七拾六石四斗一舛、、

築瀨仁左衛門殿

内三石右同

内四石右同

高八拾四石四斗八舛六合、、伊勢上総殿跡

高六十二石五斗、、

井尻荒允殿

内二石右同

内三石右同

高百四石二斗一舛八合

中村弥左衛門殿

高七十五石壹斗二舛、、

宮之原權兵衛殿

内四石殿役分

内三石右同

高八拾五石三斗四舛二合、、奈良原喜左衛門殿

高七拾石八斗四舛、、

日高主税助殿

内二石右同

内三石右同

高八十三石六斗二舛、、

新納吉次殿

高六拾二石二舛、、

木村玄蕃頭殿

内二石右同

内三石右同

高八十三石七斗九合、、

諸留仙兵衛殿

高七十二石六斗二舛、、

弁官助八郎殿

内三石右同

内二石殿役分

高八十七石三斗一舛、、

白濱分右衛門殿

高百石三斗四舛三合

山口主水左衛門殿

内二石右同

内三石右同

高七十石二合、
内二石右同
関伊豆守殿

高五十六石四斗四舛三合、
内一石右同
肝付金右衛門殿

高七拾三石八斗二舛、
内六石右同
本田治左衛門殿

高九十九石五斗、
内二石右同
宅間与八左衛門殿

高百石三斗九升五合
内四石右同
平田九郎左衛門殿

高六十八石二斗八舛、
内一石殿役分
黒田百左衛門殿

高六十九石六斗六舛、
内四石右同
竹迫吉兵衛殿

高六十三石八斗三舛、
内三石右同
丸田伊豆守殿

高九十三石九舛六合、
内三石右同
大山稻介殿

高四十卷石三斗三舛
内一石右同
森小左衛門殿

高六十石、
内一石右同
川上彦十郎殿

高六十石五斗、
内一石右同
谷山市助殿

高七拾九石七斗八舛七合、
内二石右同
重田備後入道殿

高八拾石五斗八舛九合、
内三石右同
有川助之允殿

高六十五石四斗一舛六合、
内三石右同
隈本善兵衛殿

高六十七石五斗二舛三合、
内二石右同
染郷勘左衛門殿

高七十九石五斗一舛、
内四石右同
上別府甚六殿

高六十一石七斗、
内二石右同
松田立右衛門殿

高七十二石二斗四升九合、
内二石右同
相良新吉殿

高六十石一斗七舛、
内二石右同
梶原七左衛門殿

高八十六石三舛、

種子田掃部介殿

内二石右同

高五十六石三斗四合、

平田仁兵衛殿

内二石右同

高五石貳斗六舛

吉原五郎左衛門殿

高六十卷石七斗五合、

田尻仲左衛門殿

高六十五石二舛七合、

大内田内匠允殿

内三石右同

高五十三石九斗六舛四夕、
藪田源太左衛門殿

内二石右同

高七十石五舛七合、

神宮司銀右衛門殿

内二石右同

高四十七舛二斗六舛八合
瀬戸口覚左衛門殿

内一石右同

高七十四石四斗、

石神源兵衛殿

内二石右同

高四十八石一斗七舛七合
木藤伊嘉守殿

内三石右同

高八十石、

職分 主取
紹意

内二石右同

高七十石、
甲斐掃部介殿

内一石殿役分

又、高百斛

郷田金太郎殿

内二石右同

高五十二石二斗、
江月跡

内三石右同

高六十石、

宮田彦右衛門殿

内二石右同

高二十石
氏房

内一石右同

高六十石、

日高彦右衛門殿

内一石殿役分

高五拾石四斗四升、
伊地知吉右衛門殿

内二石右同

高
内二石右同
泷村甚兵衛殿

高五拾石一斗五舛、
本田右京亮殿

高五十石六斗二升、
竹崎播磨守殿

内二石右同

高五十二石『、』

木村平太夫殿

内一石右同

高五十一石五斗六舛『、』

岩本新左衛門殿

内二石右同

高五十一石五斗四舛『、』

武石見守殿

内三石右同

高五十六石八斗五舛『、』

木藤勘兵衛殿

内一石右同

高卅九石三斗六舛六合

武松勘右衛門殿

内二石右同

高五十七石五斗八舛『、』

薬丸大炊兵衛殿

内一石右同

高六十五石六斗七升三合『、』初山早兵衛殿

内四石右同

高五十三石四斗五升『、』

池上平右衛門殿

内三石右同

高四十石七斗二升三合

益満大藏之允殿

内一石右同

高五十七石六斗八舛『、』

末廣甚兵衛殿

内二石右同

高七十石六合『、』

野村内藏之助殿

内一石右同

高五十一石五斗三舛『、』

新納市右衛門殿

内二石殿役分

高五十二石四斗二合『、』

鎌田弥右衛門殿

内二石右同

高五十八石八斗八舛八合『、』坂元孫左衛門殿

内二石右同

高五十石六斗二升『、』

職分
敷根源五郎殿

内二石右同

高五十石九舛三合『、』

宇多小左衛門殿

内一石右同

高五十石四斗八舛『、』

職分
藤山藤右衛門殿

内二石右同

高八十九石三斗一舛『、』

木佐木四郎右衛門殿

内四石右同

高五十石一斗七舛六合『、』

伊地知清右衛門殿

内二石右同

高五十七石三斗一舛『、』

池上右近將監殿

内一石右同

高五十七石七升、

内二石右同

高五十石、

内一石右同

高五十石、

内一石右同

高五十卷石、

内一石右同

高五十石五升、

内二石右同

高四十七石七斗四升

内卷石殿役分

高四十四石九斗三升

内卷石右同

高四十四石九斗三升

内式石右同

高五十石三斗、

内卷石右同

高四十五石四斗一升

染郷眞兵衛殿

山下兵左衛門

卷岐千代殿

有馬鶴千代殿

松田左太右衛門殿

奈良原源十郎殿

和田與助殿

染川帶刀左衛門殿

園田与七左衛門殿

赤松彦市殿

内卷石右同

高四十石

内卷石右同

高四十七石七斗五升

内卷石右同

高四十七石三斗

内卷石右同

高八拾石八升八合、

内三石右同

高四十七石六斗卷石八合

内二石右同

高二十石

内卷石右同

高卅石六斗九升

内三石右同

高四十卷石三斗六合

内卷石殿役分

高四十二石

内卷石右同

高四十七石九斗九升四合

案原善助殿

染川彦兵衛殿

岩本弥右衛門殿

本田彦右衛門殿

御乳持

松方伊嘉之允

相良彈兵衛殿

塚田表右衛門殿

宮之原十郎左衛門殿

森乘助殿

内二石右同

高卅六石一升三合

小田十右衛門殿

内一石右同

高四十三石七斗六升四合

益山八右衛門殿

内二石右同

高四十二石二斗四升四合

前田四郎兵衛殿

内壹石右同

高卅石五斗三升五合

職分

川田織部佐殿

内二石右同

高四拾石八舛壹合三夕四才

尾上弥右衛門殿

内

高四十八石五斗四升九合

三嶋林右衛門殿

内三石右同

高四十二石三斗八升八合

横山長右衛門殿

内三石右同

高八十壹石八斗三升〃、〃

別府金右衛門殿

内三石右同

高四十六石六斗貳合

職分

愛甲次兵衛殿

内三石右同

高九十九石貳斗貳升〃、〃

職分

蜜乗坊

内式石右同

高四十三石五斗

園田喜右衛門殿

内壹石右同

高卅六石七斗四舛

四元主税助殿

内式石殿役分

高卅壹石九斗八升

有川藤七郎殿

内壹石右同

高拾九石五斗

尾上主馬首殿

内

高六十石六斗七升七合〃、〃

谷山孫右衛門殿

内三石右同

高卅六石壹斗五升

竹内三右衛門殿

内壹石右同

高卅石四斗四升五合

職分

田畑李兵衛殿

内壹石右同

高卅八石三斗七升

藤崎喜右衛門殿

内壹石右同

高廿五石八舛四合

職分

永山弥右衛門殿

内二石右同

高卅二石二升五合

枝次九郎左衛門殿

内

高卅石式斗七升

宫里勝兵衛殿

高三十四石五斗四升

村田吉右衛門殿

内二石右同

内十石

御鷹衆分

石原嘉右衛門殿

高五石

職分

坂元次郎兵衛殿

内一石右同

山内利右衛門殿

内

高卅五石九斗式升

竹之下彦右衛門殿

高五十石六斗五升四合、

大山五兵衛殿

内一石右同

内一石右同

木藤平右衛門殿

高卅石三斗五升

木場吉兵衛殿

高卅四石九斗九升

宇都掃部左衛門殿

内一石右同

職分

田中對馬掾殿

高卅六石五斗一升四合

根占喜兵衛殿

高卅六石壹斗七升

本田出雲殿跡

内一石右同

岩本彦右衛門殿

内二石右同

職分

肥後榮右衛門殿

高卅三石五斗三合

有田清之丞殿

高卅五石

相良弥太郎殿

内一石右同

有馬半右衛門殿

内一石右同

職分

梶原善左衛門殿

高卅三石三斗壹升

野本源左衛門殿

高卅三石五升

内一石右同

高三十石八斗

内一石右同

内十石右同

職分

相良弥太郎殿

内一石右同

有田清之丞殿

高六石壹斗壹升

梶原善左衛門殿

高卅三石三斗壹升

内一石右同

高卅二石五斗五升

有馬半右衛門殿

高三十石五斗壹升八合

内一石右同

内一石右同

職分

有馬半右衛門殿

内一石右同

内一石右同

高六十石五斗五升七合、

職分

有馬半右衛門殿

内一石右同

内一石右同

内三石右同

内一石右同

内一石右同

十石

高三十石三斗四升

職分

加藤源兵衛殿

内十石右同

高卅九石五斗五升

否笠彦右衛門殿

内

高三拾壹石五斗四升四合

川野利兵衛殿

高三十石四斗

本田宮内少輔殿

内壹石右同

高卅貳石九斗六升五合

河口弥八左衛門殿

内壹石右同

高卅貳石六升五合

土持若狹守殿

内二石右同

高卅石七斗九升

郡山七郎殿

内五石殿役分

高卅八石四斗

川上泰助殿

内壹石右同

高三十石五升

萩原民部左衛門殿

内壹石右同

高卅石貳斗

野村源右衛門殿

内壹石右同

高三十石

職分

桐壺

内

高卅七石

梶原孫次郎殿

内壹石右同

高卅三石三斗五升貳合

高洲七郎次郎殿

内貳石右同

高三十石

上野清左衛門殿

内二石右同

高卅石貳升五合

御臺屋

内十石右同

高四十四石貳斗

長崎休右衛門殿

内壹石右同

高卅五石八升四合三夕

長瀬助太夫殿

内壹石右同

高三十石

種子田傳兵衛殿

内十石

高卅貳石八升九合六夕

御鷹衆分

寺尾市郎三郎殿

内十石

高七十壹石五斗七升貳合

職分

寺田利右衛門殿

内

高廿五石壹斗五升

有川仲次郎殿

高廿三石四斗三升

竹下弥六殿

内壹石右同

高廿三石壹升

御鷹衆分
大迫清太左衛門殿

高廿七石五斗三升七合

木藤次郎助殿

高廿三石三斗八合

御鷹衆分
大迫清三郎殿

内壹石右同

内壹石右同

御鷹衆分
和田才兵衛殿

十石

高二十五石

萩野千代殿

高廿六石五斗八升

御鷹衆分
和田才兵衛殿

内壹石

高廿八石四斗

御鷹衆分
河崎勝兵衛殿

高四石七斗式升

末田與三殿跡

内十石

高廿壹石八斗

大山甚右衛門殿

高五拾八石壹斗八升七合『』大場市兵衛殿

内壹石右同

十石

高廿三石六斗四升

職分
門松与市兵衛殿

高廿三石式斗八升

色紙九兵衛殿

内壹石右同

高十八石五斗六升

職分
前田甚六左衛門殿

高二十六石四升

竹内主殿助殿

高二十石

大乘坊

高廿六石壹升

村岡嘉右衛門殿

内十石

高四十六石三升六合

大山新助殿

高三石

長田内藏殿跡

内壹石殿役分

高廿石四斗七升

中俣四郎左衛門殿

内卷石右同

十石

高廿石七斗卷合

内卷石殿役分

高廿卷石七斗卷升

内卷石右同

高廿式石八斗七升三合

内卷石右同

十石

高十二石卷斗

内十石右同

高四十石五升

内卷石右同

高廿石五斗九升七合

内卷石右同

高二十石

内卷石

高廿六石七斗六升

内卷石右同

高廿五石八升九合

職分

田代作右衛門殿

上山八郎兵衛殿

長田志厂丞殿

職分

木原勘左衛門殿

丸田新作殿

御鷹衆分

かおる

市成七右衛門殿跡

美代五兵衛殿

重久弥次右衛門殿

内卷石右同

高二十五石

内卷石

高廿三石四斗五升

内

高五十三石

内

高三十五石

高廿式石七斗五升

内卷石右同

高二十五石

内卷石殿役分

高廿八石三斗四升

内卷石右同

十石

高廿石八升

内

高廿石卷升

高廿式石卷斗三合

高廿石六升

御鷹衆分

桐野紫右衛門殿

築瀬藏助殿跡

押川權兵衛殿

坂本老岐守殿

別府清右衛門殿

黒葛原大学左衛門殿

鶴丸七左衛門殿

伊地知(為九)及右衛門殿

橋口彦右衛門殿

新原藤左衛門殿

上原鞆介殿

高二十石二升

日高九郎左衛門殿

高十八石五斗七升

明覺坊

高三十石

丸尾善兵衛殿

内石石殿役分

宇田弁七殿

高廿石三升

折田利兵衛殿

高十石五斗六升

宇田弁七殿

内

高二十石四升

穎娃早左衛門殿

高二十石一升五合

長野甚右衛門殿

高二十石七升

野本助右衛門殿

内

色紙彦七殿

高四拾三石五斗九升

河野堅右衛門殿

高十六石四斗三升

色紙彦七殿

高廿八石七斗八夕

山崎休左衛門殿

内 内石石右同

橋口肥後掾殿

高廿五石七斗五升

二階堂利右衛門殿

十石

橋口肥後掾殿

内十石

高二拾五石壹斗壹升

森弥吉殿

高十石職分

山本舍人掾殿

内十石

高二十石

四元金右衛門殿

高十五石

藤井助七殿

高廿石七升九合五夕三才

廻玄蕃之丞殿

内十石

山路助九郎殿

高廿石壹升五合

別府内藏介殿

高十八石四斗五升

山路助九郎殿

高廿壹石六升九合

柳三左衛門殿

内十石

山路助九郎殿

高十石四斗三升

長田千代殿

高十一石

長田七助殿

高十石四斗四升三合

照存跡

高卅石三升

山本六左衛門殿

高九石六斗四升四合

〔本ノマ、〕
並口外記允殿

高四十石六斗九升

寺師傳右衛門殿

高十三石六斗五升

益滿少外記殿

高十四石二升四合

宅間次郎兵衛殿

内

高十石五斗五舛

御鷹衆分

萩原助四郎殿

高十六石二斗五舛

觸衆分

長田平五郎殿

内十石

高十二石二斗三舛七合

富田孫四郎殿

内耆石殿役分

高十八石二斗七舛五合

宮之原五右衛門殿

内耆石右同

高十九石二斗九升

小倉九左衛門殿

内十石

高五十二石三斗七舛九合

職分

平田盛右衛門殿

内四石殿役分

高十四石六斗貳舛

精松千代太郎殿

内

高十七石三斗七舛貳合

始良新次郎殿

内耆石右同

高十六石五斗五舛二夕

池田勘兵衛殿

内耆石右同

高十五石耆斗壹舛

松下小六殿

内十石職分

高十三石五斗四升

山本勝左衛門殿

高卅六石五斗貳舛五夕

白濱万右衛門殿

高十一石四斗九升

永吉七郎殿

高十耆石貳斗

長井兵部左衛門殿

内耆石殿役分

高十石五斗壹舛五合

山本新次郎殿

内

高十八石四斗三舛

折田主計助殿

内耆石殿役分

高十五石五舛

藤崎伊豆丞殿

高十五石一斗二舛

井尻孫七殿

高拾石

川野源十郎殿

高拾八石一斗三舛七合

児玉少監物殿

高十石

舟頭

木屋彦右衛門殿

高十五石貳舛

西牟田勝兵衛殿

高十石四舛

鬼塚市之允殿

高十石一斗三合

木佐木半九郎殿

高廿三石五斗貳升貳合

竹下主膳正殿

高十八石三升三合

御道具衆

四元寛左衛門殿

高十石一升二合

西之原与吉殿

蛟島筑右殿

高五石三斗三舛四合 高城右京亮殿

高三石 順慶

高五石 山本孫三殿

高七石八斗 宇宿段次郎殿

高拾五石 小田源之丞殿

内十石 職分

高八石 高城主馬殿跡

高三石八斗式舛 宮原治部左衛門殿

高式石壹斗 竹下千代殿

高六石二斗五舛 肝付九兵衛殿

高五石六舛五合 橋口七郎左衛門殿

高式石二斗七升五合 日高奎之允殿

高壹石壹斗五舛 美代宗右衛門殿

高三石 案原甚助殿

高七石二舛四合 水間次郎三郎殿

高四石三斗六舛三合 自圓

高卅五石七舛八夕 木佐助右衛門殿

高廿石四斗式升四合 森源内殿

高三石壹升 袖山勘右衛門殿

高二十石 伊地知次郎右衛門殿

内一石殿役分

高卅石三斗九升 大内田休右衛門殿

高四拾石一斗四舛五合 岸良清右衛門殿

内一石殿役分

高壹石 別府市左衛門殿

内

高十三石九斗三合四夕 山本奎左衛門殿

高卅五石式斗 上原松千代殿

内壹石殿役分

高六十六石五斗、〃、〃 河上九郎右衛門殿

内壹石右同

高九十九石七斗四合、〃、〃 岩永殿跡

内三石右同

高十五石 御鷹衆分 瀬戸口新三郎殿

内十石

高廿石八斗三合 長藏藤五兵衛殿

内壹石右同

高六石式斗 岩本才藏殿

高四拾式石一合 渡邊扇右衛門殿

内二石右同

『又』高百八十五石

鳥原喜右衛門殿

内十二石右同

内四石右同

高八石三舛五合三夕

八木嘉兵衛殿

『』高貳百廿六石二斗七舛七合

園田清左衛門殿

高四石三斗貳舛

面高主馬首殿

内七石右同

高六石壹斗七舛

安永次郎左衛門殿

高卅九石三斗九升六合

藺牟田利助殿

高三石

滿尾越中守殿

内壹石右同

内

高十七石四斗一舛七合

宮田喜左衛門殿

高廿石二斗二舛五合

備前との

内

内壹石殿役分

高五拾三石『、』

野崎吉左衛門殿

高十石

木脇刑部左衛門殿

内三石殿役分

高拾五石

垂野新左衛門殿

高三十石

江嶋五郎左衛門殿

高六十九石一斗六合『、』

丹生龜千代殿

内二石右同

高四十四石八斗

中嶋孫左衛門殿

高卅石

新太夫殿

内（白文）三石

高三石

平田与次右衛門殿

『又』高百石壹舛

中村藤八殿

高十五石八斗五升八合『、』

愛甲源左衛門殿

内二石右同

内壹石殿役分

高九石

岡本帶刀長殿

高五十六石『、』

春成長右衛門殿

高八石六斗四舛

黒木兵部左衛門殿

内壹石右同

高五十六石一斗六舛六合『、』肥後乙千代殿

『下』高四百八十五石一舛

丹生新三郎殿

内三石右同

高廿六石四斗九升

鬼塚六左衛門殿

内式石右同

臺所

内式石右同

与刀衆

高十石壹舛七合

四元助太郎殿

高卅五石三升五合

川野傳右衛門殿

高廿貳石九斗

川野四郎左衛門殿

内式石殿役分

高二十五石

大迫藤左衛門殿

高卅石八升

奥野与左衛門殿

納殿并臺所付衆

高四拾三石六升

溝口太兵衛殿

高卅壹石九斗貳升

石塚諸助殿

高四十石

瀬戸山休五殿
有馬善右衛門殿

内式石殿役分

内式石右同

高卅貳石七斗六升六合

肥田木休右衛門殿

高卅八石六斗

益山五平兵衛殿

内式石右同

高貳拾八石六斗

内倉何助殿

高廿石貳斗貳升五合

肥田早右衛門殿

内式石右同

内式石右同

高二十石

山内山助殿

高卅三石四斗貳升五合

牧瀬清右衛門殿

高廿壹石

勝田行丞殿

高卅石九斗五升七合

安藤次郎左衛門殿

高廿石

瀬戸口勘之允殿

高卅壹石八升

池上善助殿

高廿七石八斗三升

山内新兵衛殿

内式石右同

高廿壹石

松崎善兵衛殿

高七十八石八斗貳升

檢見崎勝内殿

高廿石八舛

黒木彦左衛門殿

内式石殿役分

高廿石壹斗三升

横山新三郎殿

高百三石七斗三升

家村造右衛門殿

高廿貳石三舛

四元清吉殿

高廿石四斗	根占勘之丞殿	高十五石	たい坊
高廿三石	三嶋三兵衛殿	内老石殿役分	
高二十石	内倉九左衛門殿	高十六石	洲邊平内殿
高卅五石四舛三合	川崎傳兵衛殿	内老石右同	
高廿六石四斗八升	有馬長門佐殿	高十四石五斗	窪多利助殿
高卅八石九斗九升四合	有馬玄蕃允殿	高十七石二斗三舛五合	たん坊
内老石殿役分		内老石右同	
高十九石九斗九升	中馬五郎兵衛殿	高十五石	春田孫市
高十五石八斗式升八合	山本八郎右衛門殿	高十三石	高崎善吉殿
高二十四石	大迫源藤殿	高十石	市來与三
高十石壹斗六舛	谷山刑部左衛門殿	高十六石	野瀬彦右衛門殿
高廿三石壹斗	河野金之允殿	高十五石六斗一升六合	池本李兵衛殿
内老石右同		高五石二夕	窪田藤左衛門殿
高十五石	神宮司舍人拯殿	高十石	有馬平助
高十石一斗三舛	山口孫左衛門殿	高拾石	永田次助
高十五石八升	崎本宗右衛門殿	高十石六斗壹升六合	清心
高十五石壹舛	神宮司茂右衛門殿	高十石壹升三合	吉井三右衛門殿
高十五石三舛	長田彦十郎殿	高五石	稲田五助
高十五石六斗三舛	二本清之允殿	高八石	田中金藏
高十二石	中村覚兵衛殿	高五石四斗	松山万右衛門殿

高三石五斗六升八合二才

勝田与平

高五石

川口新左衛門殿

高五石

長谷金藏

高五石

中馬吉右衛門殿

高五石

神崎早右衛門殿

高五石

宅間可助殿

高十一石六合五夕二才

有馬源兵衛殿

高五石

有馬金兵衛

内卷石殿役分

堅山助兵衛殿

高五石

濱田三助

高九石二斗四升

牧野吉右衛門殿

高五石

種田傳吉

高二十二石

奥関助殿

高五石

染川助藏

内卷石右同

藤田勝兵衛殿

高十石

水間藏助

高六石

後藤

高六石

中嶋近若

高四石五斗七升

福崎仁兵衛殿

高六石

窪迫右衛門殿

高三石八斗卷舛

田尻才之允殿

諸細工人衆

美坂次郎左衛門

高卅石石卷斗四升

園田善右衛門殿

高卅石五舛

寺師次郎左衛門

内卷石殿役分

萩十左衛門殿

高廿三石卷舛

与倉源兵衛

高五石

坂元兵左衛門殿

高廿石三斗五舛

河野四郎左衛門

高廿五石四斗

前田多左衛門殿

高十石

瓢作 吉右衛門

内卷石右同

田中藤左衛門殿

高拾石

三坂源右衛門

高五石

高拾石

高十石一斗四舛一合

蠟燭かけ衆五左衛門

高五石

常別當

川野三右衛門

高五石

川野三右衛門

高拾石

川野三右衛門

高五石

川野三右衛門

高拾石

川野三右衛門

高五石

川野三右衛門

高拾石

川野三右衛門

高五石

川野三右衛門

高拾石

川野三右衛門

高十五石 卷斗九舛 卷合
高十石 卷斗七舛

喧嘩 新左衛門
平野休兵衛

卷石 殿役分
高十五石六斗六舛五合

満壽院

寺社分

高千六百八石三舛六合

談儀所

高十五石四斗八舛四合

松本寺

内五石 殿役分

内右同 右同

三百石 御免許

右同 殿役分

三百石 護病

高十五石八舛

福藏院

高六百廿石 卷斗四合

座主領

内三石 御免許

内八石 殿役分

高百石 式斗九舛

寶珠院

百石 御免許

内廿石 御免許

高卅貳石六斗六升三夕

小城権現領

四石 殿役分

高百六拾三石 卷斗九升

寶持院

高十八石三斗八舛八合

文珠院

内百石 御免許

高廿五石五斗 卷合

如來堂

三石 殿役分

内三石 御免許

高七十卷石六斗七升

大興寺

五石 春日御祭礼ニ付御免許

内三十石 御免許

二石 殿役分

三石 殿役分

高十六石六斗三舛四合

郡元座主

高廿九石九斗四合

千手院

内十石 御免許

内三石 右同

式石 殿役分

高四十七石四斗五舛七合 光明寺

内十石 御免許

二石 殿役分

高三十三石 若宮領

内十五石 御祭礼ニ付御免許

老石 殿役分

高三石壹舛三合 大海八幡領〔汝敷〕

高十石八斗壹舛 摩利支天領

高卅八石壹斗壹舛九合 諏訪太夫

高三石貳斗六舛 西田 諏訪領

高貳石六斗六舛 池之上 權現領

高五十七石九斗七舛七合 多賀領

内老石 殿役分

高百石五斗 飯綱領

内三石 殿役分

卅石 御免許

高三百卅五石壹斗五舛三合 護广所領

高五拾貳石 大明寺

内二石 殿役分

十五石 御免許

高八石貳斗六舛六合 春日領

高貳石五斗壹舛 諏訪領

祭礼

高千七百卅七石八斗七舛 福昌寺

内二十石 右同

三百石 御免許

高五百廿一石三斗七舛 南林寺

内百石 右同

高貳百廿石三舛七合 興國寺

内八石 殿役分

百石 御免許

高五百廿石三舛七合 妙谷寺

内八石 右同

百石 御免許

高三十石 龍盛院

内壹石 殿役分

廿石 御免許

高卅石貳斗壹舛五合 大徳寺

内二石 右同

廿石 御免許

高百四石四斗七舛七合 笑岳寺

内卷石 右同

廿石 御免許

高五十石五斗五舛三合

不断光院

内卷石 殿役分

十石 御免許

高五百四拾卷石四舛九合

浄光明寺

内十四石 右同

百石 御免許

高七石式斗六合六夕

花春軒

内卷石

高卅石三斗式合

深固院

内卷石

高六拾石四舛九合

惠燈院

高十卷石六斗四合

良等院

高四拾二石式斗一舛四合

上山寺

高八石卷斗七合

法花寺

高卷石八斗卷舛

积迦領

高千百六石五斗式升卷合

新田領

内四石 殿役分

百石 御免許

四石 歳暮やしき

高三百五拾石卷舛八夕 泰平寺

内十石 殿役分

五十石 御免許

高三百七十二石五斗式合 東霧島

内八石 殿役分

廿石 御免許

高百石二斗八舛一合三才 冠嶽

内廿石 右同

五石 祭礼ニ付御免許

五石 殿役分

高八十石八斗四舛九合 三光院

内三石 殿役分

廿石 御免許

高六十石 彦山領

高百石式斗八舛卷合 廻向院

高五拾石 愛岩領

高百石 伊勢領

高拾石 東福寺 愛岩領

内十石 殿役分

根占田代之

高五石九斗

寶光寺

吉田之

高卅石九舛

津友寺

内卷石 殿役分

大隅之

高四拾石

西光寺

内貳石 右同

高五拾石

紫尾領

内貳石 右同

荒田之

高貳石六才

八幡 領

一所衆

高壹万八千六百八拾九石三斗六舛又四郎殿

内三百五十二石殿役分

高壹万八石六斗七舛

下總守殿

内百廿二石殿役分

高壹万三千五百八拾石八斗二舛 下野守殿

内百四十石右同

高三千百十八石九斗九升一合一夕 豊後守殿

内五十石右同

高四万三千百十五石壹斗七舛 北郷讚岐守殿

高貳千五百石

佐多又太郎殿

内廿四石右同

高千五拾八石三斗九升

新納殿

高二千九百三十三石三斗壹舛

喜入攝津守殿

内廿四石右同

高三千三百七拾貳石一斗六舛 根占右近太夫殿

内三十三石右同

高壹万三千三百五拾石四斗六升 北郷加賀守殿

内百五十石

高四石八斗

中務太輔殿

内百廿石右同

高六千二百九十七石五斗 澁谷石見守殿

内百八石右同

高四千九百九十壹石貳斗 肝付長三郎殿

内五十八石右同

高七千四百九十六石五斗二舛 種子嶋殿

内十三石右同

合拾三万九百卅三石八百八十三石四斗五升九合一夕一斗四舛九合

『高百石

正阿弥

『高五百二石三斗四升 田邊屋 道与

高六十石 蔭繪屋 彦七

高三百石 虎屋

從國分之移衆

『高千百拾貳石九斗六升壹合 大膳亮殿

内門屋數十三

『高二千七拾六石壹斗貳升六合 北郷掃部助殿

内五十四内明やしき十三

『高千百十石七斗八升 鎌田支蕃助殿

内三十一

『高千二百九拾八石貳斗八升 吉田美作入道殿

内十九

『高千八百六石六斗四升四合 山田民部少輔殿

内貳十九

『高千百卅石貳斗八升八合五才 相良彦次郎殿

内三十

『高五百石 喜入吉兵衛殿

内十三明やしき

『高四百石 本田大炊太夫殿

『高五百石 平野六郎左衛門殿

『高五百四十四石七斗八升三合 金存坊

『高五百五十石 税所助七殿

門やしき十

『高五百石三斗壹升四合 猿渡新助殿

門やしき十

『高五百拾五石八斗七升六合 野村但馬守殿

『高五百拾石四斗六升六合 福崎新兵衛殿

『高四百五十石 阿多甚左衛門殿

門やしき十

『高四百石 本田三河守殿『六右衛門コト』

同十四

『高四百拾壹石三斗七升 田代刑部少輔殿

同十二

『高四百壹石七斗八升七合 東郷安房入道殿

同十四

『高四百石 上原右衛門入道殿

同十

『高四百石壹斗四升四合 伊地知利兵衛殿

同十

『、』高三百九十石五斗八舛四合 吉田六郎右入道殿

同十

『、』高三百八拾石 相良勘解由殿

やしき九ツ

『、』高三百卅五石九斗 米良新右衛門殿

同八

『、』高三百三十石卷斗卷舛八合 川上又左衛門殿

同七

『、』高三百石卷斗七合 和田乗助殿

同十

『、』高三百石 三原次郎左衛門殿

同六ツ

『、』高百八十卷石 伊地知治左衛門殿

同七ツ

『、』高三百石六斗五舛八合 小野左京殿

同廿五同明やしき十四

『、』高三百石二斗卷舛卷合 大山六右衛門殿

同七ツ

『、』高三百四石四斗三舛式合 佐多越後守殿

同七

『、』高三百五石四斗六升六夕 町田甚兵衛殿

同七

『、』高三百三十石六斗五升 米良権助殿

同九

『、』高貳百廿石卷合 大野右近將監殿

同五

『、』高貳百石 野村才右衛門殿

同五

『、』高貳百八十三石六斗式升 瑞仙

同七

『、』高貳百石 下村主水佐殿

同四

『、』高三百拾四石 河野猪右衛門殿

同七

『、』高貳百石 税所弥右衛門殿

同七

『、』高二百拾石卷舛 町田駿河守殿

同三

『、』高二百五十四石式斗五舛五合 児玉四郎兵衛殿

門やしき六

『高二百六十石五斗三升 山田土佐守殿

同七

同五ツ

『高百石三斗六升弍合

長濱与兵衛殿

『高二百二十二石九斗六升

遠矢金兵衛殿

同六ツ

同七

『高二百二十二石五斗三升八合

大寺主計助殿

『高弍百五十石

平田狩野助殿

同六ツ

同四

『高三百十石六升

米良休右衛門殿

『高弍百石七斗九升

鮫嶋大藏允殿

同五ツ

同十同明やしき五

『高二百石

川越右近將監殿

『高百八拾石

野間孫兵衛殿

同五ツ

同四

『高百五拾石

上原源右衛門殿

高八十石二升四合

永吉伴兵衛殿

同十三明やしき二ツ

同五ツ内二ツ明やしき

『高百十五石

爲阿弥

『高百五拾七石三斗六升六合

東郷長門守殿

同四ツ明やしき二ツ

同四ツ

『高百石

阿多才兵衛殿

『高百五十石七斗三升

野村織部佐殿

同門やしき四ツ

『高百五十石三斗六升

木原七郎左衛門殿

『高百石三升弍合

松本彦左衛門殿

同五ツ

同六ツ内明やしき四ツ

『高百四拾石

月野石見守殿

『高百二十石

鎌田四郎左衛門殿

同五ツ

同四ツ

『高百二十六石七斗四合

大寺奎兵衛殿

『高百石

阿多周防入道殿

同四ツ

『、』高百卅五石卷斗六升

妹尾傳兵衛殿

同三ツ

『、』高百十七石五斗三升

折田六左衛門殿

同四ツ

『、』高百二十石

市來太郎右入道殿

同三ツ

『、』高百三十石八升三合

税所李之允殿

同四ツ

『、』高百貳拾石四斗八升

瀬戸口三左衛門殿

同三ツ

『、』高百二十石八升六合

福屋助七殿

同三ツ

『、』高百貳十石三斗

山口早左衛門殿

同四ツ

『、』高百拾六石

高崎民部少輔殿

同七ツ

『、』高百石
同七ツ内明やしき一ツ衆中やしき一ツ

同四ツ

『、』高百五十石

有馬仁右衛門殿

同貳ツ

『、』高百石五斗四升

家村采女佐殿

同三ツ

『、』高百石

岩切与平次殿

同三ツ

『、』高百石五斗四升

黒田才兵衛殿

同三ツ

高九拾石四斗七升

塚田相右衛門殿

門屋敷四ツ

『、』高百九石貳斗八升

徳永源兵衛殿

同二ツ

高七十石

慶阿弥

門屋敷三ツ

『、』高百五拾石卷斗六升六合

大迫平左衛門殿

同二ツ

高七拾石

川野又右衛門殿

同六ツ

『、』高百六拾石

阿多源左衛門殿

同三ツ

高九拾石三斗八升

中村喜兵衛殿

同三ツ

高八拾五石式斗式升六合、
村田源左衛門殿

同二ツ

高五十石、
宮原右兵衛殿

門屋敷二ツ

高八拾石卷斗九升式合、
市來善兵衛殿

高七十石四升五合、
松崎左右入道殿

同やしき一ツ

高七十石、
國分民部左衛門殿

同三ツ

高四十六石
津曲八郎三郎殿

同三ツ

高七十石、
長濱十郎兵衛殿

同卷ツ

高七拾三石九斗五升三合、
浦川左左衛門殿

同六ツ

高七拾五石、
山田弥兵衛殿

同二ツ

高七拾石八斗卷合、
肝付作右衛門殿

同二ツ

高六拾石、

同二ツ

高九拾石式斗五升、
鎌田主馬首殿

同八ツ

高六十石、
染川彦市殿

同二ツ

高六十石七斗八升、
平田弥平次殿

同五ツ

高六拾石、
河嶋源藤殿

同二ツ内明やしき一ツ

高六十石、
福崎小左衛門殿

同二ツ

高六十石七斗式合、
等意

同二ツ

高四拾石
新納式部少輔殿

同一ツ

高六拾三石、
湯地左近將監殿

同三ツ

高六拾石、
岩切彦七殿

同二ツ

高六拾石、『』川上治部右衛門殿

同二ツ

高七拾壹石七斗七升、『』川村帶刀兵衛殿

同二ツ

高五拾四石三舛八合、『』村岡城之助殿

高五十七石四斗三升、『』井尻八郎兵衛殿

同門やしき三ツ

高三拾七石八斗五升 本田与藏兵衛殿

同三ツ

高五拾壹石八斗、『』勝目助左衛門殿

同二ツ

高四十石五斗三升 純賀

同二ツ

高四十石 雨蓮

高四拾石 泉昌坊

高四拾石 相良七藏殿

高六拾五石、『』郡山六兵衛殿

同三ツ

高三十三石 吉井郷右衛門殿

同二ツ

高六拾六石、『』岩切仲右衛門殿

同四ツ

高卅六石五斗四合 永蘭

内壹石殿役分

高 休阿弥

高五石五合 大仙坊

高八十六石五斗四升、『』青山休左衛門殿

門やしき四ツ

高五拾六石、『』松田万右衛門殿

同三ツ

高貳十石 肥後權之允殿

高十石九合 萩原慶左衛門殿

高七石 岩崎孫左衛門殿

高八拾壹石九斗五合、『』津留加十郎殿

高八十石三舛貳合、『』本田奎助殿

内三石殿役分

高七十石、『』三俵後室

門やしき二ツ

高五拾九石七斗三舛壹合、『』長谷場主膳正殿

高五拾石三舛七合、『』野村玄蕃佐殿

高五十石『、』

井尻宗五郎殿

高八拾石『、』

山内市兵衛殿

同三ツ

門やしき三ツ

高五十石『、』

入江市左衛門殿

高四拾五石三斗九升

田中源八左衛門殿

同二ツ

同三ツ

高五拾石『、』

松本市右衛門殿

高四拾六石八斗七舛三合

二木才右衛門殿

但無公役同二ツ

同二ツ

高七拾六石七舛六合『、』

岡本主計助殿

高三十五石

加治木六之允殿

同三ツ

同一ツ

高四拾石式舛六合

兒玉五右衛門殿

高二十石

別府源次郎殿

同三ツ

同一ツ

高三十六石

稻津伊豆守殿

高

川越助三郎殿

高卅壹石四舛貳合

貴嶋和泉守殿

高四拾石

久木田權右衛門殿

同一ツ

同一ツ

高二十石

町田八左衛門殿

高五石

藥丸宗兵衛殿

同一ツ

高六石

美坂仲兵衛殿

高三十石

西郷八郎左衛門殿

高十石三斗五升

濱田太左衛門殿

門やしき一ツ

高六十九石『、』

江田源助殿

高六石

徳田翁兵衛殿

同二ツ

高十四石五斗五升三夕

野間勘兵衛殿

高拾石

肝付孫三郎殿跡

高拾五石

頼娃半助殿跡

高十石

四元五郎左衛門殿

高拾七石卷斗

木脇若狭守殿

高四拾三石卷舛五合

萬細工

大乘坊

同一ッ

明門卷ッ

高四拾石

宮内六兵衛殿

高四拾三石卷舛五合

取皮巻

岡村治右衛門殿

同一ッ

右同

高八拾石『、』

調所少内記殿

高四拾三石五斗七升

紺かき

岩切少堅物殿

同一ッ

やしき一ッ

諸細工人衆

暈さし

長江休右衛門殿

高卅石三舛九合

右同

上村主税助殿

高八拾石『、』

長江休右衛門殿

内一石殿役分

金細工

岩城与次右衛門殿

門やしき二ッ

金細工

向井勘解由左衛門殿

高卅石四舛式合

弓細工

鶴丸弥右衛門殿

高六拾石『、』

添さいく

長谷場主水佐殿

高廿石三舛三合

萬細工

井畔五郎介殿

同一ッ

右同

大迫喜右衛門殿

高二十石

皮や

内田源次郎殿

高五拾石『、』

同卷ッ

鉄さいく

重信丹波助殿

高式拾石

紺かき

田中与三右衛門殿

高六拾石五斗『、』

同一ッ

磨

鎌田市右衛門殿

内老石 殿役分

漆細工

吉井新左衛門殿

高五拾石『、』

ほり物師

倉野平次郎殿

高

十石 職分

漆細工

吉井新左衛門殿

金細工

高

高式拾九石三斗六升

相良七藏殿

右同

高十石

赤塚与八左衛門殿

鍛冶大工業

高五拾石ノノ

長田次郎太郎殿

高三拾九石八斗

有馬讚岐守殿

高三拾五石

長瀬權助殿

十石 職分

高卅一石五斗式舛七合

小倉孫左衛門殿

高四拾石

岩下藤次兵衛殿

内廿石 職分

高二十壹石

武元九左衛門殿

内二右 右同

高卅八石五舛三合

大浦休内殿

高式拾石八合

染川善六殿

高卅壹石六合

黒川新五兵衛殿

内十七石 職分

内二十石右同

高式拾壹石式斗三升七合

宮下甚六左衛門殿

高二十石

津曲仲左衛門殿

内壹石 殿役分

高式拾石

伊地知太郎兵衛殿

高式拾石五斗三合

右同

武元藤兵衛殿

高式拾石

飼井拾助殿

高式拾石

右同

竹下弥次右衛門殿

高二十石

川俣賀兵衛殿

『』高百斛

道正

内壹石殿役分

但無役

高式拾石

高山清左衛門殿

但職分

高式拾石

高山吉左衛門殿